

## 第2部 風水害等対策



# 第1編 災害予防計画



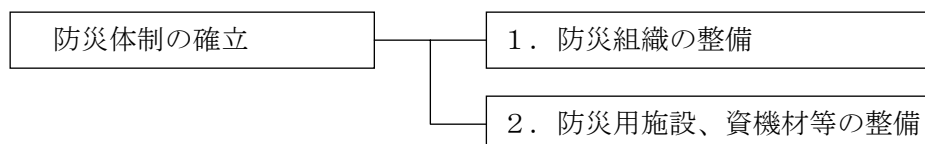
# 第 1 章 防 災 体 制 の 確 立

近年、生活様式の変化や都市化の進展とともに、発生する被害の形が複雑・多様化してきており、以前ならば、大きな災害には至らないと考えられた程度の自然現象が、予想以上の被害をもたらすというケースも見られる。

北海道や、紋別市をはじめとする防災関係各機関は、日ごろからそれぞれの責任分野において、被害を最小限にするための様々な予防対策に万全を期するよう努めている。

また、一たび災害が発生した後は、関係機関が一斉に様々な応急・復旧対策を講ずることとなる。

災害に際して、各防災関係機関は組織体制を確立し、災害応急・復旧対策の実施に当たらなければならないが、そのための防災組織を整備するとともに、平常時から防災救助施設等の整備を図っておく必要がある。



## 1 . 防 災 組 織 の 整 備

### 【計画の方針】

防災関係各機関は、日ごろから被害を最小限にするため防災組織の整備に努め、予防対策に万全を期するよう努める。

一たび地震などの災害が発生した後は、市長は災害対策本部を設置し、各防災関係機関との緊急連絡協力の下に様々な応急・復旧対策を講じなければならない。

### 【計画の内容】

#### 1. 紋別市

紋別市は関係法令、条例に基づき、次の防災組織を設置する。

##### (1) 紋別市防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき、紋別市の地域に係る防災行政を総合的に運営するために設置する。

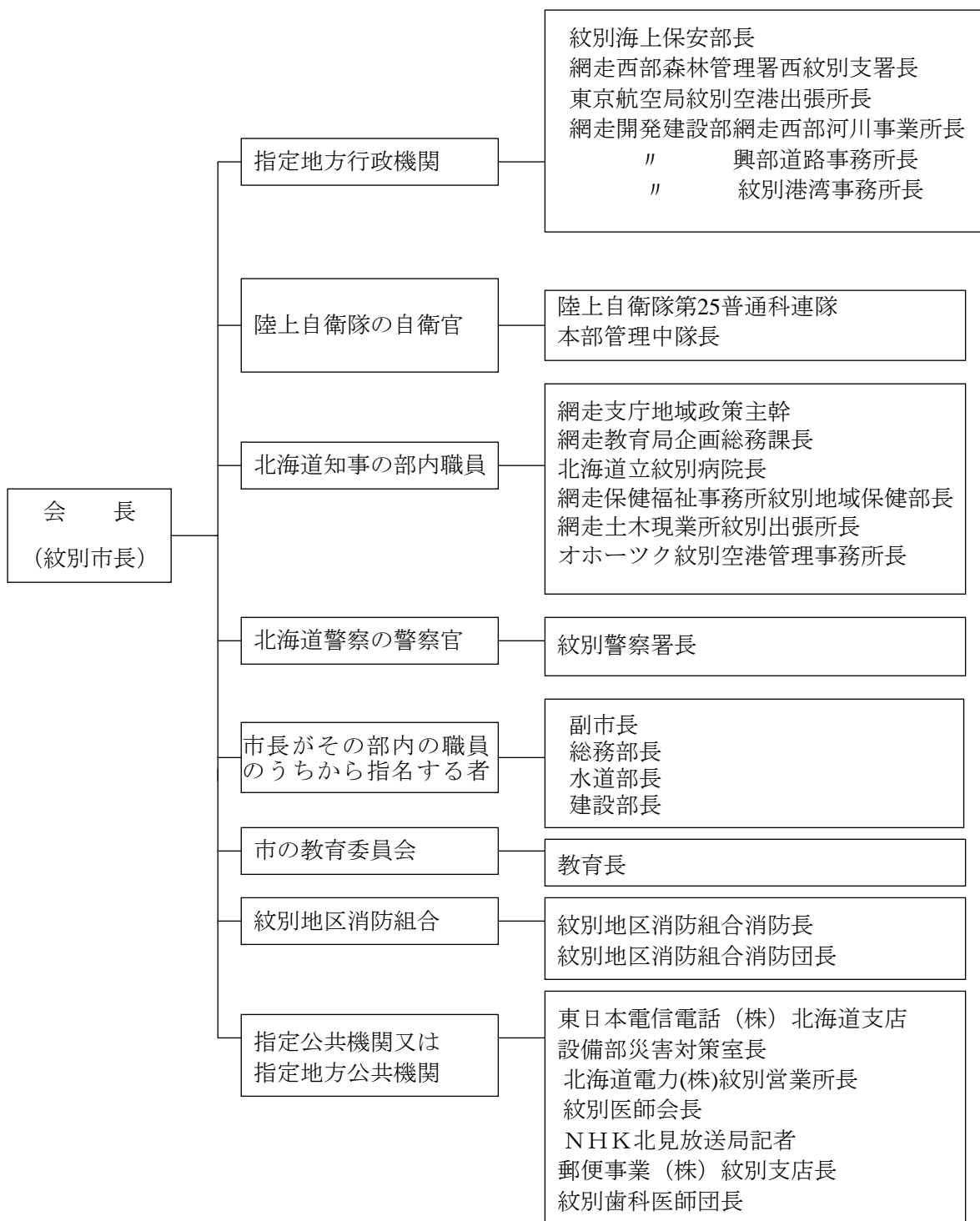
##### ① 編 成

紋別市防災会議の編成は、紋別市防災会議条例の定めるところによる。

紋別市防災会議条例については資料編参照のこと。

##### ② 紋別市防災会議の組織

防災会議は、会長及び委員をもって組織し、会長は市長をもって充てる。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。



③ 紋別市防災会議の運営

紋別市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法、同法施行令、紋別市防災会議条例及び紋別市防災会議運営規定に定めるところによる。（資料編参照）

④ 所掌業務

- ア. 紋別市地域防災計画の作成及びその実施の推進。
- イ. 紋別市の地域に係る災害が発生した場合における当該災害に関する情報の収集。
- ウ. 前各号に掲げるもののほか、法律又は政令により定められる権限に属する事務。

(2) 紋別市災害対策本部

① 設置の根拠

- ア. 災害対策基本法第23条第1項
- イ. 紋別市災害対策本部条例（資料編参照）

② 所掌業務

地域防災計画の定めによる市域の災害予防及び災害応急対策の実施

③ 組織

- ア. 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総轄し、所部の職員を指揮監督する。
- イ. 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ウ. 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。  
なお、紋別市災害対策本部組織は、「第2部第2編 第1章 応急活動体制の3.」に掲載

2. 道

北海道は、市町村を包括する団体として、次の防災組織を設置する。

- (1) 北海道防災会議
- (2) 支庁地域災害対策連絡協議会
- (3) 北海道災害対策（連絡）本部
- (4) 北海道災害対策地方（連絡）本部

3. 防災関係機関

市域を所管又は市内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、防災計画及び応急対策の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

4. 自主防災組織

(1) 根拠及び目的

災害対策基本法第5条第2項に基づき、地域住民自ら防災活動の推進を図るため、自治会を単位として設置する。

(2) 組織の規約

自主防災組織を円滑に効率よく運営していくため、その実態を考慮し、基本的な事項については、規約を設けておく。

(3) 組織の活動内容

[平常時の活動]

- 1. 防災知識の普及
- 2. 防災訓練の実施
- 3. 防災用資機材の整備・点検

#### (4) 避難場所・避難路の確認

[災害時の活動]

1. 市内の情報の収集・伝達
2. 出火防止・初期消火
3. 負傷者の救出・救護
4. 避難誘導
5. 給食・給水・救援物資の配布

#### 5. 事業所

紋別市に存する事業所は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう、的確な防災活動を行う。このため、自主的な防災組織（自営消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努めなくてはならない。

その具体的な活動はおおむね次のとおりである。

- (1) 防災訓練と防災教育
- (2) 情報の収集・伝達方法の確立
- (3) 火災その他の災害予防対策
- (4) 避難対策
- (5) 応急救護対策
- (6) 地域の防災活動への協力

#### 6. 消防組織

本市の消防力は、消防本部・消防署・派出所合計45人、消防団 174人である。

(平成21年5月1日現況)

## 2 . 防 災 用 施 設 、 資 機 材 等 の 整 備

### 【計画の方針】

災害の未然防止及び発生時における被害軽減のため、防災上必要な施設、機械器具及び資材等の充実強化、整備に努める。

### 【計画の内容】

#### (1) 消防施設の整備拡充

1. 消防庁舎、消防自動車、消防通信施設、消防水利、消防資機材は逐次増強を図る。
2. 老朽化したものは、逐次改築又は更新及び補修を行う。
3. 施設及び資機材の整備点検

関係機関は、災害出動の際支障のないように施設及び資機材の整備点検に努める。

消防署（支署・派出所）	毎日の点検整備
消防団	毎月一回以上の点検整備
消防署（支署・派出所）	災害現状活動終了後の点検整備

(消防施設、消防水利等については資料編5-4「消防施設」等を参照)。



## (2) 水防施設の整備

水害に対処するため、水防法(昭和24年法律第193号)の規定により、市内の区域における水防の責任を十分に果たし、水害を予防、又は水害による被害を軽減するために必要な水防倉庫・水防資材等の水防施設を充実強化する（水防倉庫・水防資材等については資料編参照）。

### ① 施設及び資材器具の整備

水防管理者は、水防用施設及び資材器具を整備し、緊急に必要が生じた場合は水防本部長又は消防団長が使用又は収用するものとする。

### ② 水防用資材の点検配備

市及び関係機関は、常に水防資材の確保に努め、備蓄資材の点検整備を実施する。

点検整備	水防倉庫の備蓄資材の点検整備
資材の更新	備蓄資材のうち、腐敗、損傷のおそれのあるものは更新し、常に新しいものを備える。
資材の調達	杭、土嚢、ブルーシート等は、あらかじめ調達方法を検討しておく。
補充	資材、機材を使用し減損した時は直ちに補充する。

## (3) 救助用機械器具の整備

① 市及び消防関係機関は、平常時から災害発生に備えて救助用機械器具の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し直ちに使用できるよう点検整備しておく（資料編参照）。

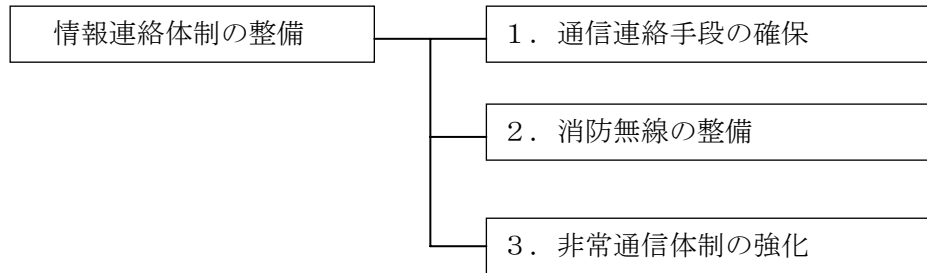
② 市及び防災関係機関は、救助活動が円滑に実施できるよう他の機関、民間団体、業者等が所有する救助用機械器具等の実態を把握するとともに、災害時にはこれらの機械を借上げできるよう協力体制を確立しておく。



## 第 2 章 情報連絡体制の整備

災害時には、各防災関係機関が有機的な連携の下、被害状況を的確に把握し、迅速な救急・救護活動、避難誘導等の応急対策を実施することが求められる。また、災害に対して住民が冷静な行動を取れるよう、適切な情報を、タイミングよく提供しなければならない。

防災関係機関相互の連携を円滑に行い、住民に対しても適切な情報を伝達するため、通信手段・通信体制を整備し、情報連絡体制を確立することが重要である。



### 1 . 通 信 連 絡 手 段 の 確 保

#### 【計画の方針】

災害による電気通信設備の障害の未然防止や、故障時の回線の迅速な復旧を、本市において事業を展開している電気通信事業法に定める事業者に要請する。

また、道及び市をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性を強化するとともに情報通信路の多重化を図り、危険分散に努める。

#### 【計画の内容】

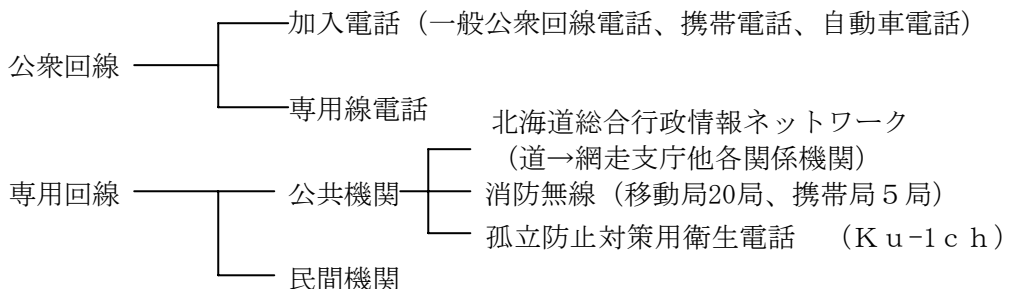
(1) 情報通信機能の多重化

携帯電話や自動車電話の導入など、複数の通信手段を確保することで危険分散を図る。また、混乱の中でも正確な情報伝達が可能なFAXやインターネット利用を推進する。

(2) 停電に備えての予備電源の確保

(3) 災害時の通信連絡の手段

災害時の通信連絡の手段としては、次のような有線・無線電話がある。



## 孤立防止対策用衛生電話（K u - 1 c h）

方面別	設置場所
紋別	N T T 紋別営業所
幌内	幌内警察官駐在所

## 2 . 消 防 無 線 の 整 備

### 【計画の方針】

市は、情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行い、消防活動が円滑に実施できるよう消防無線の整備充実に努める。

## 3 . 非 常 通 信 体 制 の 強 化

### 【計画の方針】

災害時、公衆通信回線の途絶等によりその利用が困難になった場合の通信機能確保のため、非常時に使用可能な通信設備をあらかじめ把握し、その無線局の設置者及び関係団体等の協力を得て非常通信協議会を結成している（関係法令：電波法第74条第1項、災害対策基本法第57条、第79条、災害救助法第28条及び水防法第27条）。

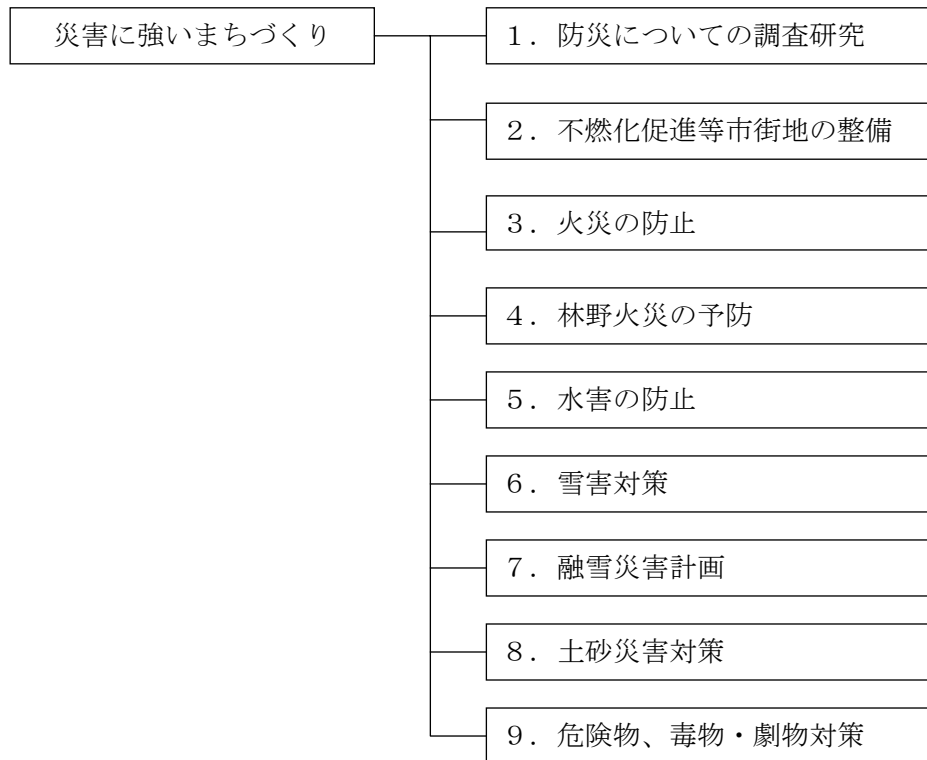
### 【計画の内容】

#### (1) 非常通信協議会を通じた非常通信体制の強化

警察、消防、水防、電気等の事務又は事業を行う機関その他の非常通信協議会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、北海道地方非常通信協議会（事務局；北海道総合通信局無線通信部陸上課）を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

## 第 3 章 災 害 に 強 い ま ち づ く り

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、災害をあらかじめ予測し、それに応じた対策を実施することとし、「被害を発生させない・拡大させない」ことを目的として、日ごろから災害に備えた「災害に強いまちづくり」を進めることが必要である。



### 1 . 防 災 に つ い て の 調 査 研 究

#### 【計画の方針】

地域の現況特性の把握は防災についての調査研究の最も基礎をなすものであるが、社会的条件一般的な既存資料を活用し、自然的条件は、災害の発生又は危険が予想される箇所の事前調査や、地形変動と地盤構造、活断層の分布、液状化の危険度等について調査する。

また、市には気象・水位・地震の観測施設があるが、これら観測業務と適切な通知等により自然災害を未然に防止するため、気象観測業務施設の整備充実を推進する。

#### 【計画の内容】

- (1) 災害地形に関する調査の実施（第3部第1編第1章参照）
- (2) 災害の想定、地震災害の被害想定（第3部第1編第1章参照）
- (3) 本市の危険個所の調査（第4部資料編3参照）

(4) 防災パトロール等

防災パトロールの実施あるいは危険箇所の周知を行うことにより、災害発生予測並びに災害想定を立て、予防、応急及び復旧の諸施策を検討する。

(5) 消防機関による調査

① 消防地理調査

常に地形、地勢の状況を調査し、特に道路工事及び各種事業における道路事情を把握して、火災出動時における消防自動車の通行に支障のないよう努めるとともに、冬期間の除雪については、幹線道路を確保する等万全を期するものとする。

② 消防水利調査

防火水槽、消火栓及び防火井戸等消防水利の調査は、毎日又は毎週実施し、火災発生時に支障のないよう努める。特に冬期間は消防水利の除雪、消火栓の凍結防止に努めるとともに状況を周知するものとする。

## 2 . 不燃化促進等市街地の整備

### 【計画の方針】

本市の中心部には、老朽化した木造建築物、消防車両の侵入困難な道路、住宅と業務施設との混在など、防災上、必ずしも安全とはいえない箇所も点在していることから、都市地域における防災化は災害予防対策の基本であって都市機能の整備、都市環境の向上など、防災を含む総合的な対策を講じて「災害に強いまちづくり」を進める。

### 【計画の内容】

(1) 建築物の不燃化の促進

火災による被害拡大防止のため、住宅密集地区の耐火建築の促進に努める。

(2) 防災空間の整備拡大

災害による被害を軽減するため、防災空間の整備、緑地の確保及び公園街路等の都市施設の整備を推進し、生活環境の向上と安全性の確保に努める。

① 公園・緑地の整備

公園・緑地は、災害時の避難救援活動の場所あるいは大火災の延焼遮断帯として防災上重要な役割をもっているため、園内における耐火性に優れた植栽帯の整備をはじめ、災害応急対策に必要な施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。

② 道路の整備

道路は、震災時には避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすのみならず、延焼防止など災害に強いまちづくりに資するところが大きい。このため、防災上の観点から、幹線道路の整備を促進する。また、震災による交通遮断を避けるため、代替性を確保した道路交通体系の整備を行う。更に、電柱の倒壊等による災害の防止に努める。

(3) 都市地域の防災化

都市機能の向上を図るとともに、安全な都市を目指して、市街地再開発事業や土地区画整理事業の推進に努める。

### 3 . 火 災 の 防 止

#### 【計画の方針】

近年、建築物の高層化及び多様化、危険物需要の拡大等により大規模火災の発生及びこれに伴う人的、物的被害が生じると予想される。

火災の発生を未然に予防し、また、いったん火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防体制を整備するとともに、地域ぐるみの火災予防を推進する。

#### 【計画の内容】

##### 1. 消防体制の強化

##### (1) 消防組織の整備

消防力の基準に則り、年次計画により職員の増員を図る。

##### ① 消防力の現況は次のとおりである。

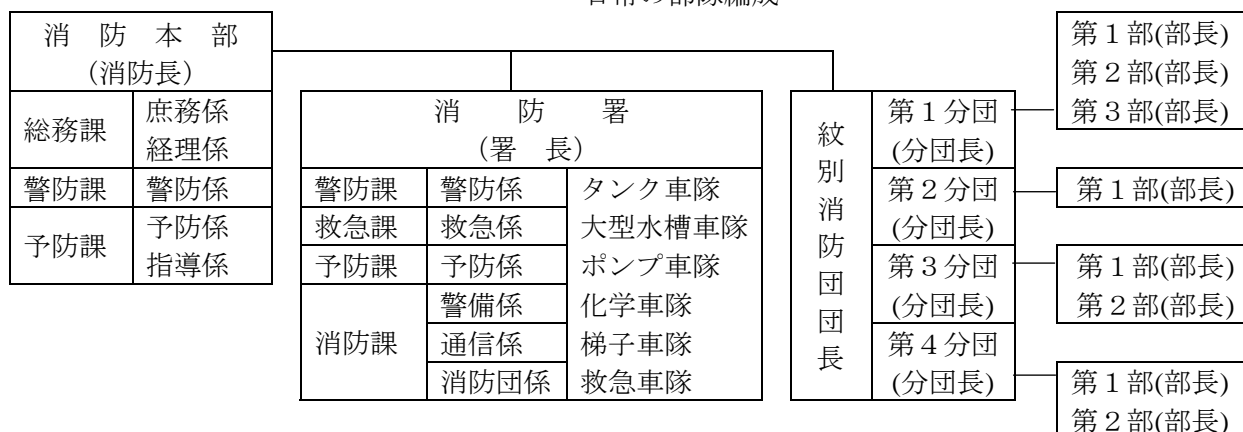
#### 消防力の現況

紋別地区消防組合 消防本部 条例定数 11名	消防長 総務課 警防課 予防課	庶務係・経理係 警防係・機械係 予防係・指導係
消防署 条例定数 35名	消防署長 副署長 警防課 救急課 予防課 消防課 上渚滑派出所	警防係・管理係 救急係 予防係 警備係・通信係 消防団係
紋別地区消防組合紋別消防団 条例定数 195名		1分団市街地 2分団渚滑 3分団上渚滑 4分団小向・沼上

##### ② 消防隊の編成

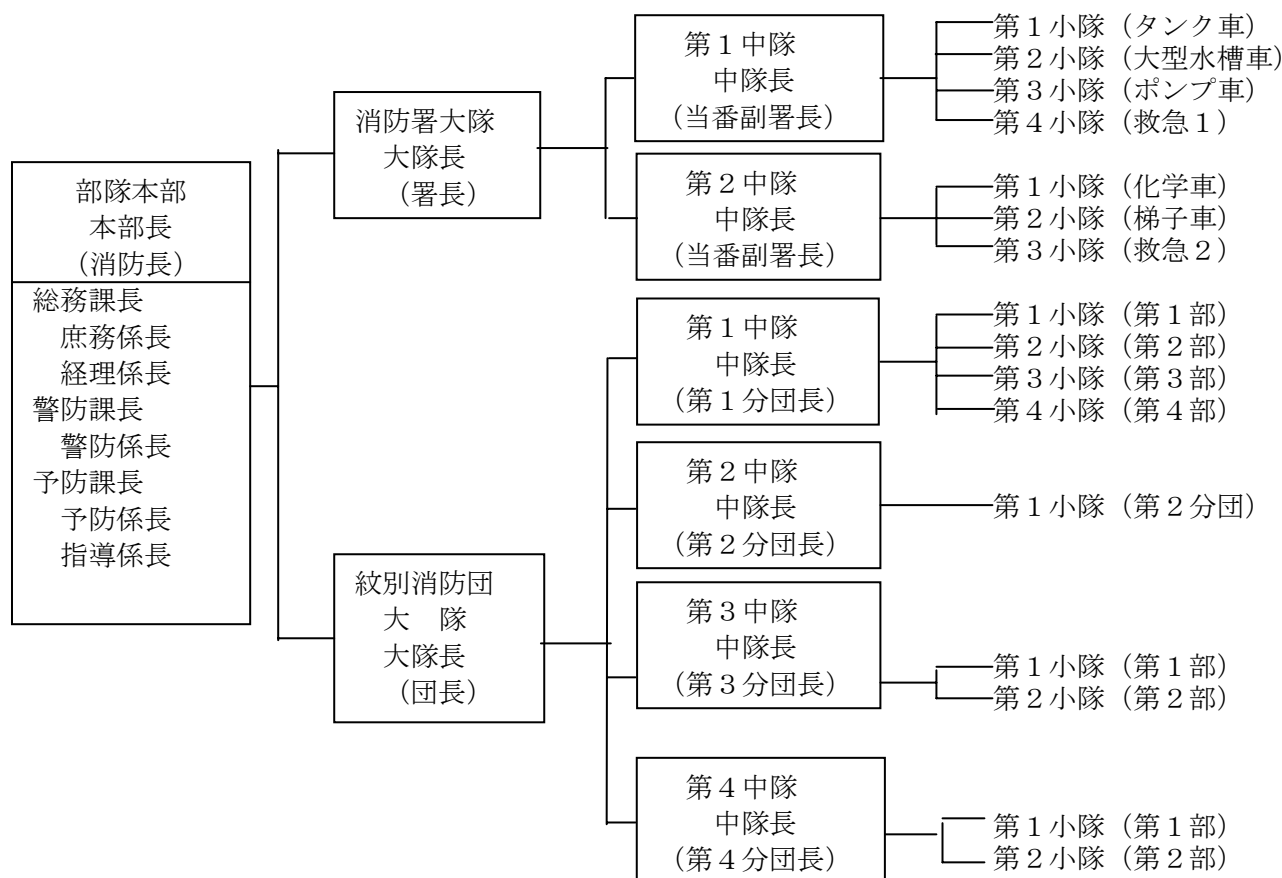
##### ア. 日常の部隊編成

#### 日常の部隊編成



#### 4. 非常災害時の編成

非常災害時の消防本部、消防署及び消防団の部隊編成は下図のとおりである。  
非常災害時の部隊編成



#### 2. 火災予防対策

火災の未然発生防止と、被害を最小限にとどめるため、次の措置を講ずる。

##### (1) 一般家庭に対する指導

ポスター、新聞、テレビ、広報紙などを利用して、一般家庭に対する消火器具の普及など市民の防火意識の高揚を図るとともに、消火器具の取扱い方を指導し、初期消火のための体制づくりを推進する。

##### (2) 予防査察の実施と消防用設備の整備指導

防火対象物の予防査察を定期的実施し、火災危険箇所の改善を指導するとともに、火災の早期発見、初期消火のため、消防用設備の設置及び整備を指導する。

##### (3) 防火管理体制の整備

店舗、旅館、ホテル、病院等防火対象物の防災管理体制の確立を図るため、防火管理者講習会を実施し、防火管理の徹底に努める。

##### (4) 防火思想の普及

広報、映画、防火座談会を通じ、住民に防火思想の普及を図る。



(5) 避難、消火訓練の指導

各種防火対象物及び団体に対し避難、消火訓練の指導を行う。

(6) 防火クラブ等の育成

少年消防クラブ、婦人消防隊などの自衛消防隊の活動を指導するとともに、地域ぐるみの防火組織の育成を図る。

## 4 . 林 野 火 災 の 予 防

### 【計画の方針】

近年、ハイキング、山菜採り、魚釣り等の森林利用者が増加している。林野火災の発生原因の多くは人為的なものであるため火災発生を未然に予防するため、次のような対策をとる。

### 【計画の内容】

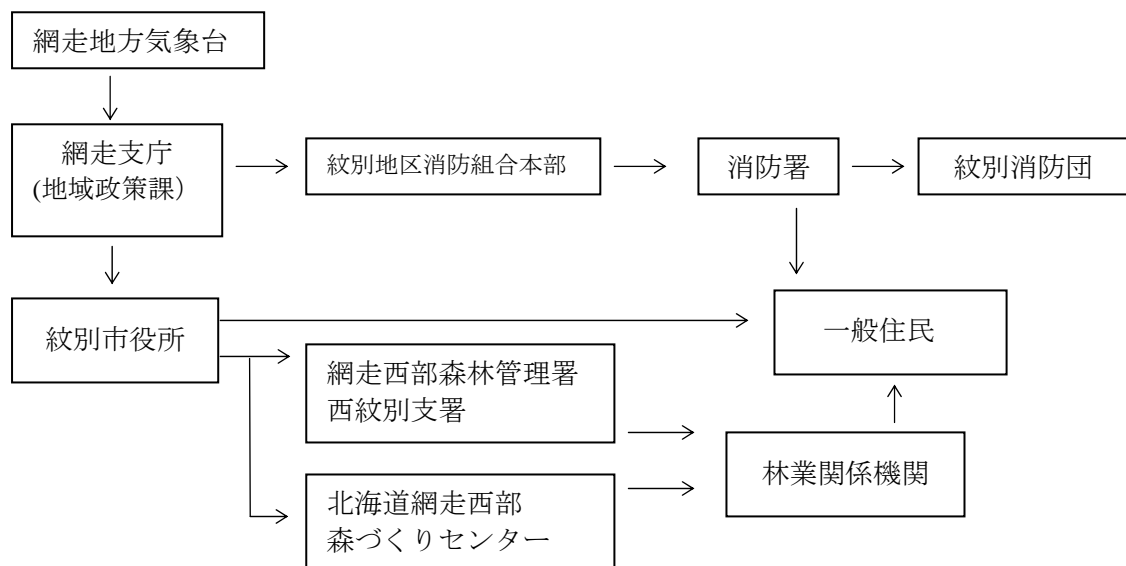
(1) 広報活動の充実

森林の利用者、所有者に対して広報活動を実施し、林道及び登山口等にポスター、警報板等を配備するほか、学校、地域住民に対して林野火災予防思想の普及を図る。

(2) 気象情報連絡体制の確立

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな誘因となるため、気象予警報を的確に把握し、予防の万全を期するため、次により気象情報の連絡体制を確立する。

林野火災気象通報連絡系統図



### (3) 予防体制の強化

市は、森林管理署、森林組合などの関係機関と連絡調整を図り、必要な資機材の適切な配置・管理を行い、効果的な予防体制を確立する。特に重点を置く事項は次のとおりである。

#### ① 入林者対策

ハイキングや山菜採り、魚釣りなどのために入林する人の焚き火や喫煙による失火を防止するため、森林の入口の要所に巡視人等を配置し、注意を喚起する。

ア. 林野火災危険期間中（4月1日～6月30日）の入林制限

イ. 無断入林の防止

#### ② 火入対策

林野火災危険期間中（4月1日～6月30日）の火入れは極力避けるようにし、できる限り夏季又は秋季に行うよう指導するとともに、次の事項の推進及び民有地火入れに関する規則（昭和41年規則第7号）の遵守を励行する。

ア. 火入れする場合は、必ず火入れ許可を取り、許可付帯条件を守る。

イ. 警報発令又は気象条件の急変の際は、一切の火入れをしない。

ウ. 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受ける。

### (4) 機械力導入に対する予防対策

林業機械の取扱いに際しては、燃料等に引火することのないよう十分注意するとともに、失火時の対策として、現地に小型消火器を持参するように指導する。

### (5) 農地の失火及びごみ焼き等による失火をなくすよう、関係機関は十分な指導を行う。

### (6) 民有林野対策（林内事業者、大面積所有者）

林内において事業を営む者は、林野火災危険期間中次の体制を取る。

① 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。

② 事業箇所内での火気使用場所を限定し、標識及び消火設備を完備する。

③ 火気責任者は、あらかじめ連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を図る。

④ 鉱山、道路整備その他の事業者は、事業区域内より失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずる。

### (7) 林野火災消防対策

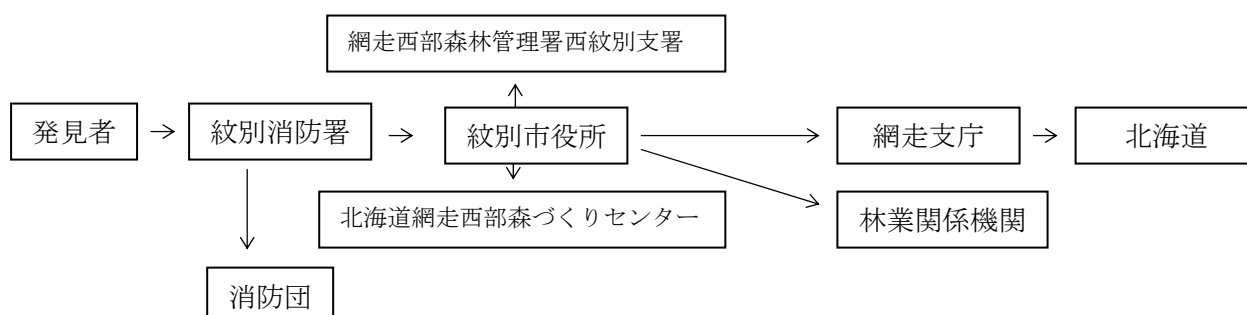
市及び消防機関は、林野火災の発生の際には、関係機関の積極的な協力を求めて早期消火、延焼拡大防止ができるように、あらかじめ即応体制の整備を図っておくとともに、その必要が生じたときは、自衛隊派遣要請を迅速にできるようにしておく。

#### ① 消防組織の整備

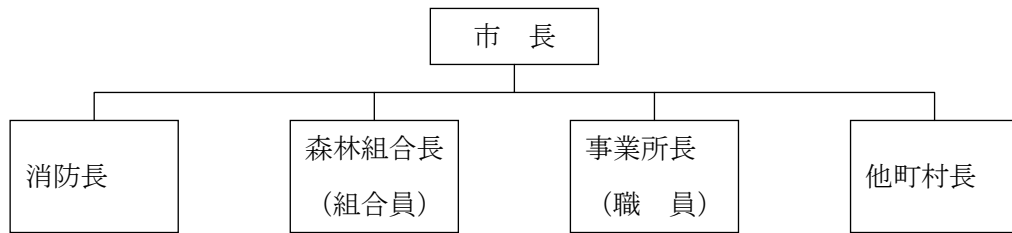
林野火災発生時の通報系統図及び消防出動体制は次のとおりである。

集合と同時に班編成する。

林野火災発生時の通報系統図



## 消 防 出 動 体 制



- ② 林野火災防御訓練  
組合構成市町村の山火事予防消防対策協議会で行う訓練に併せて実施する。
- ③ 前進基地（ヘリポート）  
陸上自衛隊の空中消火作業を円滑に実施するために、ヘリポートを設定する。

## 5 . 水 害 の 防 止

### 【計画の方針】

市内各河川の危険箇所の改修、中小河川、農業用水、排水路、海岸線等水害危険箇所の整備を推進するとともに警戒巡視等の水防体制の充実を図る。

### 【計画の内容】

- (1) 水害危険箇所の整備
  - ① 水防区域（資料編参照）
  - ② 高波・高潮・津波等危険区域（資料編参照）
  - ③ 市街地における低地帯の浸水予想区域（資料編参照）
- (2) 危険区域の点検及び監視  
水防計画において、気象状況の通報を受けたとき、又はその他出水のおそれがあるときは、危険区域のパトロールを実施し、水位の変動を監視するための人員を配置する。
- (3) 農業用水路等の点検  
農業用水路、下水溝等のつまりによる滞留を防ぐため、監視員の巡回により防除する。
- (4) 水防資機材の点検配備  
市及び関係機関は水防資機材の点検整備を実施し、保管に万全を期す(資料編参照)。
- (5) 避水防思想の普及徹底と避難措置の確立  
異常降雨により河川の水位が上昇したり、水防警報が発令されたとき、市長及び警察官等は、直接被害を受けるおそれのある区域に対し、避難の勧告等及び指示を行うが、出水に際しての避難行動や水防活動に、住民の十分な協力が得られるように日ごろから水防思想の普及徹底に努める。

## 6 . 雪 害 対 策

### 【計画の方針】

道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により、道路交通が疎外されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図る。

また、通信施設、電力施設の雪害防止対策により、積雪時の通信、電力の確保を図る。

### 【計画の内容】

#### (1) 除雪路線実施分担

- ① 国道路線の除雪は網走開発建設部興部道路事務所が行う。
- ② 道道路線の除雪は網走土木現業所紋別出張所が行う。
- ③ 市道路線の除雪は市が行う。

#### (2) 異常降雪時における除雪

異常降雪時には、交通量、消防対策等を検討し、主要幹線から順次除排雪を実施する。

#### (3) 通信施設の雪害防止対策

(株)NTT東日本ー北海道は、雪害防止のため施設の改善、応急対策の強化等を図る。

#### (4) 電力施設雪害防止対策

北海道電力紋別営業所は、雪害防止対策に加えて、必要に応じて特別巡視等を行う。

## 7 . 融 雪 災 害 対 策

### 【計画の方針】

融雪による河川の出水災害に対処するための計画は、水防計画に定めるほか、本計画に定めるところによる。

### 【計画の内容】

#### (1) 気象情報の把握

地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し融雪出水の予測に努める。

#### (2) 重要水防区域等の警戒

- ① 市（土木班）、消防機関は住民等の協力を得て、既往の被害個所、その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行う。
- ② 市（土木班）は、警察等の関係機関と緊密な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておく。
- ③ 市（土木班）は、積雪、捨雪及び結氷等による、河道、導水路等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合又は流水による橋梁の流失を防止するため、融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の粉砕等を行い、流下能力の確保を図る。
- ④ 市（水道班、土木班）は、融雪出水前に公共下水道の整備及び清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに、樋門、樋管等の操作点検を実施する。

## 8 . 土 砂 災 害 対 策

### 【計画の方針】

土砂災害には斜面崩壊（山くずれ、崖くずれ）、地すべり、土石流などが挙げられる。

これらを引き起こす誘因は、降雨・融雪・地震等の環境の変化であるため、降雨時や融雪時、地震発生時には注意が必要である。

### 【計画の内容】

#### (1) 危険箇所の調査

（土砂災害危険箇所については資料編参照）

#### (2) 予防パトロールの実施

#### (3) 避難措置の確立

特に土砂災害の危険度が高い地域に対しては日ごろより避難措置を検討しておく。

#### (4) 土砂災害防止工事の促進

土砂災害危険箇所の調査結果を踏まえて、重要箇所から砂防事業、農地防災事業などの防  
止工事を実施し、地すべり等災害の発生防止又は軽減に努める。

## 9 . 危 険 物 ・ 毒 物 ・ 劇 物 対 策

### 【計画の方針】

産業活動の拡大や生活様式の変化にともなって、石油類、高圧ガス等の危険物の貯蔵量、取扱  
量が増大しており、いったん災害が発生すると大災害となり社会的影響が大きい。

施設の防火体制の強化、保安管理指導の徹底を図るとともに、危険物災害の発生防止対策を推  
進する（危険物等施設の現況については資料編参照）。

### 【計画の内容】

#### (1) 予防査察

危険物等施設は、それぞれの法の規定により徹底した指導、勧告を行うとともに、立入検  
査等保安管理の現況把握に努めるなど災害の発生を防止するため次の措置を実施する。

- ① 消防機関及びその他の監督機関は、それぞれの製造所、貯蔵所等の諸施設を立入検査し、  
危険物等に起因する災害予防のため安全確認、取扱いの指導及び取締を行う。
- ② それぞれの法の規制に適合していない危険物等施設については、改修、改善等の指導を  
行う。
- ③ 自衛消防組織等の結成を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- ④ 危険物等施設の保安点検、実施の促進を図る。
- ⑤ 危険物等災害に対する化学消火剤の確保に努める。

#### (2) 保安教育指導

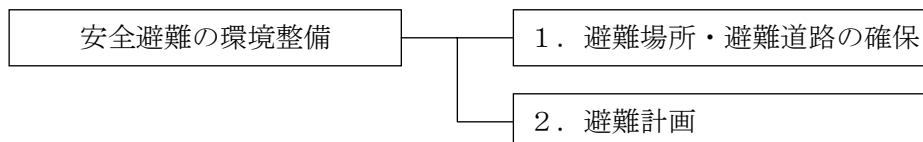
危険物等施設の作業員、保安監督者に対して保安教育を実施し、防火に関する活動が円滑  
に行われ応急対策が適確に遂行できるよう指導を行い、保安意識の高揚を図る。



## 第 4 章 安全避難の環境整備

災害の発生に際して住民の生命が危険にさらされ、避難を要する地域が出現することに備えて、安全な避難適地を指定し、目的に沿った環境整備を進めていく必要がある。

また、危険が切迫し、避難を必要とする事態になった場合、住民が的確な行動を取ることができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくことが重要である。



### 1 . 避難場所・避難道路の確保

#### 【計画の方針】

次に示す選定基準により、公共施設を避難場所として指定するが、地域の人口動態や施設の変更等に応じて適宜見直すものとし、その開設は、災害に応じて適宜必要箇所を開設するものとする。

#### 【計画の内容】

##### (1) 避難場所の確保

##### ① 避難場所の選定基準

- ア. 避難場所としては、公園、緑地、学校、体育館等が適当である。
- イ. 避難場所における避難住民1人当たりの必要面積は、おおむね3㎡以上とする。
- ウ. 要避難地区住民のすべての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置する。
- エ. 災害の危険がなく、付近に多量の危険物がない安全なところとする。
- オ. 耐震性が確保された公共建築物で給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得るものを選定し避難場所に指定する。

##### ② 避難場所の指定（避難場所については資料編参照）

##### ③ 避難場所における施設、設備の整備

避難場所又はその近傍で、避難生活に最低限必要な食料や消耗品、仮設（簡易）トイレ、暖房器等の資機材を確保するほか、耐震貯水槽や備蓄倉庫等の整備に努める。また、避難施設では必要に応じて換気、照明等の環境設備の整備に努めるとともに、通信機器、ラジオ、テレビ等、防災拠点として災害情報の入手に資する機器を整備する。

##### ④ 避難場所の安全性確保（※ 第3部第1編第2章「建築物等の耐震不燃化促進」参照）。

##### ⑤ 施設の鍵の保管

指定避難場所の管理者とあらかじめ協議し、鍵の保管場所について取り決めておく。

(2) 避難道路の確保

本市の市街地には随所に広幅員道路が通っており、大規模な避難困難地域は存在していない。そのため、特段の避難道路の指定は必要ではないものの、看板、電柱上の変圧器等の路上危険物対策が十分ではない箇所も見受けられるので、避難に際しての安全を確保するため、これら路上危険物対策を推進し、被災時における避難道路の確保に努める。

(3) 避難場所等の周知徹底

平常時から、広報等を通じて、それぞれの地域の避難場所の周知徹底を図っておく。

(4) 標識等の整備

① 避難場所案内図の整備

住民のみならず地理不案内な人に対しても指定避難場所の周知徹底を図るため、適切な避難場所案内図の整備を進める。

② 外国人にも理解できるよう、標識等の外国語（ロシア語、英語）併記を推進する。

## 2 . 避 難 計 画

### 【計画の方針】

延焼火災が拡大する等の危険が切迫し、住民が避難する事態になった場合、混乱を起こすことなく住民の安全を確保するためには、適切な避難誘導が行われなければならない。

### 【計画の内容】

(1) 避難誘導體制の整備

① 学校長、園長は避難誘導計画を立て、随時見直すものとする。

② 病院等の管理者は、患者を集团的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送方法、保健、衛生の確保及び入院患者に対する実施方法等について定めるものとする。

(2) 避難方法の周知徹底

次のような避難時の注意事項について、広報等により周知しておく。

① 避難時の携帯品等の制限（タオル、チリ紙、着替え、常備薬、懐中電灯、ラジオ等に限る）。

② 避難に際して火気及び危険物の始末を完全にし、電気のブレーカーを切ること。

(3) 土砂災害警戒避難基準による住民の自発的警戒避難について

次に掲げる場合には、住民が自発的に警戒避難を行うよう広報等により周知しておく。

① 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

② 溪流の流水が急激ににごりだした場合や、流木等がまざりはじめた場合

③ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）

④ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

⑤ 溪流付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候がではじめた場合



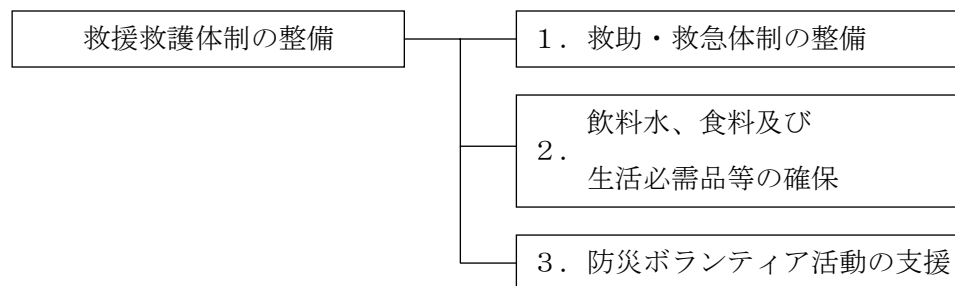
## 第 5 章 救 援 救 護 体 制 の 整 備

大規模な災害が発生した場合、災害発生直後の混乱期においても人命救助を第一の目的とする応急対策が実行されるよう、防災関係機関による救援救護体制を整備し、住民の生命の安全を確保することが最も重要な課題となる。

水は飲料水として必要とされるほか、医療活動をはじめとして様々に利用されており、最優先で確保・供給される必要がある。

災害時には、市場流通の混乱、物資の入手難が想定されるため、道路状況がある程度回復し、他地域からの救援物資が到着するまでの間の飲料水、食料、生活必需品などの確保の目途をあらかじめつけておく必要がある。なお、飲料水、非常食など最低限の必要物資については、個人備蓄の啓発・奨励を行う。

また、大規模災害時の救援救護活動には、多数のボランティアの参加が欠かせないためその受入れ等が円滑に行われるよう、日ごろから活動環境を整えておかなければならない。



### 1 . 救 助 ・ 救 急 体 制 の 整 備

#### 【計画の方針】

大規模な災害の発生時には、建築物倒壊や落下物等により、救助・救急活動が集中的に要請されることが予想される。

そうした事態に的確に対処するため、消防機関が中心となって住民の救急・救助に関する知識、技能の習得を推進するとともに救急機動力の増強、資機材の整備を行う。また、医療機関をはじめとする各関係防災機関との連絡・協力体制を確立しておく。

#### 【計画の内容】

##### (1) 救助体制の整備

- ① 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者の被災状況の把握に努める。
- ② 消防本部は、救助工作車の整備、救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建築物、崖崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。
- ③ 消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動のため、ウィンチ、チェーンソー、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

- ④ 防災関係機関が保有する資機材だけでは不足する場合も予想されるので、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。
- (2) 救急体制の整備
- ① 住民に対して、研修会や集会を通じて、心肺蘇生法(\*1)や止血法(\*2)などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。
- ② 救急能力を高めるため、高規格救急自動車の配備拡充に努めるとともに、その配備にあわせて救急隊に救急救命士(\*3)を常時1名配置できるよう救急救命士の養成を行う。
- (3) 医療機関との連携体制  
医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める（医療機関については資料編参照）。
- 注(\*1)心肺蘇生法； 心肺停止した傷病者に対して、脳・心臓・肺の蘇生を目的として、心臓マッサージと人工呼吸を施行する方法。
- (\*2)止血法； 外傷などによる出血を止める方法。
- (\*3)救急救命士； 救急車などに同乗し、患者を病院まで運ぶ際、医師の指導の下で医療行為を行える資格者のこと。

## 2 . 飲 料 水 、 食 料 及 び 生 活 必 需 品 等 の 確 保

### 【計画の方針】

大規模な災害が発生し、流通機構が麻痺状態になった場合に備えて、被災者に飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう備蓄体制を定めておく。

なお、本市では大量の冷凍水産食料品のストックがあり、また郊外の農村地区には多数の乳牛が飼育されており、これらはいずれも設備が損壊した場合は商品価値がなくなるものであるが、災害時の食料・飲料として活用可能なものであるので、その活用を計画しておく。

また、必要不可欠な最低限の飲料水、非常食及び生活必需品については「個人で備蓄しておくことが基本である」という認識により、日ごろから個人備蓄の啓発・奨励を行う。

### 【計画の内容】

#### (1) 飲料水の確保

水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え、給水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。

なお、家庭において貯水すべき水量は一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの3日間の世帯人数分を確保するよう努める。

- ① 井戸や河川、貯水などの水質検査を実施し、利用方法を検討する。
- ② 自主防災組織に対して貯水や応急給水について指導する。
- ③ 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成等給水計画を作成する（他の地方公共団体等からの応援給水計画を含む）。
- ④ 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備する。
- ⑤ 耐震性貯水槽を設置する。
- ⑥ 水道施設の早期復旧を図るための工事事業者との協力体制を確立する。

⑦ 住民は、次の事項により飲料水を確保するものとする。

ア. 一人1日3リットル×世帯人数×3日分

イ. 水道水等衛生的な水の確保

ウ. 衛生的で安全性が高く、地震動により水もれ、破損しない容器による備蓄

⑧ 町内会等自主防災組織は、次により飲料水を確保するものとする。

ア. 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成準備

イ. ろ水器、ポンプ、給水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材の整備

⑨ 飲料水以外の水の備蓄

ふる水は、まず第一に初期消火に、更には断水時の洗浄用や水洗トイレ用水として役立つ。このため、平常時から風呂おけにいつも水を張っておく習慣の普及を図る。

## (2) 食料の確保

原則として被災直後の1～2日間は市が備蓄している非常食を供給し、おおむね3日目以降は、日常食の炊き出しを実施する。このため、非常食の備蓄・調達の確保に努める。

① 非常食の備蓄、調達体制

ア. 避難想定人口に基づき、避難所ごと又はその近傍で分散備蓄を進めるとともに、隣接町村と連携を図る。

イ. 各家庭における非常食の備蓄を啓発する。

ウ. 避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼する。

エ. 病院、社会福祉施設等に対し、患者や入所者に対応した非常食の備蓄を奨励する。

オ. 非常食の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておく（小売店舗、JA、加工食品製造工場、倉庫業者等）。

② 炊き出し計画

被災時の炊き出しを速やかにできるよう現場の責任者（避難所）、献立、炊き出し方法等の炊き出し計画をあらかじめ定めておく。

③ 救援要請

市内での調達で間に合わない場合は、道に救援を要請する。

④ 輸 送

ア. 救援物資のストックヤードとして使用できる集積地を定めておく。集積地を定めた場合は、道、隣接町村、日赤北海道支部等に連絡しておく。

イ. 物資の輸送手段を確保するため、運送業界に協力を依頼しておく。

## (3) 生活必需品の確保

家屋の倒壊、破損、消失による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品を供給する。そのため、これら生活必需品の備蓄・調達先の確保に努める。

① 生活必需品の備蓄、調達体制

ア. 避難想定人口に基づき避難所ごと又はその近傍で分散備蓄を進めるとともに、隣接町村と連携を図る。

イ. 各家庭での家族構成に応じた必要最低限の生活必需品の備蓄を積極的に啓発する。

ウ. 避難所に近い企業・事業所に対し、生活必需品の備蓄を協力依頼する。

エ. 病院、社会福祉施設等に対し、実態に応じた生活必需品の備蓄を奨励する。



③ ボランティアの養成

ボランティア登録者が、被災時に適切に行動できる知識・技術を身につけてもらうため、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携を図り、ボランティア活動分野ごとの講習や訓練を実施する。

なお、高齢者等の介護や通訳等として、日ごろから活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待される場所であり、協力が得られるよう努める。

(3) ボランティア活動の環境整備

① ボランティア受入窓口

ボランティアの受入窓口は社会福祉協議会が担当する。

② ボランティア活動拠点の確保

日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。そのため、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動拠点の確保等に努める。

③ ボランティア受入れマニュアルの作成

ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、各分野ごとのボランティア受入れマニュアルを作成する。

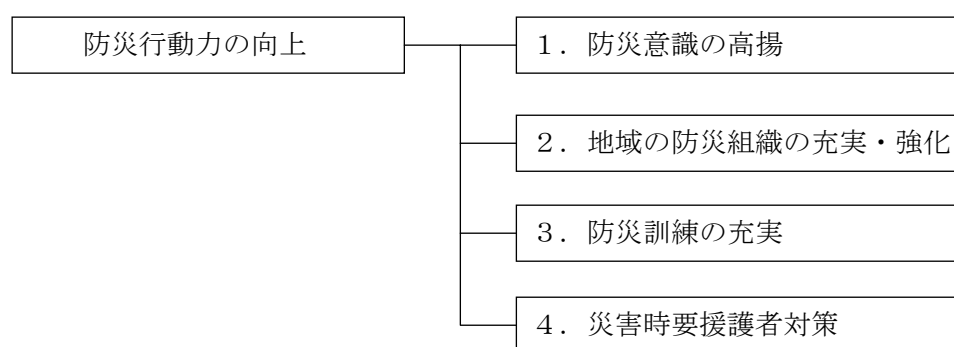


## 第 6 章 防 災 行 動 力 の 向 上

大規模地震のように同時多発的に甚だしい被害をもたらす災害時には、行政をはじめとする防災関係機関だけで防災対策を実行することは不可能となる。

まず、住民は『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る』ことを認識するとともに、市をはじめとする各防災機関は、地域の防災行動力の向上に努め、複合的といわれる地震災害から被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などによる防災意識の高揚、自主防災組織の充実・強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び災害時要援護者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努め、災害に強い地域社会をつくりあげていくことが重要である。



### 1 . 防 災 意 識 の 高 揚

#### 【計画の方針】

災害による被害を最小限にとどめるには、住民をはじめ各防災関係機関等が、災害に関する知識と各自の防災対応について、日ごろから習熟しておくことが不可欠である。

このため、防災関係職員から一般住民まで、すべての人の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

#### 【計画の内容】

##### 1. 住民や事業所に対する防災知識の普及

###### (1) 住民や事業所を対象とした防災知識の普及

家屋の耐震診断や屋内の安全対策、3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び被災時に取るべき行動など防災知識の普及啓発を図る。

###### ① 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発

P T A、自治会、業界団体等各種団体を対象とした研修会や集会等の開催及び資料の提供、ビデオの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、社会の一員としての自覚を促し、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

② 広報媒体による普及

市は多様な広報により、防災知識の普及に努める。

- ア. 報道機関に対し、機会あるごとに、防火記事及び火災状況の資料を送付し、記事の掲載を依頼し報道による啓発を推進する。
- イ. パンフレット、ポスター等の配布及び掲示を行い防火思想の普及を図る
- ウ. 火災発生危険期及び気象状況、その他必要に応じて広報車による巡回広報を行う。
- エ. 図画、作文の募集による普及

(2) 普及の内容

ア. 各機関の防災体制

- イ. 災害に対する一般的知識
- ウ. 過去の災害の主な被害事例
- エ. 平常時からの心がけ

- ・住宅の点検
- ・屋内の整理点検
- ・火災の防止
- ・応急救護
- ・非常食料の準備
- ・非常持出品の準備
- ・避難場所、避難路の確認

オ. 災害発生時の心得

- ・場所別、状況別の心得
- ・避難所、避難方法の徹底
- ・出火防止及び初期消火
- ・家族間の連絡方法

2. 防災関係職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(1) 防災教育の実施方法

- ① 講習会、研修会の実施
- ② 見学、現地調査の実施
- ③ 防災マニュアル等印刷物の配布

(2) 防災教育の内容

- ① 各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 防災知識と技術
- ④ 防災関係法令の運用
- ⑤ その他必要な事項

(3) 関係各機関への防災計画の周知徹底

関係各機関に対して紋別市地域防災計画を送付し、適宜説明会を開催する。

3. 児童生徒等に対する防災教育の充実

(1) 学校教育における防災教育

- ① 小、中学校の学校長は、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現のため、災害や事故などの緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるようにすることをねらいとした防災教育を教育活動の全体をとおして計画的、組織的に行う。
- ② 防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、施設の立地条件や構造等の環境に則するとともに、消防署と連絡を密にし、災害の種別に応じて適切に設定する。



- ③ 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。
  - ④ 防災に関する安全教育は、各教科や道徳の時間に加え、学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。
  - ⑤ 大規模災害時におけるボランティアの重要性について、事例教育を含めるなど、その理解の促進を図る。
- (2) 教職員・保護者に対する防災教育
- ① 講習会・講演会  
学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として招き、災害の原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講習会を開催するほか、防災資機材の取扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。
  - ② 研修会への参加  
校長をはじめとする教職員は、安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などの向上を図るため、積極的に研修会に参加する。

## 2 地域の防災組織の充実・強化

### 【計画の方針】

地域住民の助け合いの精神に基づく自主防災組織は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図るうえで非常に重要な役割を担っている。

災害時に対策本部と連絡を取りながら地域で実際に活動に当たるのは、これら地域の住民であるため、町内会、職場等を活用し、防災活動が効果的に実施できる自主防災組織の整備充実、育成強化を図る。

また、市は、事業所に設置された自衛消防隊に地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、災害時の活動マニュアルの整備を支援する。なお、事業所は、災害時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に防災活動を行うよう努める。

### 【計画の内容】

#### 1. 地域における自主防災組織の充実・強化

##### (1) 自主防災組織の結成

市は、自主防災組織の結成拡充を図るため、啓発活動を行い、その組織化を促進する。

##### ① 自主防災組織の編成基準

自主防災組織がその機能を十分発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておく。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

ア. 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。

イ. 昼夜間の活動に支障がないよう組織を編成する。

ウ. 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえでの基本的な事項は、規約を設けて明確にする。

## ② 自主防災組織の活動基準

### ア. 平常時の活動

- ・防災知識の普及活動
- ・各種訓練の実施  
情報収集伝達訓練 初期消火訓練 避難訓練 救出救護訓練
- ・防災点検の実施（地域内の危険箇所等の点検）
- ・防災用資機材等の整備点検

### イ. 災害時の活動

- ・情報の収集伝達
- ・避難の実施
- ・出火防止及び初期消火
- ・給食、救護物資の配布及びその協力

## (2) 自主防災組織の活動環境の整備

自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の配備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

## (3) 自主防災組織の訓練の充実

自主防災組織は、災害時における迅速・的確な防災行動力を身につけるため、平常時から防災訓練を繰り返し行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておく。

自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行う。

## 2. 事業所における防災体制の確保

### (1) 事業所防災計画の策定

事業所で使用する火器及び危険物等は、一般家庭に比べ規模が大きいため、災害発生時における危険性や地域に与える影響が大きくなると予想される。

このため、各事業所は被害の防止及び被害の拡大防止を図るため、防災計画を策定し自主防災体制の確立を図るものとする。

### (2) 自衛消防組織

#### ① 自衛消防隊の設置

ホテルや大規模店舗、工場など多数の利用者がある事業所では、必要な人員及び装備を有する自衛消防隊を設置し、講習及び訓練を実施して防災行動力の向上に努める。

#### ② 危険物施設の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいため、事業所の自主防災体制を強化するために自衛消防組織の結成に努める。

### (3) 事業所防災訓練の実施

事業所の自主防災組織が、災害時に迅速・的確な防災活動を行うため、事業所は地域住民と一体となって日ごろから積極的に防災訓練を実施する。

市は、事業所が定期的に行う訓練の指導や消防技術の講習を実施する。

### 3 . 防 災 訓 練 の 充 実

#### 【計画の方針】

災害時における応急対策が円滑かつ効果的に実施できるよう、各防災関係機関、自主防災組織、事業所、ボランティア団体並びに住民と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練を実施する。

#### 【計画の内容】

##### (1) 総合防災訓練

市は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を実施する。

##### ① 訓練の実施時期

防災の日（9月1日）、防災週間（8月30日～9月5日）を中心に実施する。

##### ② 訓練項目

その都度参加機関が協議することとするが、おおむね次の事項について実施する。

- |                  |         |           |
|------------------|---------|-----------|
| ア. 非常参集訓練        | エ. 避難訓練 | キ. その他の訓練 |
| イ. 情報収集・伝達訓練     | オ. 救出訓練 |           |
| ウ. 災害対策本部設置・運営訓練 | カ. 炊出し  |           |

##### ③ 訓練への参加

市の総合防災訓練には、住民や多くの機関が参加して実施することが効果的なので、住民及び関係機関は積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努める。

##### (2) 個別防災訓練

##### ① 非常参集訓練

発災時の参集率を高めるため、各機関の配備計画に基づき非常参集訓練を実施する。

##### ② 消防訓練

消防は、同時多発火災や消火栓の使用不能等を想定し、更に地域住民と一体となった消防訓練や隣接消防との合同消防訓練を実施する。

##### ③ 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設等では、避難訓練計画を策定し、定期的又は随時に実践的避難訓練を実施し、児童・生徒、患者等に行動要領を習熟させる。

##### ④ 水防訓練

水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法等の実施訓練を実施する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施に当たっては特に住民の協力を得て水防思想の高揚に努める。

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| ア. 観測（水位、潮位、雨量、風速） | オ. 工法（各水防工法）           |
| イ. 通報（電話、無線、伝達）    | カ. 樋門、角落とりの操作          |
| ウ. 動員（消防団、住民の応援）   | キ. 避難、立ち退き（危険区域居住者の避難） |
| エ. 輸送（資材、機材、人員）    |                        |

⑤ 非常通信訓練

大規模な災害時には通信施設が被害を受け、通信が途絶する事態も予想される。

このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保するため、各機関ごとに有事の際における情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等の訓練を行う。

⑥ 観光施設等における防災訓練の実施

観光施設等の管理者は、日ごろから地震災害についての認識を深めるとともに、震災時に迅速、的確に行動するため、市の防災関係機関と連携しながら、観光客等の協力を得て、適宜、防災訓練、避難訓練などを実施するものとする。

⑦ その他の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた防災応急対策に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施する。

## 4 災害時要援護者対策

### 【計画の方針】

災害時には、自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等いわゆる災害時要援護者が犠牲になる場合が多い。

このため、市及び社会福祉施設管理者は、災害時要援護者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

### 【計画の内容】

(1) 在宅の災害時要援護者対策

① 在宅の災害時要援護者の実態把握

市は、災害時要援護者についてあらかじめその実態を把握し、災害時に支援を必要とする災害時用援護者のリストを作成して災害時に活用する。なお、把握に当たっては、災害時要援護者のプライバシーには十分に配慮する。

② 緊急連絡体制の整備

市は、地域の協力の下に災害時要援護者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図るため、防災担当部局と福祉担当部局は平常時から災害時要援護者情報に関する情報を収集し、情報の共有化を図るとともに、自助・共助を基本とした地域ぐるみの支援ができるよう、具体的な体制整備や支援計画を定めておく。

③ 自主防災組織の強化

ア. 災害発生後、直ちに在宅の災害時要援護者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族や近隣の住民なので、町内会を単位とする身近な地域で、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。

イ. 自主防災組織は、市と連携し、在宅の災害時要援護者の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。

(2) 社会福祉施設における災害時要援護者対策

① 地震対策を含む災害応急対策計画の策定

社会福祉施設の管理者は、災害予防対策について、既往の消防計画に加えて、災害対策上必要な事項を盛り込んだ防災応急計画の策定に努める。

この防災応急計画の策定に当たっては、特に次の事項に留意する。

ア. 入所者、職員及び施設の安全（被害）確認に関すること（避難場所、避難経路、避難誘導法、避難実施責任者等）。

- イ. 施設の被災状況に関する市、関係機関への情報伝達に関すること。
- ウ. 施設と入所者の保護者の情報連絡に関すること。
- エ. 防災教育・訓練の実施に関すること。
- ② 施設間の応援協力体制の確立
  - 施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく（市内の社会福祉施設については資料編参照）。
- (3) 外国人の安全確保対策
  - ① 防災知識の普及・啓発
    - 日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレット等を作成・配布し、防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。
  - ② 案内標示板等の整備
    - 避難所や避難道路の標示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。



## 第2編 災害応急対策計画

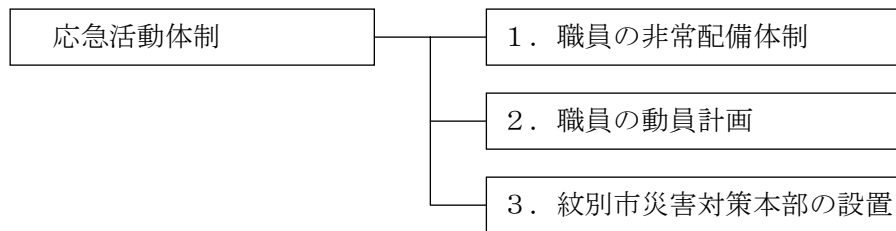




# 第 1 章 応 急 活 動 体 制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、道及び防災関係機関と協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、危険性が事前に予知された場合には直ちに適切な注意・警戒体制を取り、また、災害が発生したときには必要に応じて災害対策本部を設置して発災初期の応急対策の実施や被害の救援に当たることが重要であり、それぞれの応急活動体制編成のために必要な取決めと、配備の基準・職員の手順等を整備しておく必要がある。



## 1 . 職 員 の 非 常 配 備 体 制

### 【計画の方針】

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に予防対策、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、種別を指定して非常配備体制を指令する。

非常配備の種別、配備体制、活動内容に関する基準は「水害・一般災害関係」と「地震災害関係」に区分される。

### 【計画の内容】

#### (1) 非常配備体制の種類と基準

「水害・一般災害関係」の非常配備の区分、種類及び基準は次ページ以下のとおりである。

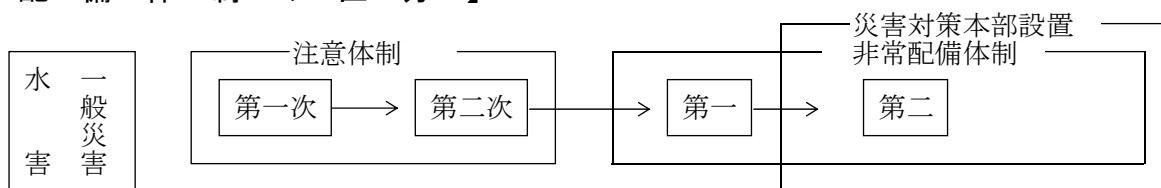
#### (2) 非常配備編成計画書の作成

- ① 各長、各班長は先の基準に基づき、あらかじめ非常配備編成計画書を作成するとともに、平時より人員、車両、資機材の配備計画を立てておく。
- ② 配備編成計画書は毎年4月末日までに庶務課長に提出する。

#### (3) 職員非常招集連絡

各部課長は、所属職員の住所及び非常招集の場合の連絡系統を明らかにしておく。

## 【 配 備 体 制 の 区 分 】



## 【 配 備 体 制 の 種 類 と 基 準 】

《水害・一般災害（地震を除く）》

水 害 ・ 一 般 災 害 の 注 意 体 制		
第 1 次 注 意 体 制	配備基準	気象業務法に基づく気象、地象、氷象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。
	配備体制	次の部所属の職員が情報収集、連絡に当たる。 《 総務部庶務課 》
	活動内容	(1) 庶務課長は、気象、地象、氷象、及び水象に関する情報の收拾を図り、必要に応じ、関係課への状況報告通知を行う。 (2) 第2次注意体制関係課の所属長は自宅待機とし、状況により速やかに参集できる状態とする。
第 2 次 注 意 体 制	配備基準	(1) 上記、警報発令状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき。 (2) 今後災害が発生するおそれがあり、警戒、災害対策に備える必要があるとき。
	配備体制	(1) 次の部所属の職員又は所属長を召集し、巡視、情報収集に当たる。 1.総務部庶務課    2.市民生活部市民課    3.産業部水産課 4.建設部土木課    5.水道部総務課    6.保健福祉部社会福祉課 7.教育委員会学務課    8.その他関係部係 (2) その他の所属長は自宅待機とする。
	活動内容	(1) 庶務課長は、気象、地象、氷象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに道及び関係機関との情報連絡に当たる。 (2) 庶務課長は、関係課と収集情報提供及び活動状況聴取等についての情報連絡に当たる。 (3) 各部課長は、庶務課長からの情報に基づき情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など随時職員に対し必要な指示を行う。 (4) 配備につく職員は、所属する部課において待機する。

水 害 ・ 一 般 災 害 の 非 常 配 備 体 制

第1 非常 配備 体制	配備基準	(1) 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき (2) 今後更に被害が増加するおそれがあるとき
	配備体制	(1) 第2次注意体制に係る上記所属長は必要な職員を召集する。 (2) 状況に応じ、その他の所属長を召集する。 (3) 事態の推移にともない、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制とする。
	活動内容	(1) 関係部課長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (2) 関係部課長は次の措置を取り、その状況を総務部長に報告する。 ア. 初期の災害対策活動に当たる。 イ. 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地又は被災予想地へ配置する。 ウ. 被害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 (3) その他の所属長は第2非常配備体制移行に備え、待機するとともに職員に対し自宅待機を指示する。
第2 非常 配備 体制	配備基準	(1) 広域にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
	配備体制	(1) 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 本部の全員をもって、直ちに災害対策の実施に当たる。
	活動内容	(1) 各部各班は、災害応急対策に全力を傾注する。 (2) 各部長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (3) 各部長は、次の措置を取り、その状況を本部長に報告する。 ア. 災害の現況について職員に周知し、所要の人員を非常配備につかせる。 イ. 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）に配置する。 ウ. 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

## 2 . 職 員 の 動 員 計 画

### 【計画の方針】

災害応急対策活動に必要な災害応急対策要員を招集し、その活動を確実にするため、各部班においてその実情に即して所要人員の動員を図る。

### 【計画の内容】

#### (1) 動員の伝達系統及び伝達方法

##### ① 平常執務時の伝達

ア. 非常配備体制が指令された場合、又は対策本部を設置した場合、本部長（市長）の指示により関係部長に対し通知するとともに庁内放送などにより職員に周知する。

イ. 各部長は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整える。

##### ② 休日又は退庁後の伝達

##### ア. 当直嘱託員による非常伝達

当直嘱託員は、次に掲げる情報を察知したときは、庶務課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長に通知する。

(ア) 気象警報、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知されたとき。

(イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

(ウ) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

##### イ. 職員への指示伝達体制の確保

各部長及び課長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておく。

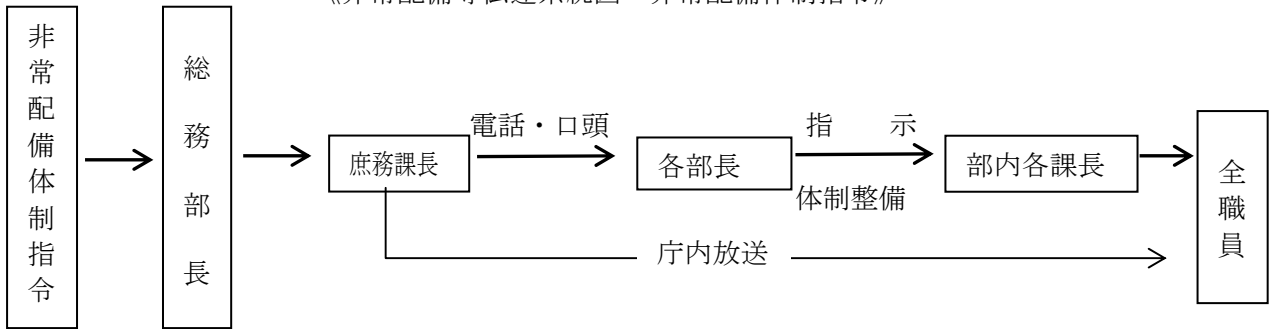
#### (2) 職員の非常登庁

① 職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

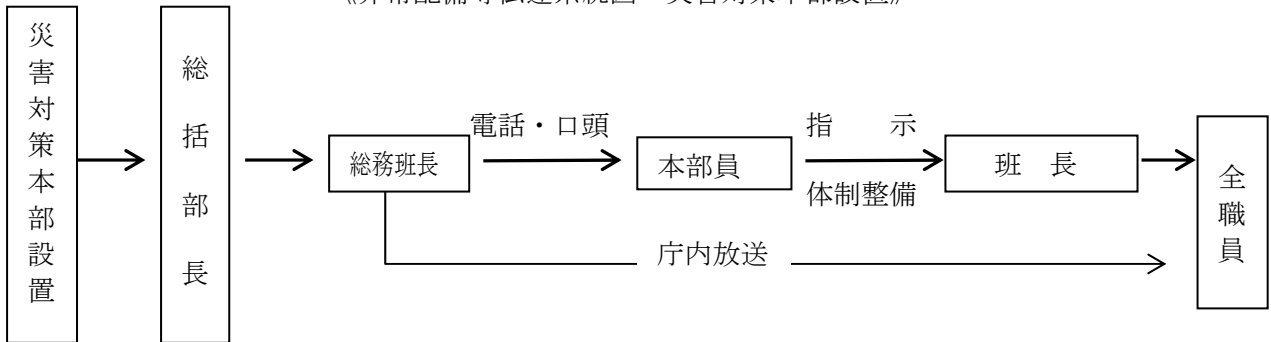
② 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各所属長又は各班長は、30分ごとの職員参集状況を記録し、必要に応じ総務部長へ参集状況を報告するものとする。

## 【 伝 達 系 統 図 】

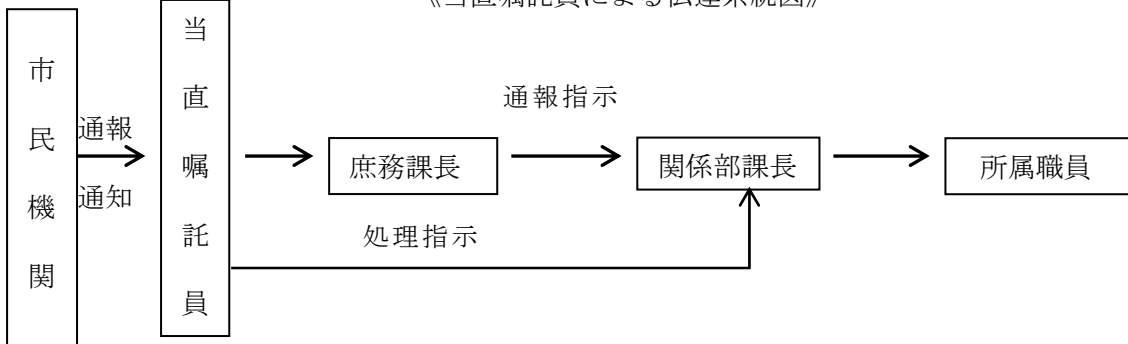
《非常配備等伝達系統図—非常配備体制指令》



《非常配備等伝達系統図—災害対策本部設置》



《当直嘱託員による伝達系統図》



### ③ 配備中における連絡

#### ア. 警戒体制への移行

庶務課長から、警戒体制への移行の連絡があった時は、各課配備職員は、当該課長に連絡するとともに、関係職員に登庁の連絡をする。

また、消防団にあっては、所定の場所へ参集するよう連絡する。

#### イ. 非常体制への移行

庶務課長は、配備課長及び他のすべての課長に非常体制を取る旨の連絡をする。各課長は、各職員に連絡を取り、登庁を指示する。

### (3) 体制の解除

準備体制又は警報体制の原因となった気象予警報が解除されるなど、災害発生のおそれなくなったときは、庶務課長は、関係課と協議の上、準備体制及び警戒体制を解除するとともに、関係課及び消防団にこの旨を知らせる。

### 3 . 紋 別 市 災 害 対 策 本 部 の 設 置

#### 【計画の方針】

市長は、市域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、非常体制として、紋別市災害対策本部を設置する。

#### 【計画の内容】

##### (1) 本部設置の基準及び手続き

##### ① 設置の決定

災害状況の推移により、本部開設を必要とする客観情勢に至ったときは、防災会議の意見を聴き、関係課長が参集して本部開設等について検討の上、本部員会議を招集し、本部の開設、災害応急対策等について協議する。ただし、緊急を要するときは、総務部長、関係部長と協議し、本部長の命を受けて本部を開設することができる。

また、災害の規模、内容等必要に応じ、現地災害対策本部を設ける。

なお、市長が不在で連絡困難な場合、災害対策本部の開設に迅速に対応できるよう、本部開設の責任者（代行者）をあらかじめ定めておく。

##### ② 設置基準

ア. 紋別市の全域又は一部に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要するとき

イ. 紋別市の全域又は一部に災害が発生し、その規模及び範囲から見て、災害対策本部を設置し、その対策を要するとき

ウ. 震度6弱以上の地震が発生したとき

エ. 「オホーツク海沿岸」に津波警報が発表されたとき

オ. 災害救助法の適用があったとき

##### ③ 伝 達

ア. 本部長は本部の開設を決定したときは、直ちに総括部長を通じて各部長及び各班長に連絡する。

イ. 本部を設置したときは直ちに次の機関に通知する。

(a) 網走支庁      (b) 紋別市防災会議構成機関      (c) 隣接の町村

##### ④ 対策本部の開設場所

対策本部は市庁舎に置く。ただし、市庁舎が使用不能の場合は文化会館に置く。

##### ⑤ 廃止の決定

本部長は、市内での災害発生のおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止し、直ちに各部・班長に連絡する。

##### ⑥ 廃止基準

ア. 災害発生のおそれが解消したとき。

イ. 災害応急対策がおおむね完了したとき。

ウ. その他、本部長（市長）が必要なしと認めたとき。

(2) 本部設置及び廃止の公表

本部を開設したときは「紋別市災害対策本部」の表示を掲げ、直ちに広報車、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて住民に公表する。

なお、本部を廃止したときは、表示を撤去し、関係機関、住民に対し速やかに通知、公表を行うものとする。

(3) 本部の組織及び運営

① 本部の組織

本部は、本部長、副本部長、本部付をもって組織する。副本部長は副市長をもってこれに充て、本部付は教育長をもってこれに充てる。

② 本部会議の組織及び運営

本部会議は、本部長、副本部長、本部付、各部長及び支援部をもって組織し、重要な災害対策について協議する。本部会議は、必要の都度本部長が招集する。

③業務分担

ア. 本部長

本部長は、本部の事務を総括し、本部員及びその他の職員を指揮監督する。

イ. 副本部長

副本部長は、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。

ウ. 本部の各部及び各班の業務分担は、現地災害対策本部は、被災現地において、本部長の指示により、その所掌事務の一部を代行する。

④ 本部各部班の組織及び分掌事務

紋別市災害対策本部の組織及び運営に関する規定の定めるところにより、次の図表のとおりとする。

(4) 現地災害対策本部

① 現地本部の設置

本部長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するために必要と認めたときには、被災現地に現地災害本部を設置することができる。

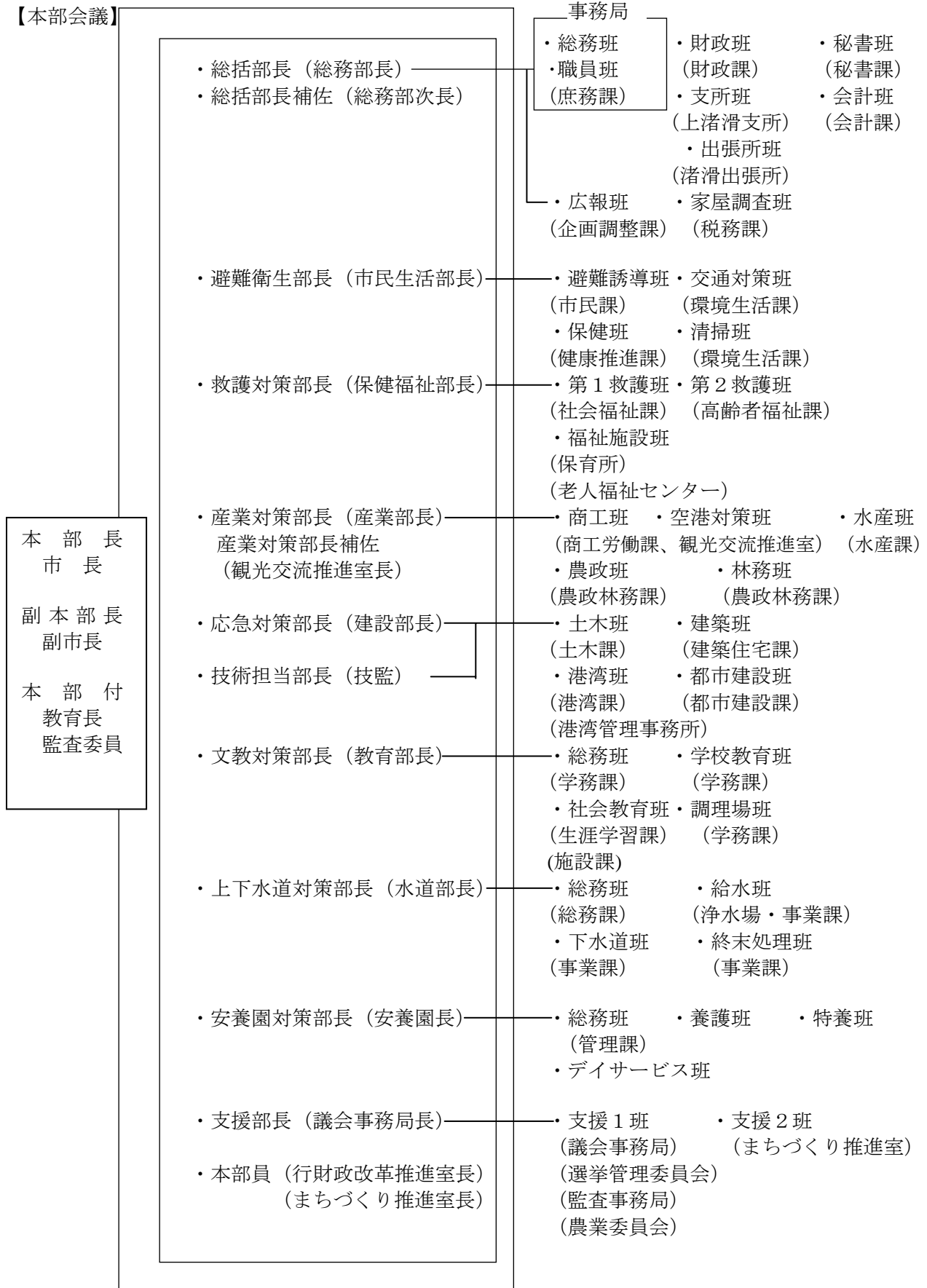
② 現地本部の組織等

ア. 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員をもって組織する。

イ. 現地災害本部員は、災害対策本部の職員のうちから、本部長が指名する職員をこれをもってこれにあてる。

ウ. 現地災害対策本部は、被災現地において、本部長の指示により、その所掌事務の一部を代行する。

## 〔紋別市災害対策本部組織図〕





[各部・班の所掌事務]

部名	班名	業務分担
総括部	総務班 (庶務課) (庶務係) (情報管理係) (行政係)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>2. 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事。</li> <li>3. 本部会議及び班長会議に関する事。</li> <li>4. 気象予警報、雨量、河川水位等の情報収集、伝達に関する事。</li> <li>5. 災害状況の取りまとめに関する事。</li> <li>6. 国、道に対する要請及び報告に関する事。</li> <li>7. 自衛隊の派遣要請に関する事。</li> <li>8. 災害時の車両（作業用除く）の確保及び配車に関する事。</li> <li>9. 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関する事。</li> <li>10. 災害日誌及び災害記録に関する事。</li> <li>11. 通信連絡機能の確保に関する事。</li> <li>12. 他の部及び部内他班の主管に属しない事。</li> <li>13. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	職員班 (庶務課) (職員係)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部職員の非常招集に関する事。</li> <li>2. 本部職員の衣服、食料及び寝具の調達供給に関する事。</li> <li>3. 労働供給対策に関する事。</li> <li>4. 支援活動団体等の配備調整に関する事。</li> <li>5. 災害対策従事者の公務災害補償に関する事。</li> <li>6. 部内各班の協力に関する事。</li> <li>7. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	秘書班 (秘書課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部長、副本部長の秘書に関する事。</li> <li>2. 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関する事。</li> <li>3. 本部の発表、依頼等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4. 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関する事。</li> <li>5. 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関する事。</li> <li>6. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	財政班 (財政課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策の予算措置に関する事。</li> <li>2. 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関する事。</li> <li>3. 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>4. 市有財産（教育施設を除く）の応急利用に関する事。</li> <li>5. 被災地域住民の避難誘導に関する事。</li> <li>6. 部内各班の協力に関する事。</li> <li>7. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	会計班 (会計課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害応急物品等の手配、調達に関する事。</li> <li>2. 被災地域住民の避難誘導に関する事。</li> <li>3. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	渚滑出張所班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 渚滑市街地の住民、住家等の被害調査に関する事。</li> </ol>
	上渚滑支所班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上渚滑市街地の住民、住家等の被害調査に関する事。</li> </ol>

広 報 調 査 部	広 報 班 (企画調整課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。</li> <li>2. 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関する事。</li> <li>3. 被災地域住民の避難誘導に関する事。</li> <li>4. 市内の被害現場の写真撮影に関する事。</li> <li>5. 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関する事。</li> <li>6. 災害復旧と総合計画の調整に関する事。</li> <li>7. 国、地方公共団体等からの災害視察者に関する事。</li> <li>8. 災害に関する相談及び苦情等の処理に関する事。</li> <li>9. ボランティアの受入れ及び配備調整に関する事。</li> <li>10. 住民組織との連絡及び協力に関する事。</li> <li>11. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	家屋調査班 (税務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関する事。</li> <li>2. 被災地域住民の避難誘導に関する事。</li> <li>3. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
避 難 衛 生 部	避難誘導班 (市民課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。</li> <li>2. 被災地域住民の避難誘導に関する事。</li> <li>3. 避難所の開設及び初期の管理、運営に関する事。</li> <li>4. 部内他班の主管に属しない事。</li> <li>5. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	交通対策班 (環境生活課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における交通事故防止対策に関する事。</li> <li>2. 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>3. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	保 健 班 (健康推進課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災地の感染症予防及び患者の収容に関する事。</li> <li>2. 応急救護所の開設及び管理に関する事。</li> <li>3. 被災地及び避難所の保健指導及び応急医療の支援に関する事。</li> <li>4. 防疫班の編成及び実施に関する事。</li> <li>5. 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事。</li> <li>6. 医療及び助産計画の作成及び実施に関する事。</li> <li>7. 救急薬品の供給確保に関する事。</li> <li>8. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	清 掃 班 (環境生活課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災地の環境衛生等保持に関する事。</li> <li>2. 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関する事。</li> <li>3. 災害時の清掃計画の作成及び実施に関する事。</li> <li>4. 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事。</li> <li>5. 住民組織との連絡及び協力に関する事。</li> <li>6. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
救 護 対 策 部	第1救護班 (社会福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。</li> <li>2. 日赤救助活動との連絡調整に関する事。</li> <li>3. 義援金品等の受付、保管及び配布に関する事。</li> <li>4. 障害者の被害調査及び安全確保に関する事。</li> <li>5. 被災者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関する事。</li> <li>6. 災害救助法に基づく救助の実施に関する事。</li> <li>7. 災害救助費の予算経費に関する事。</li> <li>8. 被災者に対する各種福祉資金に関する事。</li> <li>9. 死体の収容安置に関する事。</li> <li>10. 部内他班の主管に属しない事。</li> <li>11. その他特命事項に関する事。</li> </ol>

救護対策部	第2救護班 (高齢者福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難者の誘導に関する事。</li> <li>2. 避難所の開設及び管理に関する事。 (1)収容者の把握、名簿の作成 (2)日誌、記録作成 (3)食料、生活物資の配布等援助業務 (4)施設の防火、秩序の維持、環境整備</li> <li>3. 行方不明者の捜索に関する事。</li> <li>4. 独居老人の被害調査及び安全確保に関する事。</li> <li>5. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	福祉施設班 (保育所・老人センター・高齢者ふれあいセンター)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育園児等の非難、誘導等の安全確保及び応急救護に関する事。</li> <li>2. 保育所施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事。</li> <li>3. 社会福祉施設、託児所、共同保育所の実施に関する事。</li> <li>4. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> </ol>
産業対策部	水産班 (水産課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。</li> <li>2. 水産業者の被害調査及び応急対策の実施に関する事。</li> <li>3. 水産物及び水産施設の被害調査及び対策に関する事。</li> <li>4. 被災水産業者に対する関係資金の融資斡旋に関する事。</li> <li>5. 海難の予防及び救助に関する事。</li> <li>6. 部内他班の主管に属しない事。</li> <li>7. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	商工班 (商工労働課) (観光交流推進室)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商工業関係被害の調査に関する事。</li> <li>2. 災害時における商工業関係との連絡調整に関する事。</li> <li>3. 被災商工業の金融相談及び応急対策に関する事。</li> <li>4. 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事。</li> <li>5. 観光施設等における安全確保及び応急救護に関する事。</li> <li>6. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	空港班 (商工労働課) (観光交流推進室)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 航空機事故対策活動の調整に関する事。</li> <li>2. 災害時の空港対策に関する事。</li> <li>3. 救助物資等の航空輸送に関する事。</li> <li>4. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	林務班 (農政林務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 山林及び林業施設の被害状況調査並びに応急対策に関する事。</li> <li>2. 災害時の林業関係資金の融資に関する事。</li> <li>3. 林野の火災予防に関する事。</li> <li>4. 被災林野の病害虫の防疫に関する事。</li> <li>5. 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び防災措置に関する事。</li> <li>6. 危険水防区域の警戒巡視に関する事。</li> <li>7. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事。</li> <li>8. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	農政班 (農政林務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地及び農畜産業施設、農産物、家畜等の被害状況調査並びに応急対策に関する事。</li> <li>2. 災害時の農畜産関係資金の融資に関する事。</li> <li>3. 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関する事。</li> <li>4. 資料の確保に関する事。</li> <li>5. 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6. その他特命事項に関する事。</li> </ol>

応急対策部・技術担当部	土木班 (土木課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。</li> <li>2. 道路、河川、橋梁及び堤防等の被害調査及び防災措置要請に関する事。</li> <li>3. 危険水防区域の警戒巡視に関する事。</li> <li>4. 道路の通行禁止、制限及び障害物の除去に関する事。</li> <li>5. 市街地の浸水防止対策に関する事。</li> <li>6. 応急作業用車両等の確保及び応急資材の調達、輸送に関する事。</li> <li>7. 水防資機材の備蓄及び点検に関する事。</li> <li>8. 治水計画の実施についての連絡調整に関する事。</li> <li>9. 災害復旧工事に関する事。</li> <li>10. 部内他班の主管に属しない事。</li> <li>11. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	都市建設班 (都市建設課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公園、緑地、街路樹の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2. 避難所の開設及び管理に関する事。 (1)収容者の把握、名簿の作成 (2)日誌、記録作成 (3)食料、生活物資の配布等援助業務 (4)施設の防火、秩序の維持、環境整備</li> <li>3. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	建築班 (建築住宅課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 応急仮設住宅の建築に関する事。</li> <li>2. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3. 被災建築物の査定及び応急修理に関する事。</li> <li>4. 避難所、炊出し所及び救護所の設営工事に関する事。</li> <li>5. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	港湾班 (港湾課・港湾管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 港湾関係被害の調査及び応急復旧対策に関する事。</li> <li>2. 船舶、水難救護に関する事。</li> <li>3. 救助物資等の海上輸送に関する事。</li> <li>4. 港湾施設の災害対策及び災害調査に関する事。</li> <li>5. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	総務班 (学務課庶務係)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。</li> <li>2. 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3. 教育施設の応急利用に関する事。</li> <li>4. 部内他班の主管に属しない事。</li> <li>5. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
文教対策部	学校教育班 (学務課学務係)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関する事。</li> <li>2. 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等支給に関する事。</li> <li>3. 教職員の動員に関する事。</li> <li>4. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	調理場班 (学務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部職員、救護活動者及び被災者の炊出しに関する事。</li> <li>2. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	社会教育班 (施設課・生涯学習課・体育振興課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関する事。</li> <li>2. 社会教育施設利用者の避難誘導等に関する事。</li> <li>3. 社会教育施設の応急利用に関する事。</li> <li>4. その他特命事項に関する事。</li> </ol>

上下水道対策部	総務班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。</li> <li>2. 水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3. 災害情報の受理、収集、報告及び関係機関との連絡に関する事。</li> <li>4. 部内他班の主管に属しない事。</li> <li>5. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	給水班 (浄水場・事業課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機動給水に関する事。</li> <li>2. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。</li> <li>3. 給水機器の確保及び輸送に関する事。</li> <li>4. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	下水道班 (事業課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2. 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。</li> <li>3. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	終末処理場班 (事業課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における下水及びし尿の処理に関する事。</li> <li>2. 終末処理場の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
安養園対策部	総務班 (管理課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。</li> <li>2. 安養園の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3. 本部職員、救護活動者及び被災者の炊出しに関する事。</li> <li>4. 部内他班の主管に属しない事。</li> <li>5. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	養護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入園者等の避難誘導等の安全確保、応急救護に関する事。</li> <li>2. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	特養班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入園者等の避難誘導等の安全確保、応急救護に関する事。</li> <li>2. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	デイサービス班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通所者等の避難誘導等の安全確保、応急救護に関する事。</li> <li>2. その他特命事項に関する事。</li> </ol>
支援部	議会事務局 監査事務局 選挙管理委員会 農業委員会 行財政改革推進室 まちづくり推進室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各部班への緊急支援に関する事。</li> <li>2. その他特命事項に関する事。</li> </ol>

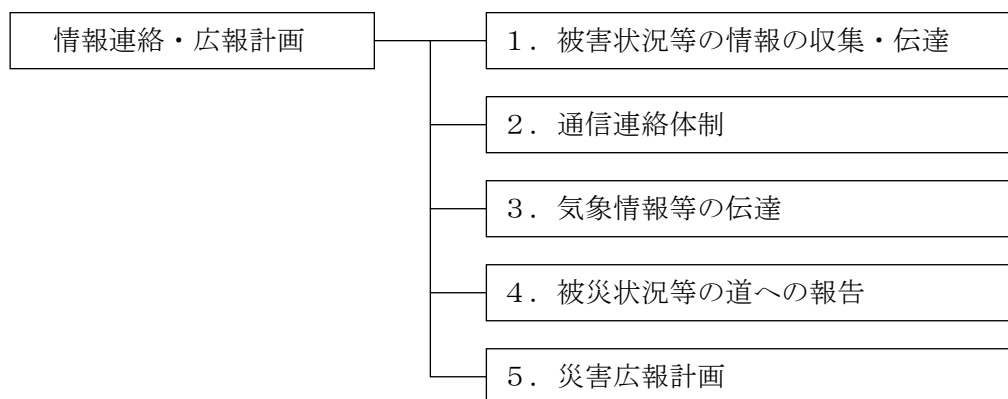


## 第 2 章 情報連絡・広報計画

災害時には、道、市及び防災関係機関相互で、多数の通知・要請・指示・通報・伝達その他必要な情報のやり取りが行われるが、様々な不測の事態を想定しておかねばならない。

災害応急対策を実施するに当たっては、その要員や資材の確保、災害救助法の適用、応援の要請等を決定するために必要な被害状況、その他災害に関する情報を迅速かつ正確に収集・把握する必要がある、それらの情報を取りまとめて道に報告しなければならない。

また、災害が発生したり発生するおそれのある場合には、住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動が取れるようにすることが必要となる。災害活動や被害状況等の情報を迅速かつ正確にやり取りして処置するとともに、道、市及び防災関係機関が一体となり、迅速かつ適切な広報活動を行っていくことが重要である。



### 1 . 被害状況等の情報の収集・伝達

#### 【計画の方針】

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市をはじめとする防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

#### 【計画の内容】

##### (1) 異常現象発見時の措置

異常現象を発見した者は、次により通報する。

##### ① 発見者の通報

災害が発生した場合又は異常現象等（異常水潮位、地すべり、火災、堤防決壊等）を発見した者は、速やかに最寄機関（市役所、消防署、警察、海上保安部等）に通報する。

② 市への通報

異常現象発見者からの通報を受けたときには、直ちにこれを確認し市長に通報するものとする。

③ 市から各機関への通報及び住民への周知

市長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害規模、内容等により必要に応じて関係機関に通報するとともに、住民に周知するものとする。

なお、災害情報等通報機関及び災害情報連絡系統図は資料編参照のこと。

(2) 被害情報等の伝達手段

市及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- ① 一般通信回線
- ② 電気通信事業者の提供する通信手段
- ③ 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話
- ④ 非常通信協議会の提供する通信手段
- ⑤ 北海道総合行政情報ネットワークによる伝達
- ⑥ 孤立防止対策用衛生電話（K u-l c h）

(3) 被害情報の収集活動

概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠である。

このため、次のような多様な方法により情報収集に努める。

- ① 異常現象の発見者による通報から情報を収集する。
- ② 参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。
- ③ 道消防防災ヘリコプターや自衛隊の航空機等により、上空から情報を収集する。
- ④ 被災地及び二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し、無線電話により情報を収集する。
- ⑤ ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を、電話、無線により収集する。
- ⑥ テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。
- ⑦ 消防無線の使用状況を傍受するとともに、119番の通報の殺到状況を把握することにより、情報を収集する。
- ⑧ アマチュア無線利用者の協力を得て情報を収集する。
- ⑨ タクシー会社、トラック会社、警備会社等の民間企業の協力を得て情報を収集する。
- ⑩ パソコン等のIT機器を活用して情報を収集する。



## 2 . 通 信 連 絡 体 制

### 【計画の方針】

道、市及び防災関係機関は、災害応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、一般通信回線や専用回線など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、防災機関相互の応急活動を円滑に遂行する。

### 【計画の内容】

#### (1) 一般通信回線の災害時優先電話（携帯電話等の移動体通信を含む）

電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制や輻輳している所への通信規制の対象とならない加入電話であり、あらかじめ非常緊急通話用電話の指定を受けるとともに、着信防止措置をとり、災害対策上支障がないよう措置しておく。

##### ① 非常通話

緊急通話に優先して接続する。あらかじめ承認を得た非常緊急通話用電話から、通常102番（NTT）を呼び出し、申し込む。

##### ② 緊急通話

一般通話に優先して接続する。あらかじめ承認を得た非常緊急通話用電話から、通常102番（NTT）を呼び出し、申し込む。

#### (2) 専用回線

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用回線を利用して行う。専用回線を有するものとして警察、消防、水防、航空保安部、海上保安部、北海道電力株などがあり、その利用方法は一般電話に準じて行う。

#### (3) 孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）

NTTが災害応急復旧用に設置した衛星電話である。全国の一般加入電話及び無線電話相互の通話ができる。なお、NTTでは、孤立地区の発生が予想される場所には、孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）も設置している。

#### (4) 職員所有の携帯電話・自動車電話の活用

自動車電話や携帯電話は、一般通信回線網が途絶した場合に有効に機能する通信手段であり、また、FAX利用も可能である。そのため、あらかじめ職員所有の携帯電話・自動車電話を把握しておき、緊急時にはこれらを活用し、通信手段の不足を補うものとする。

#### (5) 一般通信回線網が途絶した場合の措置

災害の発生により、一般通信施設が被災し不通となった場合は、次のとおり、無線設備によるか、又は使者（伝令）等により通信連絡を確保する。

##### ① 道及び防災関係機関との連絡

北海道総合行政情報ネットワークを利用して交信を行う。

##### ② 市各部との連絡

各事務所・災害現場等に出動している各部との連絡は、原則として無線電話を利用するが、それが困難なときは必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。

③ その他の無線通信の活用

災害に関する情報連絡を迅速に行うため、他機関の無線通信施設を利用することができる。利用できる主な施設は次のとおりである。

- ア. 警察、消防、水防、電気その他電波法施行令で定める業務を行う機関の有する無線
- イ. 非常通信協議会の構成員の保有する無線
- ウ. 前号以外で無線局を有する機関の無線

### 3. 気象情報等の伝達

#### 【計画の方針】

気象等に関する注意報、警報及び情報は、災害応急対策には極めて重要なものであり、その受領、伝達は、確実に行わなければならない。そのため連絡系統を確立し、迅速、的確に周知徹底を図る。

#### 【計画の内容】

(1) 注意報、警報等の種類及び発表基準

① 気象業務法に定める注意報、警報等

注意報、警報等は網走地方気象台が発表する。

② 水防警報

水防警報は、網走地方気象台が発表する大雨洪水等に関する予報及び河川の水量の観測に基づき、水防法の定めるところにより建設大臣又は知事が行う。

③ 火災気象通報及び火災警報

網走地方気象台長は、気象状況から火災の予防上危険であると認め、その状況を知事に通報し、市長は知事から火災気象通報を受けたとき、又は火災予防上必要と認めたときは、消防法の定めるところにより火災警報を行う。

(2) 伝達体制

① 気象警報

市長は、気象業務法に基づき網走地方気象台が発表する警報を受けたときは、速やかに住民及び関係機関に連絡、周知徹底する。

② 水防警報

市長は、水防警報を受けたときは、紋別市水防計画の定めるところにより、関係機関及び住民に対し、広報車、電話等により周知徹底する。

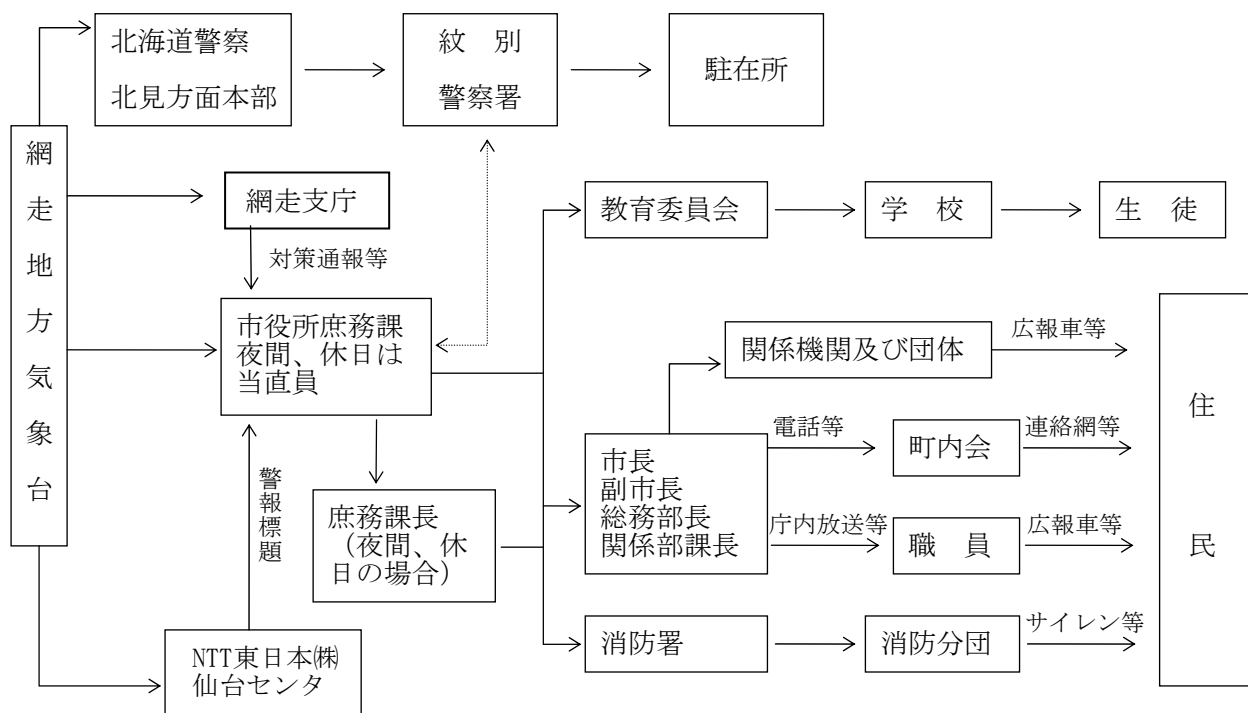
③ 火災気象通報及び火災警報

市長は、網走地方気象台の発表する火災気象通報を受けたときは、消防法により火災警報を発令又は解除するものとし、速やかに住民及び関係機関に周知徹底する。この場合、網走支庁に通報する。

④ 気象注意報及び情報

網走地方気象台の発表する気象注意報及び情報を受けたときは、気象警報に準ずる。

## 気 象 情 報 等 の 伝 達 系 統 図



## 4 . 被 災 状 況 等 の 道 へ の 報 告

### 【計画の方針】

大災害が発生すると、市が単独で十分な災害応急対策を実施することは不可能となることが予測される。災害救助法の適用の要否、災害対策要員の派遣、救援物資・資機材の調達等、様々な応急対策の実施を道・国その他関係機関に要請していく必要がある。

### 【計画の内容】

#### (1) 災害の定義

「災害」とは暴風、豪雨、洪水、地震、火山爆発、津波、高潮、雹害、霜害、旋風、地すべり、山崩れ、土石流、土地隆起、土地沈没、風浪、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、大量の油等の流出、船舶の沈没、船舶の衝突、列車事故、航空機の墜落、極端な雑踏など大規模な事故をいう。

#### (2) 報告の種類

##### ① 災害の状況及び応急対策の概要

ア. 発災後速やかに通報する。

イ. 119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。

ウ. 市は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかに情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁）に報告する。

- ② 災害対策本部の設置の有無  
災害対策本部を設置したときは直ちに通報する。
- ③ 被害の概要及び応急復旧の見通し  
被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時報告する。
- ④ 被害の確定報告  
被害状況が確定したときに報告する。

## 5 . 災 害 広 報 計 画

### 【計画の方針】

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動が取れるようにすることが必要となる。

そのため、災害の被害状況や、災害対策本部・救護所の設置や被災相談窓口の開設などの応急対策情報、あるいは応急復旧等に関する情報を、市及び関係機関が迅速かつ的確に広報を行い、被災した住民の生活の安定と速やかな復旧を図る。

### 【計画の内容】

#### (1) 広報する事項、内容事例

- ① 緊急に伝達する必要があるもの  
避難の指示  
火災防止指示
- ② 一斉に伝達する必要があるもの  
地震発生直後の地震情報及び二次災害防止のための一般的注意事項  
安否情報  
災害対策本部・救護所の設置や、被災相談窓口の開設等、応急対策活動の実施状況
- ③ 時期又は地域を限定して伝達するもの  
復旧状況、防疫・清掃、給水活動等に関する事項  
住民の不安除去及び協力要請に関する事項

#### (2) 広報の方法

- ① ラジオ、テレビによる広報
- ② 広報車及び消防車等自動車による広報
- ③ 広報紙、ポスター、チラシ、写真による広報

#### (3) 留意事項

- ① 避難勧告など緊急を要するものについては、時機を失せず迅速に行う。
- ② 市全域、又は対象区域に広報を周知徹底するよう行う。

#### (4) 報道

報道機関から情報の提供依頼があった場合、これに協力する。

報道機関に対する発表は、すべて広報班において行うものとする。この場合、広報班は、報道内容について関係部及び関係機関と十分連絡調整する。

#### 今後目標とする広報体制

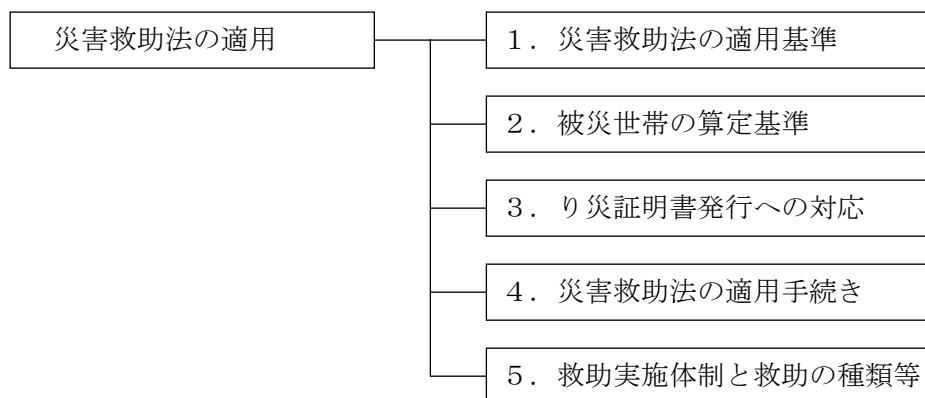
災害時には情報が錯綜し、通常の通信体系が支障を来す。そのため、双方向の会話を必要としない情報伝達は、極力FAXを使い、通信対象に送信する。

1. インターネットや電子メール、電子掲示板の積極的利用  
安否情報等
2. 無線FAX利用による同時送信の積極的利用（送信先の無線FAX番号の事前登録）  
道等の関係機関、NHK等の放送機関、新聞社等への災害情報の提供と住民への伝達事項の依頼
3. 市役所内におけるアマチュア無線局の開設  
災害発生時に市内外のアマチュア無線局を効果的に活用するため、職員の無線資格取得を図り、市役所内に無線局を設置する。
4. 情報の集中による一元化  
正確な災害情報を把握し、伝達するため、災害対策本部の総務班に災害情報担当を置き、情報の集中を図る。



## 第 3 章 災 害 救 助 法 の 適 用

大規模な災害により被害の程度が救助法の適用基準に該当する場合は、直ちにその旨、支庁長に報告し、その救助の実施の決定を求めることで、被災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定回復に万全を期する必要がある。



### 1 . 災 害 救 助 法 の 適 用 基 準

#### 【災害救助法の適用基準】

災害救助法の適用基準については、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、紋別市における適用基準は次のとおりである。

- (1) 本市の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が50(60)世帯以上であること。
- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、道内の被害世帯数が2,500世帯以上で、本市の滅失世帯数が25(30)世帯以上であること。
- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、道内の被害世帯数が12,000世帯数以上に達した場合であって、本市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあること。
- (4) 被害世帯数が(1)、(2)又は(3)に該当しないが、隔絶した地域の被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受けあるいは受けるおそれが生じた場合（厚生労働大臣に事前協議を要する）。

注：( )内の数字は、本市の人口が30,000人を超えた場合の滅失世帯数

## 2 . 被 災 世 帯 の 算 定 基 準

### 【被災世帯の算定基準】

#### (1) 住家の滅失等の認定

被害状況は世帯単位で「被害程度の認定基準」により算定する。なお、認定基準の住家の被害認定については、形状の損壊とともに、住居機能の消失についても留意し、適切な査定を行う（※ 資料編4-6「被害程度の認定基準」等参照）。

#### (2) 被災世帯の算定

住家の被害程度は、住家の滅失した世帯即ち全壊・全焼・流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水・土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1とみなして適用基準上換算して取扱う。

## 3 . り 災 証 明 書 発 行 へ の 対 応

### 【計画の方針】

被災世帯の認定においては、災害救助法の適用及び義援金の配分など、住民にとっての影響が極めて大きいので、住民からの請求に応じてり災証明書が直ちに発行できるよう被災台帳を作成する（※ 被害状況調書（被災者台帳）、り災証明については資料編参照）。

## 4 . 災 害 救 助 法 の 適 用 手 続 き

### 【計画の方針】

本市における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を支庁長を通じて知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

### 【計画の内容】

#### (1) 要請の手続き

- ① 本市における被害が前項の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既に行った救助方法と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は併せて法の適用を要請する。
- ② 災害の事態が急進して、知事による救済の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

#### (2) 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理するとともに、その状況を道本部救助担当班に報告する。



## 5 . 救 助 実 施 体 制 と 救 助 の 種 類 等

### 【計画の方針】

災害救助法が適用された場合の救助は、道が実施機関となり行うことになるが、救助の実施に当たっては、市長は知事の委任を受けた職権について、委任の範囲内において迅速に事務を行うものとする。

なお、災害救助法による救助内容については資料編参照のこと。

### 【救助の種類と実施者一覧表】

救助の種類	実施期間	実施者
被服、寝具その他の生活必需品の給（貸）与	災害発生の日から10日以内	市町村
医 療	災害発生の日から14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任されたときは市町村）
応 急 仮 設 住 宅 の 設 置	災害発生の日から20日以内に 着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2年以内に延長可能	〃
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1カ月以内に完了	〃
避 難 所 の 設 置 及 び 収 容	災害発生の日から7日以内	市町村
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内	〃
飲 料 水 の 供 給	災害発生の日から7日以内	〃
助 産	分娩した日から7日以内	〃
災 害 に か か っ た 者 の 救 出	災害発生の日から3日以内	〃
学 用 品 の 給 与 (教科書)	災害発生の日から1カ月以内	〃
(文房具)	災害発生の日から15日以内	
埋 葬	災害発生の日から10日以内	〃
死 体 の 捜 索	災害発生の日から10日以内	〃
死 体 の 処 理	災害発生の日から10日以内	市町村・日赤道支部
障 害 物 の 除 去	災害発生の日から10日以内に	市町村

注) 1. 救助の期間については、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

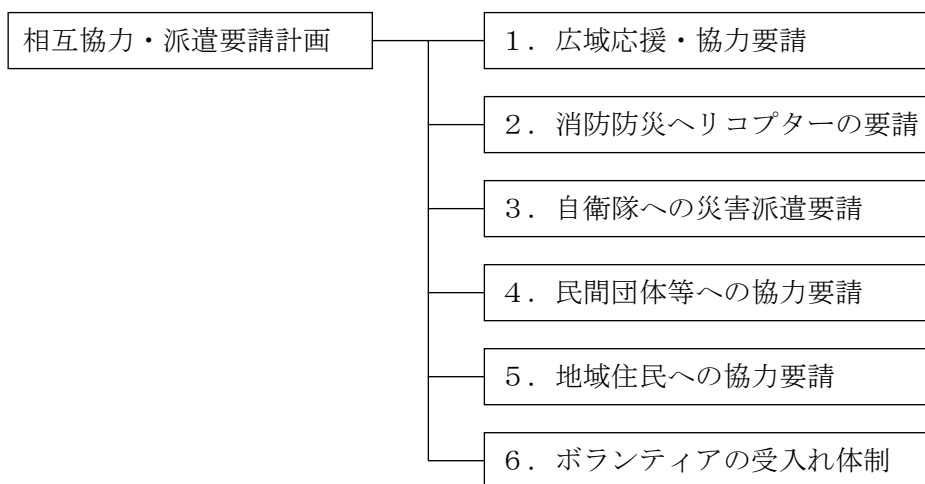
2. 死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤北海道支部が行うものとする。



## 第 4 章 相 互 協 力 ・ 派 遣 要 請 計 画

大規模な災害の発生時には、紋別市の防災関係機関だけでは十分な対応はできないことが想定される。そうした場合、市長は、道に応援を求めるとともに相互応援協定等に基づく広域応援要請や自衛隊の災害派遣要請を迅速に行う必要がある。

また、大災害時には公共だけでは十分な対応が困難で、多くのボランティアの協力が不可欠である。紋別市においても、災害時の応急対策をより迅速にかつ的確に実施するため、更に住民の災害によるショック状態からの一時も早い回復に資するため、市内に組織される民間団体等市民ボランティアへの協力を積極的に要請し、活用を図る必要がある。



### 1 . 広 域 応 援 ・ 協 力 要 請

#### 【計画の方針】

大規模災害時において、一地方公共団体のみでの対応では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、他の市町村との相互応援協定等に基づき応援を要請する。

このため、平常時から消防はもとより、食料や医療、資機材の応援や人材の派遣等について近隣地域を超えた広域の応援体制を整備しておく。

#### 【計画の内容】

##### (1) 要請の手続き

- ① 市は道と災害対策上必要な資料を交換する等、平常時から連絡を密にし、災害時には一層その強化に努めるとともに、協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図る。
- ② 市長は、市の能力では災害応急対策の万全を期しがたい場合には、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。

- ③ 市は、災害救助法に基づく救助をはじめ、市の地域内で行われる道の災害対策について積極的に協力する。
- ④ 知事から他市町村又は関係防災機関に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置の実施に支障のない限り協力する。

(2) 道、指定地方行政機関等への応援要請の事項

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあつせんを求める場合は、支庁長に対し、次の事項を口頭又は電話等により要請する。

応援要請時に明示する事項は次のとおりである。

ア. 災害の状況及び応援を求める理由

イ. 応援を希望する機関名

ウ. 応援を希望する人員、物資等

エ. 応援を必要とする場所、期間

オ. 応援を必要とする活動内容

カ. その他必要な事項

(3) 消防機関による応援要請

① 消防機関は、地震等による大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

② 消防機関は、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう求める。

③ 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日ごろから災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入れ体制を確立しておく。

ア. 応援の種類

(ア) 火災防御のための消防隊の派遣

(イ) 大規模な災害事故における救助隊及び救助隊の派遣

(ウ) その他の災害に際し、防御に必要な人員及び資機材の援助

イ. 応援要請

応援を受けようとする場合、市長は、応援する側の市町村長に次の事項を連絡の上、応援を要請する。

(ア) 災害の種別

(イ) 災害の状況

(ウ) 応援隊の種別、隊数及び人員

(エ) 防御に必要な資機材の種別及び数量

(オ) 応援の場所及び誘導員の配置場所

(カ) その他必要な事項

## 2 . 消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー の 要 請

### 【計画の方針】

市長から知事に対する消防防災ヘリコプターの要請は「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによる。

### 【計画の内容】

#### (1) 要請の要件

市長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次に示すいずれかに該当する場合は、知事に対して消防防災ヘリコプターの運航を要請する。

- ① 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- ② 災害が発生した市町村の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- ③ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

#### (2) 要請方法

市長から知事（防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式第1号）を提出する。

- ① 災害の種類                      ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ③ 災害現場の気象状況      ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- ⑤ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量      ⑦ その他必要な事項

#### (3) 要請先

北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室    TEL 011-782-3233    FAX 011-782-3234  
 北海道総合行政情報ネットワーク    防災航空隊主査    6-210-39-898

#### (4) 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運航する。

- ① 災害応急対策活動
  - ア. 被災状況の偵察、情報収集活動      イ. 救援物資、人員、資機材等の搬送
- ② 救急活動      負傷者、医師等の搬送      ③ 救助活動      被災者の救助・救出
- ④ 火災防御活動      ア. 空中消火      イ. 消防隊員、資機材等の搬送
- ⑤ 広域航空消防防災応援活動                      ⑥ その他

#### (5) 支援体制等

##### ①離着陸場及び離着陸可能地（主な箇所）

離着陸場	所在地	北緯	東経
オホーツク紋別空港	小向19-3	44度18分23秒	143度24分34秒
渚滑川水防拠点ヘリポート	渚滑町3丁目(渚滑川河口右岸)	44度22分42秒	143度19分22秒
紋別市親水公園運動広場	紋別市海洋公園2番地	44度20分05秒	143度22分15秒

※上記の外、市内小中学校グラウンドも活用する

※運動広場の緯経度は、国土地理院の地図閲覧サービスによる座標測定値

##### ②支援体制

- ア. 地上支援：離着陸安全確保のため、地上支援要員や駐機スペースの確保を図る。
- イ. 受け入れ態勢：受け入れに当たっては、所要資機材、宿泊施設等の確保を図る。

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

		要請機関名								
		担当者職氏名								
		連絡先		TEL		FAX				
災害の状況・派遣理由	覚知		年 月 日 時 分							
	災害発生日時		年 月 日 時 分							
	災害発生場所									
	災害名									
		災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域				希望する活動内容						
気象の状況										
離着陸場の状況		離着陸場名								
		特記事項		(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物)ほか)						
必要とする資機材				現地での資機材確保状況						
				特記事項						
傷病者の搬送先				救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況		他に応援要請している機関名								
		現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者										
無線連絡方法										
その他参考となる事項										
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	

### 3 . 自 衛 隊 へ の 災 害 派 遣 要 請

#### 【計画の方針】

災害の規模や情報収集した被害情報から、自衛隊の派遣を要請する必要がある場合は、直ちに知事（支庁長）を通じて自衛隊に派遣要請を行う。

#### 【計画の内容】

##### (1) 災害派遣要請権者

- ① 知事（支庁長）
- ② 海上保安庁長官
- ③ 第一管区海上保安本部長
- ④ 空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

##### (2) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命、財産の救護のため必要があり、かつその事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織がない場合とし、おおむね次による。

- ① 被害状況の把握 ～ 車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- ② 避難の援助 ～ 避難者の誘導、輸送等（避難の勧告・指示が発令された場合）
- ③ 遭難者等の捜索活動 ～ 行方不明者、負傷者が発生した場合、捜索救助活動は通常の他の救助活動に優先
- ④ 水防活動 ～ 堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、運搬及び積み込み
- ⑤ 消防活動 ～ 利用可能な消防車、その他の防火器具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力（消火薬剤は関係機関が提供）
- ⑥ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除～施設の損壊又は障害物がある場合の除去等
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫 ～ 被災者の応急診療、救護及び防疫等（薬剤等は関係機関が提供）
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送 ～ 救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ⑨ 炊飯及び給水支援 ～ 被災者への炊飯、給水支援
- ⑩ 救援物資の貸付又は譲与 ～ 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和31年総理府令1号）による。
- ⑪ 危険物の保安及び除去 ～ 火薬類、爆発物等危険物について能力上、可能な範囲での保安措置及び除去

##### (3) 災害派遣の依頼手続き

市長等は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式1）をもって要請権者に依頼する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等により要請権者に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、直接指定部隊等の長に通知し、速やかに要請権者に連絡し、所定の手続きを速やかに行う。

要請先～網走支庁地域振興部地域政策課（防災担当）電話0152-41-0625 FAX0152-44-7261

##### ① 記載事項

- ア. 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ. 派遣を希望とする期間
- ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

② 要請する部隊の連絡先等

応援を要請する部隊の連絡先等

	あて先	担当部課	所在地	電話番号
陸上自衛隊	北部方面總監	防衛部 防衛課運用班	札幌市中央区南26条西10丁目	011-511-7116 (内線 2574)
	第2師団長	第3部防衛班	旭川市春光町	0166-51-6111 (内線 2238)
	遠軽駐屯地司令 (第25普通科連隊長)	連隊第3科	紋別郡遠軽町向遠軽 272	0158-42-5275 (内線 230)
海上自衛隊	大湊地方總監	防衛部	むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111
	函館基地隊司令	警備科	函館市大町 10-3	0138-23-4241 4244
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	防衛部	青森県三沢市後久保 125-7	0716-53-4121
	第2航空団司令	防衛部	千歳市平和	0123-23-3101 3104

(4) 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び災害対策基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。

自衛官が次に挙げる措置を行う場合、指揮官の命令によるものとする。

ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- ① 避難等（警察官職務執行法第4条） ② 立入り（警察官職務執行法第6条第1項）
- ③ 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条第3項）
- ④ 一時使用等及び除去等（災害対策基本法第64条第8項）
- ⑤ 命令（災害対策基本法第65条第3項） ⑥ 移動等（災害対策基本法第76条の3第3項）

(5) 派遣部隊等の撤収

市長は災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（様式2）をもって網走支庁長に自衛隊撤収要請の連絡を行う。

## 4 民間団体等への協力要請

【計画の方針】

災害時において、本部及び関係機関の職員をもっても応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合、市長は各住民組織等に対し協力を求めるものとする。

【計画の内容】

各住民組織に対し、協力を要請する事項はおおむね次のとおりである。

- (1) 災害現場における応急手当と患者の搬出
- (2) 避難所内での手伝い、被災者の世話
- (3) 義援金品の募集及び整理
- (4) 本部が行う人員、物資の輸送
- (5) その他救助活動に必要で市長が協力を求めた事項
- (6) 食料、衣料その他の給与物資を被災者に配給
- (7) 協力要請先は次のとおりである。

組織名	連絡先
紋別市町内会連絡協議会	事務局（幸町7丁目総合福祉センター内 24-3388）
紋別建設業協会	協会事務所（幸町3丁目 23-3689）
紋別赤十字奉仕団	市保健福祉部社会福祉課 24-2111



様式1

年 月 日

北海道知事 様

紋別市長 印

自衛隊の災害派遣要請依頼について

このことについて、次のとおり人命保護のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣の要請を依頼する事由
- 2 派遣を希望する期間 年 月 日 時 分から まで
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 派遣を希望する区域
  - (2) 活動内容
- 4 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項  
(連絡責任者)  
(連絡先)  
※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・職業・続柄等を記入すること。

様式2

年 月 日

北海道知事 様

紋別市長 印

自衛隊の撤収要請について

年 月 日付で要請依頼した派遣については、〇〇〇〇となり目的が達成されましたので、次の日時をもって撤収要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

## 5 . 地 域 住 民 へ の 協 力 要 請

### 【計画の方針】

被災地の地域住民は、市が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に次のような防災活動上の責務を負う。

市は、地域住民の防災活動が有効に実施されるため、防災意識の啓発、防災知識の普及促進に努める。

### 【計画の内容】

- (1) 防災機関への協力
- (2) 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
- (3) 出火防止及び初期消火
- (4) 初期救急救助
- (5) 災害時要援護者の保護
- (6) 家庭における水、食料等の備蓄

## 6 . ボ ラ ン テ ィ ア の 受 入 れ 体 制

### 【計画の方針】

大きな災害の発生により、被災地には様々な援助ニーズが増大する。このため、市は、ボランティア関係機関・団体と相互に連携し、被災地におけるボランティア・ニーズを把握するとともに、そのニーズに応じたボランティアの確保・あっせんに努める。

### 【計画の内容】

- (1) ボランティア活動への支援
  - ① 市は、ボランティア関係機関・団体と相互に連携し、ボランティア活動に対する資機材等のあっせん・提供の支援に努める。
  - ② ボランティア関係機関・団体と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立が図られるよう、ボランティア活動から地元の相互扶助等への円滑な移行ができるよう努める。
- (2) ボランティア団体との協力
  - ① ボランティアの各団体との協力関係をつくり、必要な調整を行う仕組みを設ける。
  - ② 発災後にあってはボランティア団体の方がより正確に把握している情報もあることから、ボランティア団体との情報の共有化を図る。
  - ③ 行政とボランティアのコーディネートについて日ごろから話し合っておく。
- (3) ボランティアの受入れ
  - ① ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入れ体制等について、速やかに道災害対策本部に連絡する。
  - ② ボランティアの受入れについては、社会福祉協議会が受け持つこととする。
  - ③ ボランティアの明示のための腕章を用意しておく。

## 第 5 章 消 防 計 画

火災の発生を未然に予防し、又は火災が発生したときにはその拡大を防ぐため、消防力の増強整備並びに現有消防力の効率的運用方策の確立と消防団の適正な運用を図るほか、関係機関と連携し、住民、事業者に対して自主防災体制の整備の促進を図り、出火防止と初期消火の徹底を期する。

消防計画

1. 火災警防計画

### 1 . 火 災 警 防 計 画

#### 【計画の方針】

保有消防力の全能を挙げて、火災及び風水害等から住民の生命、身体並びに財産を保護するとともに、災害による被害を軽減して社会の安寧、秩序の保持及び福祉の増進を図る。

#### 【計画の内容】

##### (1) 消防職員及び消防団員の召集

###### ① 召集の区分

###### ア. 第1号召集

消防職員及び消防団員の一部を召集する場合とし、電話又は口頭で召集する。

###### イ. 第2号召集

消防職員及び消防団員の全部を召集する場合とし、サイレン吹鳴等で召集する。

###### ② 火災警報発令時

消防職員及び消防団員の一部を召集する。

###### ③ 日常火災時

消防職員及び消防団員の一部を召集する（第1号召集）。

###### ④ 非常火災時

消防職員及び消防団員の全部を召集する（第2号召集）。

##### (2) 火災の出動区分

###### ① 第1種出動

通常、消防署の当直職員及び非番職員の出動とする。

###### ② 第2種出動

非番職員及び消防団分団単位の出動とする。

###### ③ 第3種出動

非番消防職員及び複数消防分団の出動とする。

###### ④ 第4種出動

消防組合内及び他町村等の応援を要する状態に至り、消防長、署長又は現場総指揮者が要請を指示したときとする。

## 紋別市内の火災出動計画

第1種出動	1 消防署 ① 一般的な火災の場合通常は第1種出動 ② 当直消防隊及び本部、非番消防職員の出動 ③ 本部直轄区域は全車、その他は1隊出動 2 消防第2・3・4分団は、各分団員の出動
第2種出動	1 消防署及び消防団第1分団 ① 気象の警報が発令されたとき ② 特殊消防対象物 ③ 火災が延焼拡大し危険のあるとき ④ 当該消防隊及び本部、非番消防職員並びに消防団第1分団員の出動（大サイレン吹鳴） 2 消防第2・3・4分団は、第1種出動に準ずる
第3種出動	当直消防隊及び本部、非番消防職員並びに複数の分団の出動
第4種出動	消防組合内及び他町村の応援を要する場合又は応援の要請を受けた場合

農村地区は担当分団のみサイレン吹鳴  
市街地は各分団サイレン吹鳴

### (3) 警 戒

#### ① 火災警報発令時

火災警報発令時は、次の各号に掲げる事項うち、必要な事項について措置を取る。

- ア. 機械器具の点検整備
- イ. 通信勤務の強化
- ウ. 警戒巡視及び予防広報
- エ. 消防隊の増強及び出動態勢の強化
- オ. 火災危険区域の警戒
- カ. その他必要と認める措置

#### 火災警報発令基準

- (ア) 実効湿度が60%以下で、最低湿度が40%以下、若しくは平均風速が陸上12 m/s以上が予想される場合  
 (イ) 火災気象通報が発令され、現にその状況が火災予防上必要と認めたとき

#### ② 災害時

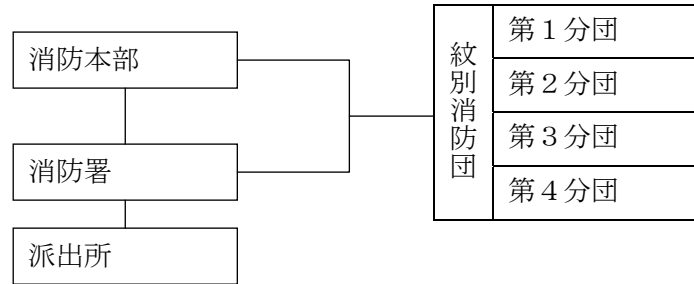
災害時は次の各号に掲げる事項のうち、必要な事項について措置を取る。

- ア. 飛火の警戒
- イ. 消防警戒区域の警戒
- ウ. 通信施設の確保
- エ. 水利施設の確保

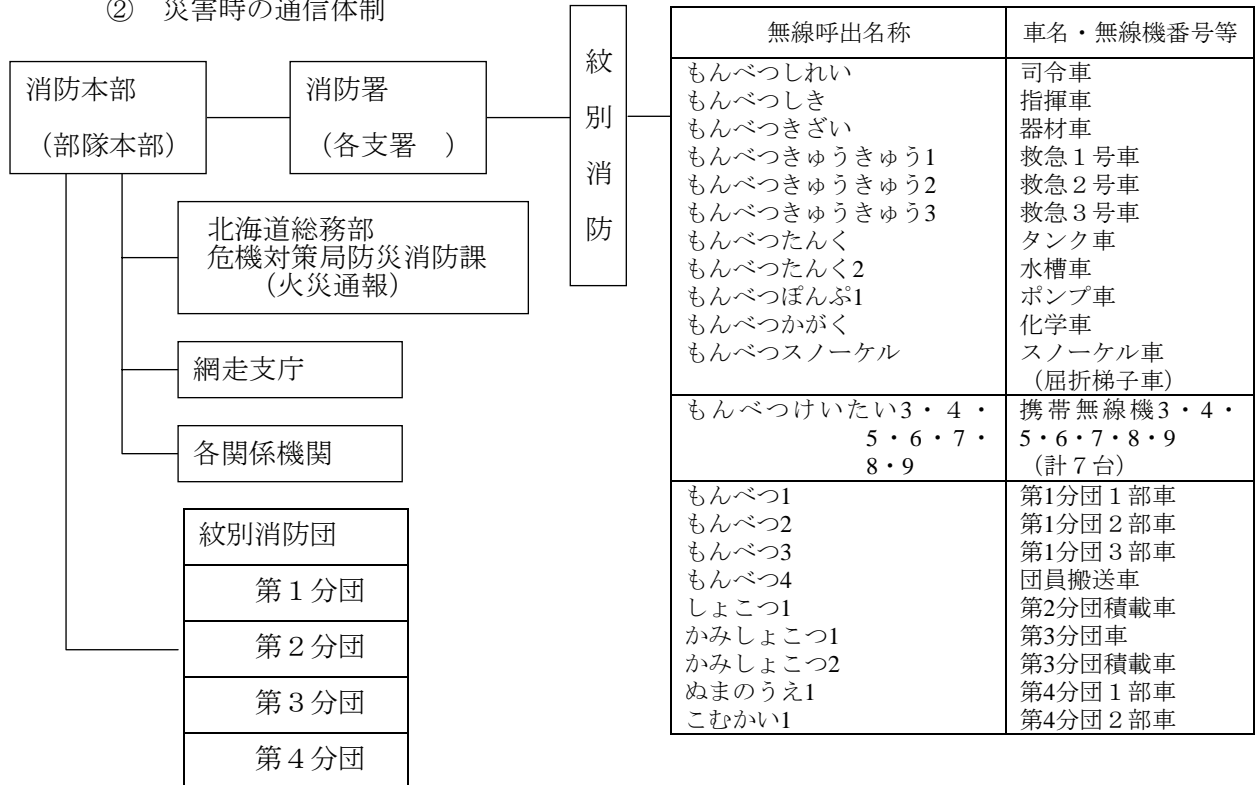
- ハ. 危険物等の把握
  - カ. 交通整理及び通行遮断
  - キ. その他必要と認める措置
- ③ その他  
歳末、火災危険期及び祭典等必要と認めるときは、特別警戒を行う。

(4) 通 信  
消防通信体制は次のとおりである。

① 平常時の通信体制



② 災害時の通信体制



(5) 建築物火災以外の火災防御

- ① 林野・山林火災は、関係者等と連絡を取り延焼拡大防止を重点に防御する。
- ② 船舶火災は、海上保安部等と連携し、船内進入の場合は、防煙措置を図り防御する。
- ③ 航空機及び車両火災は、人命救助を重点に防御する。



## 第 6 章 水 防 計 画

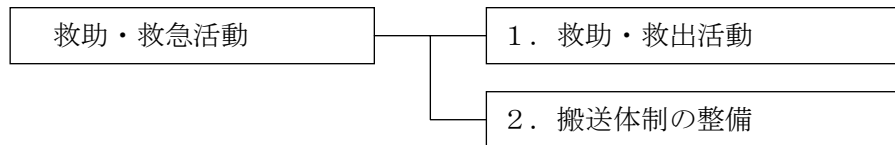
水防法に基づき、河川等の洪水による水害を警戒し防御するため、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、消防団員等による強力及び応援、並びに水防に必要な機器資材・設備及び運用については、紋別市水防計画を別に定めるものとする。





## 第 7 章 救助・救急活動

大地震、津波、大火災、土砂崩れなどの災害時には集中的な救急救助活動が予測される。特に大地震が発生した場合には、家屋の倒壊や火災による負傷者が多数発生するなど、早急な救助・救急が必要な事象が多量に発生することが予想される。生理めになった被災者の救助は、時間の経過とともに救命率が急速に低下するため、迅速に対応しなければならない。このため、消防、警察、自衛隊、海上保安部等は緊密な連携を取りながら、救助・救急活動を迅速に行う必要がある。



### 1 . 救助・救出活動

#### 【計画の方針】

消防、警察、自衛隊、海上保安部及び施設の管理者は、家屋の倒壊、がけ崩れ、津波被害等災害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確な救助・救出活動を行う。

#### 【計画の内容】

##### (1) 情報の収集・伝達

消防・警察は、119番・110番通報、住民からの駆込み通報、参集職員の情報、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターの情報提供等により、被災状況を早期に把握する。

##### (2) 人命救助の原則

- ① 何よりも人命救助を優先する。
- ② 要救助者が多数いる場合は、生存している可能性の高いものを優先する。
- ③ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助が必要となる場合は火災現場付近を優先する。
- ④ 救助活動は、人的被害規模の大きい現場を優先して実施する。
- ⑤ 負傷者が多い場合は、幼児、高齢者又は重傷者を優先して救助する。

##### (3) 救助・救出作業の実施

- ① 救助・救出作業は災害のため生命身体が危険な状態又は生死不明の状態にある場合に実施されるが、その実施基準はおおむね次のようになる。
  - ア. 火災の際に火中に取り残された場合
  - イ. 地震の際に倒壊家屋等の下敷きになった場合
  - ウ. 水害の際に、流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取残された場合
  - エ. 山くずれ、地滑り等により生理めになった場合
  - オ. 津波災害により生命、身体の危険な状態になった場合
  - カ. 自動車、飛行機、船舶等の大事故が発生した場合

## ② 実施方法

救助活動は、消防職員、消防団員、市職員並びに警察官等関係機関により救助隊を編成して行う。負傷者の応急手当を必要とする場合は医師会等関係機関の協力を得るほか、災害応急対策第8章「応急医療助産計画」の定めるところにより実施する。

## (4) 資機材の調達

- ① 日ごろから消防署、消防団器具置場、町内会集会所等に救急救助資機材を備蓄する。
- ② 防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は、建設業者、運送業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て重機等の資機材を確保する。

## (5) 自主防災組織の救助

- ① 自主防災組織及び自衛消防隊は、まず、管轄内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、消防に連絡する。
- ② 被災直後には、消防機関だけでは対応し切れないことが予測されるため、自主防災組織等が状況に応じて自主的に救助活動を行うとともに救助活動を行う消防に協力する。

## (6) 孤立時における救急、救助対策

孤立時における救急、救助は、消防団員が中心になって、地域住民の協力を得て実施する。

## (7) 危険区域の監視

災害が発生し、危険防止上特に必要と認めるときは、危険区域を設定し、被害拡大防止のため消防団員等を配置して、当該区域の監視に当たる。

## (8) 応援要請

市長は救出が困難又は救出に必要な人員、機械器具等が不足するときは、知事に自衛隊出動の要請を依頼するほか、近隣地方公共団体の長に応援協力を要請する。

## 2 . 搬送体制の整備

### 【計画の方針】

大規模な災害時には、軽・重様々な傷病者が救護所に集中すると想定される。そのような中で病院での適切な医療を必要とする重傷病者は、消防署その他関係機関の協力を得て、後方医療施設へ迅速に搬送することが必要であり、そのための体制を整備する。

### 【計画の内容】

#### (1) 救急車による搬送

市災害対策本部医療班及び救護隊が、救急車による搬送を要請する。

#### (2) その他の車両による搬送

市有車又は医療班が使用している自動車により搬送する。

#### (3) 担架による搬送

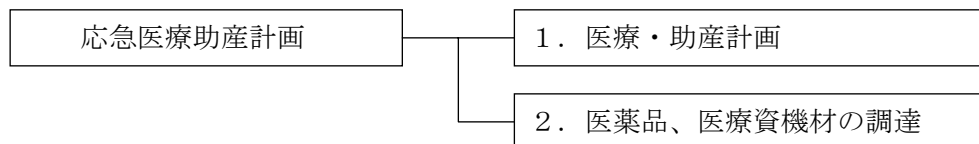
医務班職員、その他市職員、住民（自主防災組織）等により担架で搬送する。

#### (4) ヘリコプターの活用

市は、道路の損壊等による交通の途絶や交通渋滞等により救急車が使用できない場合、又は高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、ヘリコプターが有効なときは、道に依頼して消防防災ヘリコプター等を活用する。ただし、傷病者が多数で、これらで対応できない場合、道は他県及び海上保安部に応援を要請する。

## 第 8 章 応 急 医 療 助 産 計 画

市は、災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合には、本計画により医療及び助産を実施する。



### 1 . 医 療 ・ 助 産 計 画

#### 【計画の方針】

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失ったような場合は、応急的に医療、助産を実施し、被災者の保護を図る。

#### 【計画の内容】

##### (1) 実施機関

災害発生時の医療、助産は医師会及び関係機関の協力を得て市（保健班）が実施し、災害救助法が適用されたときは、知事の委任により市が実施するほか、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

##### (2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に本部長に通告する。通告を受けた本部長は、直ちに救護に関し、医師、助産婦等の派遣要請、救護所の開設、患者緊急輸送、通信連絡の確保、医療機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう、関係部、班に指示する。

##### (3) 医療救護所の設置

医療救護所は、原則として救護を必要とする地域の避難所に設置するものとするが、災害の状況等により他の公共施設等を使用するものとする。

なお、医療救護所を設置したときは、直ちに当該地域の住民に周知するものとする。

##### (4) 救援活動の派遣要請

① 市長は、災害の規模等により応急医療の必要があるときは、日本赤十字社北海道支部紋別市地区、紋別医師会会及び北見歯科医師会紋別歯科医師団に対し、派遣要請を行う。また、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

（資料編第3-3 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書）

② 要請する場合には、次の項目を通知する。

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| ア. 災害発生の日時、場所、原因及び状況 | イ. 出動の時期及び場所 |
| ウ. 出動を要する人員及び資器材     | エ. その他必要な事項  |

##### (5) 医療及び助産の実施

###### ① 救護班等の編成

救護班は災害の事情に応じて、医師、看護師、事務職員等をもって一編成とし、災害派遣医療チーム（DMAT）については、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

###### ② 救護班等の業務内容

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- ア. トリアージ（患者の重傷度、緊急度により治療の優先順位を決めること。）
- イ. 傷病者に対する応急処置及び医療
- ウ. 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ. 助産救護

- o. 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- カ. 被災現場におけるメディカルコントロール(災害派遣医療チーム (DMAT) のみ)

③ 医療品等の確保

医療品、衛生器材の調達は、市内医療機関からの一時借入れ及び市内等の小売業者から購入するものとするが、これらの方法で確保することが困難な場合は、北海道知事又は関係機関にその確保について要請する。

④ 輸送体制の確保

重症患者等の医療機関への搬送は、救急車による。

なお、交通の状況により救急車で搬送が困難な場合は、北海道知事、自衛隊にヘリコプターによる搬送を要請する。

⑤ 健康管理及び心のケア

医療救護所には、保健師を配置して保健指導に当たる。また、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングや心のケアを行い、被災者や災害時要援護者の精神的負担の軽減に努める。

(6) 実施基準

① 医療を受ける対象者

医療を必要とする者で、災害のために医療の途を失った者

② 助産を受ける対象者

ア. 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

イ. 現に助産を要する状態の者

ウ. 災害の発生日、以前又は以後7日以内に分娩した者

エ. 被災者であると否とを問わない。

オ. 本人の経済的能力の如何を問わない。

(7) 医療・助産の範囲は次のとおりである。

医 療	助 産
1 診 察	1 分娩の介助
2 薬剤又は治療材料の支給	2 分娩前、分娩後の処置
3 処置、手術、その他の治療及び施術	
4 病院又は診療所への収容	
5 看 護	

(8) 費用及び期間等

医療及び助産に関する費用の算出及び実施期間等は、災害救助法を準用するものとする。  
(資料編参照)

## 2 . 医 薬 品 、 医 療 資 機 材 の 調 達

### 【計画の方針】

医療及び助産を実施するため必要とする医薬品や医療用資機材の調達は、取扱い業者、取扱い品目、供給能力等を把握し、緊急確保の体制を整備しておく。

災害が発生し、市内での調達では不足する場合、道へ要請して確保を図る。

### 【計画の内容】

(1) 医薬品及び衛生材料は、取扱業者から購入するが、不足する場合は支庁を通じて道が備蓄している緊急用医薬品等の提供を要請する。

(2) 医療用資機材は、備蓄しているものを優先的に使用し、不足する場合は道に要請する。

(3) 保存血液と血液製剤は、道に要請し、北海道赤十字血液センターからの提供を受ける。

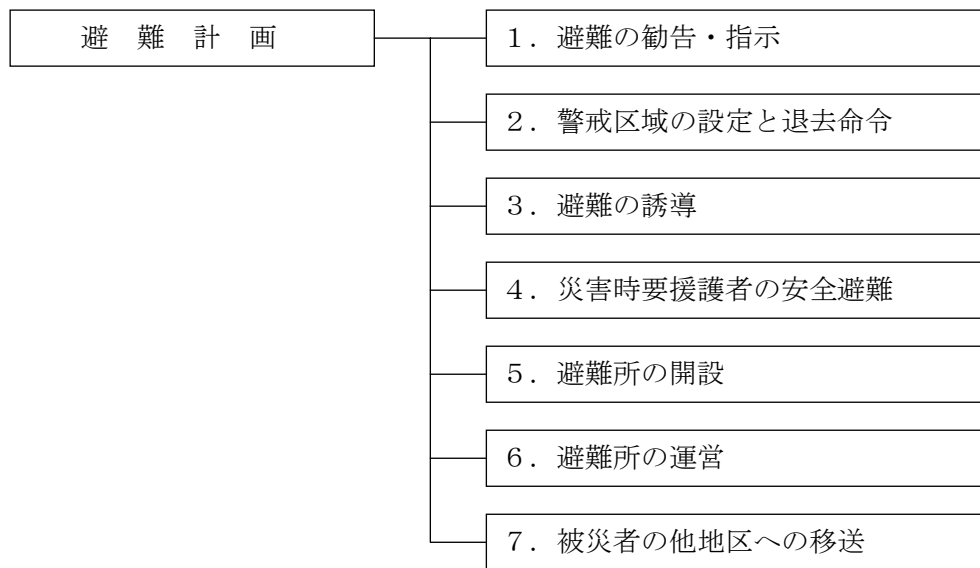
(※ 市内の医療関係機関、医薬品取扱業者については資料編参照)

## 第 9 章 避 難 計 画

住民の生命・身体に及ぼす危険性が著しく大きいと予想される災害時には、これら危険地域の住民の人的被害の発生を未然に防止しなければならない。

そのため、危険区域の住民を安全な場所に避難させる方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る必要がある。

特に、保育所・幼稚園・学校の児童、療養中の患者、福祉施設の入所者・通所者等の災害時要援護者については、施設の管理者は、避難体制・計画を日ごろから準備しておく必要がある。



### 1 . 避 難 の 勧 告 ・ 指 示

#### 【計画の方針】

市及び防災関係機関は緊急時に際して、危険区域に居住又は滞在する住民等を安全な地域に避難させる必要がある場合には、避難の勧告・指示及び災害時準備情報の周知を行う。

また、避難準備情報の提供とともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を有する者に対しては、必要に応じて避難の勧告を行う。

災害対策基本法その他の根拠法規に従って「実施責任者」及び「実施の基準」を整理すると次表のようになる。勧告・指示及び避難順序情報の周知を行ったときは、関係機関は相互の連絡を行うものとする。

避難の勧告及び指示の実施責任者、実施の基準

実施責任者	要件	根拠法
市長 (勧告・指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。	災害対策基本法第60条
知事 (勧告・指示)	災害発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認められるとき。	災害対策基本法第60条
警察官 (指示)	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれがある者に対し、必要な限度で避難の措置を取る	警察官職務執行法第4条
海上保安官 (指示)	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
自衛官 (指示)	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた道の職員 (指示)	洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	防法第29条、地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

【計画の内容】

避難の勧告・指示は原則として避難を要する事態の最終的判断は、防災関係機関からの要請も踏まえて、災害対策本部長が行うことになるが、実際に行われる場合を想定してまとめると次のようになる。

(1) 避難の勧告、指示又は準備情報の基準等

① 一般的基準等

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (災害時要援護者避難)	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

② 避難の勧告・指示を行う具体的基準

- ア. 河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
- イ. 火災の拡大や爆発のおそれがあるとき
- ウ. ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測される時
- エ. 地滑り、崖崩れ及び土石流等により著しく危険が切迫しているとき
- オ. 大規模地震により建築物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
- カ. 津波警報等が発表されたとき
- キ. その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき

(2) 避難の勧告・指示の対象者

避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

(3) 避難の勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は、次のことを明らかにして行う。

- ① 避難対象地域（行政区名、施設名等）
- ② 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- ③ 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- ④ 避難経路
- ⑤ その他（避難行動時の最小携帯品、災害時要援護者の優先避難等）

(4) 避難措置及び解除の住民への伝達

① 放送、電話、有線等による伝達

NHK、民間放送局に対し、勧告、指示を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示して放送するよう協力を依頼する。

② 広報車による伝達

市、消防署、警察署等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

③ 伝達員による個別伝達

避難を勧告、指示したときが夜間、停電時等全家庭に完全周知が困難であると予想されるときは、消防団員等で組を編成し、個別に伝達する。

④ 避難の必要がなくなったときも同様とする。

(5) 避難措置の報告

市長は、避難の勧告、指示又は避難準備情報を周知したときは、発令者、発令の理由、発令日時、避難の対象区域及び避難先を記録するとともに、知事（網走支庁長）に報告する。解除の場合も同様とする。

## 2 . 警 戒 区 域 の 設 定 と 退 去 命 令

### 【計画の方針】

災害が発生したり、あるいは災害発生のおそれがあり、人の生命又は身体への危険がある場合は、警戒区域を設定して住民の退去を命じ、応急対策の従事者以外の立入りを禁止する。

警戒区域の設定の基準等は次のとおりである。

#### 警戒区域の設定等

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長又はその委任を受けた市の吏員	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に関する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官又は海上保安官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市町村長等、警察官及び海上保安官がその場に行かない場合に限る。	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法28条
水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者	洪水、高潮	水防上緊急に必要な場所において。	水防法第21条
知事による応急措置の代行		市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条

（注）警察官は、消防法第28条、第36条、水防法21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

## 3 . 避 難 の 誘 導

### 【計画の方針】

危険が切迫し、住民が緊急に避難する必要がある場合、混乱を起こすことなく、避難の安全を確保するためには、適切な避難の誘導が行われる必要がある。避難の誘導は、市職員又は各施設管理者が、警察官、消防団員、自主防災組織、住民の協力を得て実施する。

### 【計画の内容】

#### (1) 避難順位

- ① 高齢者、乳幼児、身体障害者、傷病者、婦女子等の災害時要援護者
- ② 災害活動従事者以外の者
- ③ 防災活動従事者



- (2) 避難準備及び携行品等の制限
  - ① 避難に際して火気及び危険物の始末を完全にする。
  - ② 家屋の補強及び家財の整理をする。
  - ③ 避難者の携行品について次の措置を取る。
    - ア. 緊急の場合は、現金、貴重品以外日用品を最小限にする。
    - イ. 時間的余裕があると認められる場合は、避難秩序を乱さない範囲にする。
- (3) 避難道路の選定
  - ① 避難道路は、緊急時の混乱を避けるためできるだけ限り車両用、徒歩用に区分選定する。
  - ② 避難道路には消防職（団）員等を配置する。
  - ③ 必要に応じ誘導標識、誘導燈、誘導柵を設ける。
  - ④ 避難路上の障害物件等を除去する。
- (4) 避難者の確認
  - ① 避難の勧告、指示を發した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防職（団）員等によるパトロールを行い、立退きが遅れた者等の有無の確認を行う。
  - ② 警察官は、避難の勧告、指示に従わない者について説得に努め、状況に応じては必要な限度で強制措置を取るものとする。

#### 4 . 災害時要援護者の安全避難

##### 【計画の方針】

学校、保育所、福祉関連施設、病院等の施設の管理者は、あらかじめ避難計画を定め、状況に応じて適切な集団避難を行う。

##### 1. 学校（小・中学校等の児童、生徒）、幼稚園児の集団避難

- (1) 避難誘導
  - ① 学校長、園長はあらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じ教職員に適切な緊急避難の指示を行う。
  - ② 教職員は校長、園長の指示を的確に把握して、校（園）舎配置別又は学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って、迅速に安全な避難場所に誘導する。
- (2) 避難指示の周知
  - ① 校長、園長は、職員及び児童、生徒、園児に対する避難の指示を、非常ベル又はマイク等により周知徹底を図る。
  - ② 校長、園長は、職員及び児童、生徒、園児に避難の指示を發したときは、直ちに市教育委員会、警察署、消防署にその旨連絡する。
- (3) 移送方法
 

別に班を編成し、教職員は引率責任者としてできるだけ消防職員等の協力を得て、次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

  - ① 新たに災害の発生するおそれがある危険な場所を避け、安全な通路を選定する。
  - ② 引率責任者はメガホン、携帯マイクを所持する。
  - ③ 感電、水没等の事故防止に努める。
  - ④ 浸水地域等を移送するときは、ロープ等を利用する。

## 2. 保育所（児童福祉施設）の乳幼児の集団避難

### (1) 避難誘導

- ① 所長はあらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じ職員（保育士等）に適切な緊急避難の指示を行う。
- ② 職員（保育士等）は、所長の指示を的確に把握して、年齢別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に安全な避難場所に誘導する。

### (2) 避難指示の周知

- ① 所長の職員（保育士等）及び乳幼児に対する避難の指示は、サイレン又はマイク等によりその旨周知の徹底を図る。
- ② 所長が避難の指示を発したときは、直ちに市、警察署、消防署にその旨連絡する。

### (3) 移送方法

職員（保育士等）は引率責任者としてできるだけ消防職員等の協力を得て、安全かつ能率的に移送する。留意事項は上記1.の(3)に準ずる。

## 3. 病院

### (1) 避難誘導

院長又は病院管理者は、構内外で災害が発生した場合は、病院で設置する自主組織により、あらかじめ患者を適当な人数ごとに編成し、医師、看護師、その他の職員が引率して、病院が指定する避難場所、その他安全な場所に避難誘導する。

### (2) 誘導指示の周知

院長又は病院の管理者は、職員及び患者（外来・入院）に対し避難の指示をするとともに、マイク等によりその旨周知徹底を図る。

### (3) 移送の方法

- ① 院長又は病院の管理者は、自力での歩行が不可能な患者については、担架により医師、看護師等を引率責任者として、消防職員等の協力を得て移送する。
- ② 院長又は病院管理者は、避難誘導を終結した場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

### (4) 避難場所及び備蓄について

院長又は病院管理者は、災害時における避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、移送に必要な医薬品、食料、衣類、担架、車両、手押車等を備蓄しておく。

## 4. 社会福祉施設等の災害時要援護者の避難

### (1) 必要な援助の要請

施設の責任者は、施設・設備等の損壊、ライフライン等の途絶等により、社会福祉施設の機能が麻痺している場合には、市又は網走支庁に食料、飲料水の確保の要請、近隣施設、近隣町村への人員の派遣要請、入所者の移送等必要な援助を要請する。

### (2) 入所者の相互受入

入所者の避難、移送について、施設の責任者が市本部に援助を要請した場合、市本部は道本部、近隣町村、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、相互受入について検討し、移送等を行う。

## 5. 在宅の災害時要援護者の避難

市本部は、地元警察署、消防署、民生委員、地域住民等の協力を得ながら、在宅サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者、難病患者等の名簿を利用することにより、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。

災害時要援護者が発見された場合には、一時集合場所・避難所等への移動、社会福祉施設等への緊急入所等の措置を取る。

## 5 . 避難所の開設

### 【計画の方針】

市は、災害により家屋の損壊・損失が生じた場合、あるいは、避難の勧告・指示が出され住民が避難を行う場合、宿泊・給食等の一時的収容保護を実施するため、避難所を開設する。

避難所の設置場所は、原則としてあらかじめ指定された避難所一覧表（資料編5-1）に基づく。

ただし、大地震による災害のように広範囲に大きな被害を受けた場合、あらかじめ指定されていた以外の施設についても安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

開設の実務は、各施設の管理責任者が複数の職員を派遣して担当させるが、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、勤務職員又は最初に到着した市職員が実施する。

### 【計画の内容】

#### (1) 避難所の開設

- ① 避難所の開設は、原則として災害対策本部長の指示により行う。
- ② 一時避難所は、地震や大規模火災等の災害時に緊急・一時的に避難するスペースであり、避難住民の避難状況及び安全性を考慮し、収容避難所に収容する。
- ③ 住民等に対し、避難所開設の周知徹底を図る。
- ④ 夜間等、突発的な災害発生の場合には、本部からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、居合わせた職員が施設入口（門）を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。
- ⑤ すでに避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、取りあえず体育館など広いスペースに誘導し、無用の混乱の防止に努める。

#### (2) 担当者の派遣

避難所を開設した場合は、速やかに避難所の運営及び連絡調整に当たる避難所連絡員を派遣する。担当者の派遣人数、派遣方法、連絡体制はあらかじめ定めておく。

#### (3) 必要な資機材等

避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整理しておき、まずそれらを活用して避難所の運営に当たる。

#### (4) 災害時要援護者優先スペース及びその他区画の指定

- ① 高齢者等の災害時要援護者のためのスペースとして、暖かいところ、トイレに近いところを確保する。
- ② 事情の許す限り、自主防災組織等の意見を聴いて地域ごとにスペースを設定し、避難した住民による自主的な運営となるよう配慮する。

(5) 避難所開設の報告

避難所開設に当たった職員は、避難住民の収容を終えた後、災害対策本部に電話等によりその旨を報告する。本部は、支庁長、警察署、消防等関係機関に対して、開設の状況（日時、場所、施設名、収容者数、開設期間の見込み等）を連絡する。

(6) 避難所内の管理室の開設

避難所内に「管理室」を速やかに開設し、避難住民に対して避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

(7) 避難所の開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

状況により上記の期間を延長する必要がある場合には、市長は知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けなければならない。

## 6 . 避難所の運営

### 【計画の方針】

短い期間にせよ、避難所は生活の拠点を失った住民が生活する場となるため、衣・食・住のあらゆるレベルにわたる、きめの細かい対応が必要となる。

運営は、原則として市職員が担当するが、すべてを職員だけで対応するのは不可能であり、また現実的でもないため、自主防災組織等の地域組織や避難した住民の代表者による自主的な管理運営の手法を積極的に取り入れていく。

### 【計画の内容】

(1) 避難所連絡員の常駐

避難所には原則として、避難所連絡員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て避難者の保護に当たる。

(2) 避難所の運営

連絡員は、避難所に収容されている避難者数をはじめ、様々な情報（避難者の氏名、安否情報、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報）を早期に把握し、電話又は情報連絡員（伝令）等により災害対策本部に連絡する。

(3) 道への報告

市は、住民の避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ、支庁へ連絡する。

(4) 関係書類

責任者は、次の関係書類を整理保存する。

- ① 救助実施記録日計表
- ② 避難所用物品受払簿
- ③ 避難所設置及び収容状況
- ④ 避難所設置に要した支払証拠書類
- ⑤ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

(5) 被災者の状況把握

- ① 避難した住民の健康状態、特に緊急医療を必要とする被災者等についての状況把握に努める。
- ② 避難所における被災住民のニーズを把握・調整し、特に高齢者や障害者等の福祉ニーズの把握に十分配慮する。
- ③ 避難の長期化等、必要に応じて被災者のプライバシーの保護に努める。

(6) 災害時要援護者への配慮

- ① 担当職員、ホームヘルパー、民生委員等の訪問などにより実態調査を実施する。
- ② 避難者の障害や身体の状態に応じて、必要があれば適切な措置を受けられる施設へ速やかに移送する。
- ③ 避難者の障害や身体の状態に応じて、保健婦・ホームヘルパー・ガイドヘルパー・手話通訳者等を派遣する。日ごろから資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。
- ④ 高齢者、重傷心身障害者、乳幼児等に配慮した食料を支給する。

(7) 学校運営への協力

避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、避難所管理責任者の調整の下、校長の指導により運営業務に協力する。

## 7 . 被災者の他地区への移送

【計画の方針】

被災者を市内の避難所だけでは収容できないとき、市長は道に対し、被災者の他地区への移送を要請する。また、他町村から被災者の受入れ要請があった場合は、受入体制を整備する。

【計画の内容】

- (1) 被災者の他地区への移送を要請した場合、市長は所属職員の中から、避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。
- (2) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。
- (3) 道から、他市町村の被災者の受入を指示された場合、市長は直ちに避難所を開設し受入れ体制を整備する。

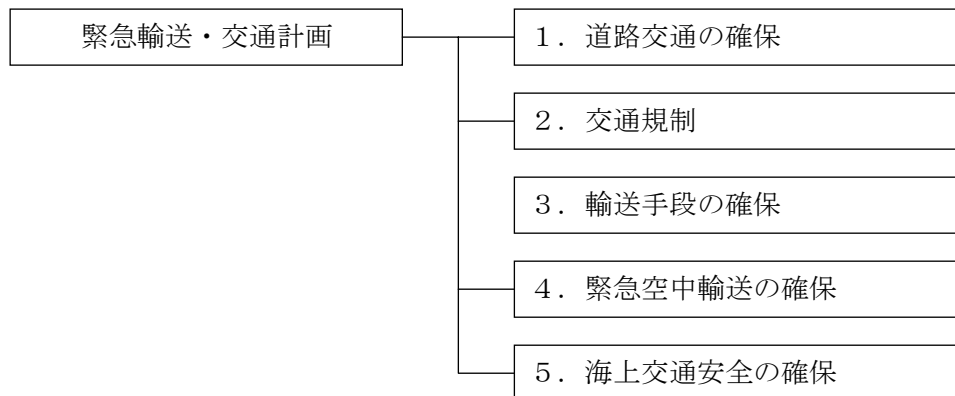


## 第 10 章 緊急輸送・交通計画

災害時の道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送、その他救援救護活動を実施する上での基礎をなすものであり、極めて重要である。

災害により通行が不可能となった幹線道路等は、応急補修をして緊急車両の交通路を確保しなければならない。また、緊急輸送のための交通規制も必要となる。

更に、輸送や搬送の手段としての車両の確保・配車等に加えて、緊急の場合にはヘリコプターの利用を図り、災害時の緊急輸送に万全を期することが必要となる。



### 1 . 道 路 交 通 の 確 保

#### 【計画の方針】

災害時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。災害により通行が不可能となった幹線道路等は、応急補修をして道路交通を確保しなければならない。

また、緊急輸送道路ネットワークについては、状況に応じて、障害物の除去や亀裂等の応急補修を他の道路に先駆けて行う。

緊急輸送道路ネットワーク計画は、北海道開発局、道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者及び道の防災担当部局、北海道警察本部等の防災関係機関からなる協議会を設置して設定するもので、利用特性により次のとおり分類される。

## 緊急輸送道路ネットワーク計画

1. 第1次緊急輸送道路ネットワーク  
道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び重要港湾、空港、自衛隊等を連結する道路
2. 第2次緊急輸送道路ネットワーク  
第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、河川防災ステーション、災害医療拠点等）を連結する道路
3. 第3次緊急輸送道路ネットワーク  
第1次、第2次以外の緊急輸送道路

### 【計画の内容】

- (1) 道路、橋梁など交通施設の災害の情報収集及び連絡等は、次のとおり行う。
  - ① 道路パトロール  
災害により道路、橋梁等に危険発生のおそれがある場合は、パトロールを実施する。
  - ② 発見者等の通報  
災害により道路、橋梁等交通施設の危険な状況又は交通の混乱を発見した者は、市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は速やかにその旨を市長に通報する。
  - ③ 関係機関への連絡  
通報を受けた市長は当該道路の管理者に報告する。
- (2) 交通応急対策の実施
  - ① 警察は、必要があると認めたときは交通規制を行うが、警察官が到着するまでの間、市職員はできるだけ交通整理に当たり、緊急交通路の確保に努める。
  - ② 災害発生による土砂その他の路上障害物等を、速やかに除去して交通路を確保する。
  - ③ 亀裂等の被害を受けた道路は、市有建設機械を使用して速やかに復旧し、緊急輸送の確保に努めるが、災害の状況により機械類が不足したり調達が困難な場合は、市内建設業者の協力を得て実施する。
- (3) 運転者の義務  
緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急交通車両以外の車両の運転者は速やかに緊急交通路以外の場所に車を移動させる。移動することが困難なときは、道路の左側端に駐車するなど、緊急通行車両の通行妨害とならないよう駐車する。



## 2 . 交 通 規 制

### 【計画の方針】

震災時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要であるため、道路管理者及び北海道公安委員会は交通規制を実施する。

### 【計画の内容】

#### (1) 道路の交通規制

##### ① 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察本部）は、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況を把握する。

- ア. 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
- イ. 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ウ. 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

##### ② 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施する。

- ア. 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- イ. 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

##### ③ 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

#### (2) 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策従事者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

##### ① 通 知

北海道公安委員会は、緊急輸送目的の交通規制を行うときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後直ちに通知する。

##### ② 緊急通行車両の確認手続き

###### ア. 確認実施機関

知事（支庁長）又は北海道公安委員会（警察署長）は、車両使用者等の申し出により、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

###### イ. 確認場所

確認は道庁（支庁）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

###### ウ. 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

###### エ. 緊急通行車両

緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- (a) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
  - (b) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - (c) 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
  - (d) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - (e) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
  - (f) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
  - (g) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
  - (h) 緊急輸送の確保に関する事項
  - (i) その他災害の発生、防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- ホ. 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- ③ 通行禁止又は制限から除外する車両
- 北海道公安委員会は、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。
- ア. 確認手続き
- 北海道公安委員会（警察署長）は、車両の使用者等の申し出により、当該車両が規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。
- イ. 確認場所
- 規制対象除外車両の確認は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。
- ウ. 証明書及び標章の交付
- 規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。
- エ. 規制対象除外車両等
- (ア) 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
  - (イ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
  - (ウ) 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両
  - (エ) 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。
    - a. 道路維持作業用自動車
    - b. 通学通園バス
    - c. 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
    - d. 電報の配達のため使用する車両
    - e. 廃棄物の収集に使用する車両
    - f. 感染症患者の収容又は予防のため使用する車両
    - g. その他公益上又は社会生活上特に通行させる必要があると認められる車両

### 3 . 輸 送 手 段 の 確 保

#### 【計画の方針】

輸送手段は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。このため、市は関係機関と協議し、迅速に輸送路を確保するとともに、輸送に必要な車両、ヘリコプター、船舶等を調達し、輸送力確保に万全を期する。

#### 【計画の内容】

##### (1) 陸上輸送

道路交通が不能となる場合のほかは、車両（乗用車、貨物自動車、バス）により迅速確実に輸送を行う。

① 緊急輸送のため使用する自動車の確保は、次の方法によるものとする。

ア. 市が所有する自動車（資料編参照）

イ. 公共的機関が所有する自動車

ウ. 輸送業者が所有する自動車

エ. その他の自動車

② 自動車調達の協力要請

市長は市内で自動車の確保が困難な場合又は輸送の都合上他の市町村から調達することが適当と認められるときは、知事及び他の市町村長に協力を要請する。

##### (2) ヘリコプターによる輸送

地上輸送に支障がある場合又は救急患者輸送及び山間僻地へ緊急に輸送の必要が生じたときは、市長は知事に対し、自衛隊等の航空機の派遣を要請する。

##### (3) 船舶による輸送

陸上交通が不可能な場合又は海上による船舶輸送の方が効率的な場合においては、船舶により必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

① 市、道及び防災関係機関は、自ら保有する船舶を第一次的に使用する。

② 不足を生ずる場合は、民間船舶（漁船を含む）へ協力を要請する。

③ 必要に応じ、応援協定を締結している他市町村や、海上自衛隊、海上保安部へ支援を要請する。

##### (4) 人力による輸送

車両による輸送が困難なときは、人力輸送を行うものとする。

## 4 . 緊 急 空 中 輸 送 の 確 保

### 【計画の方針】

大規模災害が発生し、災害状況の把握や負傷者の救急搬送、医薬品等の物資搬送、医師・救助隊員等の人員輸送などの消防防災活動が必要となった場合、道にヘリコプターの運航を要請し、緊急空中輸送の確保を図る。緊急空中輸送を要請した場合、市は、受入れ体制を整える。

### 【計画の内容】

#### (1) 緊急運航要請

負傷者の救急搬送、緊急物資の搬送、医師・救助隊員等の人員輸送などが必要になった場合は、道の消防防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプター等の緊急運航を要請する。

市町村から派遣要請があった場合、道及び防災関係機関は、自ら所有するヘリコプターを第一次的に使用するが、必要に応じ、応援協定を締結している他縣市や自衛隊及び海上保安部に支援を要請する。

#### (2) 受入れ体制

ヘリコプター離発着場の開設は、各避難所として指定する小・中学校の校庭とし、その都度定める。

##### ① 離着陸場の確保及び安全対策

ア. 障害物を除去し、離着陸可能な状態の場所を確保する。

イ. 離着陸可能な場所の条件を挙げると次のようになる。

a. 舗装された場所が最も望ましい。

b. グラウンドの場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。乾燥しているときは、可能ならば十分に散水をする。

c. 草地の場合は、硬質、低い草地であること。

② 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院名と搬送手配

③ 空中消火用資機材、空中消火基地の確保

④ その他必要な事項

## 5 . 海上交通安全の確保

### 【計画の方針】

海上保安部は、海上交通安全確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

### 【計画の内容】

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。
- (4) 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (5) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

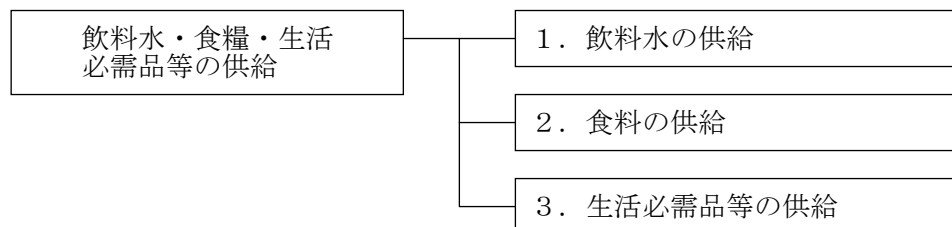


## 第 1 1 章 飲 料 水 ・ 食 料 ・ 生 活 必 需 品 等 の 供 給

災害発生後に市が取り組むべき応急対策の目標の第一は、二次的な災害の発生を未然に防止することである。

第二には、精神的に不安な状態にある住民に対して、迅速な生活援助対策を講じるとともに、的確な災害復旧方針と必要十分な情報を明らかにし、行政機関と社会的秩序の維持に対する信頼関係をいつときも早く回復することである。

以上のような基本的視点から、生活維持のための最小限欠くことのできない飲料水・食料・生活必需品等の供給計画は非常に重要な課題である。



### 1 . 飲 料 水 の 供 給

#### 【計画の方針】

災害が発生し、水道施設等に被害を生じたときは、住民の飲料水の供給を確保するため、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、水道施設の応急復旧を実施する。

被災状況によっては、必要に応じて水道施設以外の予備水源を活用する。

応急飲料水の供給は原則として市（給水班）が実施し、災害救助法が適用された場合は、知事の委任に基づき行うものとする。

#### 【計画の内容】

##### (1) 個人備蓄の推進

生命維持に必要な水量は、一人1日3リットル程度とされている。3日分程度の飲料水は、平常時から個人において準備しておくよう、住民に広報する。

##### (2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

##### (3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及びろ水器等を所有機関から調達して、給水に当たる。

#### (4) 給水の実施

##### ① 輸送による給水

被災地の近隣に適当な水源がある場合は、給水車（給水タンク車、散水車、消防タンク車等）により取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

##### ② 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

##### ③ 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

#### (5) 応援の要請

市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他町村又は道へ、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

#### (6) 住民への周知

給水に際しては、給水時間、給水場所を事前に住民に周知する。

#### (7) 施設の応急修復及び資材等の調達

水道施設被害の影響は、広範囲に及ぶおそれがあるため、住民の生活用水確保を目途に、できるだけ早く正常給水を行う。

① 水道施設の復旧については、共用栓、消火栓及び医療施設等緊急を要するものを優先的に行う。

② あらかじめ災害の被害想定に基づき、応急復旧方法を定めるとともに、復旧要員、資材、重機の確保や応援について、水道事業者、資機材メーカー、施工業者との間で災害時に備えた事前の協定を締結しておく。

## 2 . 食 料 の 供 給

### 【計画の方針】

災害により食生活に支障をきたした者及び災害応急対策従事者に対し、応急炊出し等を実施する。食料の供給は市が実施し、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行うものとする。

#### (1) 実施基準

##### ① 給与対象者と給与数量

給与対象者と給与数量は次のとおりである。



給与対象者	給与限度数量
1. 避難所に収容された被災者	精米換算 1 食につき 200 g 以内
2. 住家の被災で炊き出しによる給食の必要がある場合	精米換算 1 食につき 200 g 以内
3. 被災により、配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う場合	精米換算 1 食につき 400 g 以内
4. 災害地における救助作業及び緊急復旧作業に従事している者に対して給食の必要がある場合	精米換算 1 食につき 300 g 以内
5. 特殊な災害（爆発、転覆等）の発生による被災者に給食の必要がある場合	精米換算 1 食につき 200 g 以内

② 給与品目

ア. 主 食；米、乾パン、生パン、麺類等

イ. 副 食；調味料を含む応急必需食品

③ 費用及び期間等

食料の給与に関する費用の算出及び給与期間等は、災害救助法を準用する。

(2) 実施方法

① 給与方法

責任者は、実施期間、被災者の実態、人員、必要食料等を勘案し、炊出し、パンの給与等適当な方法により実施するものとする。

② 災害時要援護者への優先的供給

食料の供給は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び障害者に優先的に供給する。

③ 炊出し

炊出し等は、日赤奉仕団等の各種団体やボランティアの協力を得て調理場班が行う。

④ 配 給

各避難所における配給については避難所ごとに、その規模に応じて複数の責任者を定めで行う。責任者は区域住民、婦人団体等に協力を求め円滑に実施する。

(3) 食糧の調達

① 主食

炊出し等の給食に必要な応急用米穀は市が調達するが、確保できない場合は、その確保について、支庁長を通じ知事に要請する。

また、応急用米穀の調達や確保については、あらかじめ市内業者との間で、応急用米穀の調達に関する協定等の締結をしておく。

② 副食その他

副食、調味料等の応急食料等は、市内の業者から調達するものとし、市長は調達が不足又は困難な場合は、支庁長を通じ知事に調達のあつせんを要請する。

### 3 . 生活必需品等の供給

#### 【計画の方針】

市は、住家に被害を受けた被災者に、日常生活に欠かせない被服、寝具、その他生活必需品等を給与する。災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行うものとする。

#### 【計画の内容】

##### (1) 実施の基準

###### ① 給与又は貸与の対象者

災害で住家が損壊及び床上浸水等の被害を受け、被服、寝具その他生活上に必要な最小限度の家財を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

###### ② 対象品目

- ア. 寝具 毛布、布団、タオルケット等
- イ. 衣類 作業衣、婦人服、子供服等、肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）
- ウ. 身の回り品 タオル、手拭、靴下、靴、傘等
- エ. 炊事道具 鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等
- オ. 食器 茶わん、皿、はし等
- カ. 日用品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、生理用品等
- キ. 光熱材料 マッチ、ローソク、プロパンガス、石油等

###### ③ 給与又は貸与の費用及び期間等

費用の産出及び給与期間等は災害救助法を準用する（資料編参照）。

##### (2) 実施方法

###### ① 責任者

物資の給与又は貸与を行うときは各現場に責任者を置くものとし、責任者は地域の民生委員及び婦人団体等に協力を求め円滑に実施する。

###### ② 給与、貸与の方法

被災世帯調査に基づき救助物資購入（配分）計画を立て、これに基づいて実施する。

###### ③ 受払簿、物資給（貸）与簿

調達物資を受払簿により整理し、物資給（貸）与簿により被災者に給（貸）与する。

###### ④ 物資の給（貸）与の記録

物資を給（貸）与した場合は、記録する（様式は資料編参照）。なお、上記③については、災害救助法による救助物資とその他の義援物資とは、明確に区分し処理する。

##### (3) 物資の調達

衣料等生活必需品は、被災状況、必要物資の種類、数量等を勘案し、業者から調達し、市長は調達が不足又は困難な場合は、知事に調達を要請する。

また、衣料等生活必需品の調達や確保については、あらかじめ市内業者との間で、生活必需品等の調達に関する協定等の締結をしておく。

##### (4) 義援金品の保管及び配布

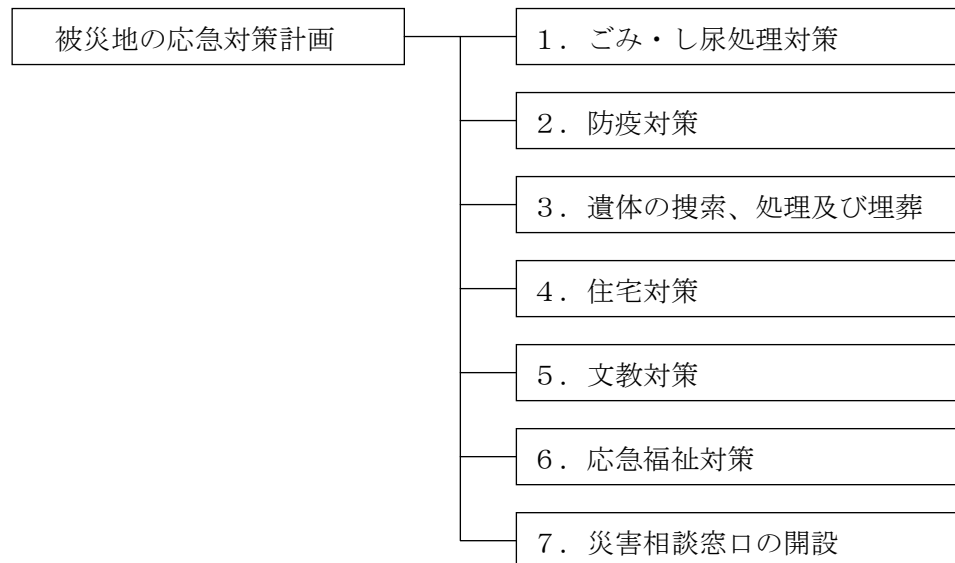
市に送付された被災者に対する義援金品等の取扱いは第1救護班が担当し、受付の記録、保管、被災者への配分は市長の指示により、被災実態に応じて適正かつ正確に行う。

## 第 1 2 章 被災地の応急対策計画

大規模災害により被災した地域では、建築物の倒壊・破損等により、大量の障害物やごみが発生する。また、生活を維持する上で必要な機能の障害や、衛生上の不都合、その他学用品等の損失をはじめとする様々な生活上の混乱が予想される。

そうした中で、被災者がいち早く生活の立て直しの意欲をもてるよう、市は当面の健康で衛生的な生活を確保するための種々の応急対策を実施しなければならない。

そのため、ごみ・し尿処理、防疫、行方不明者の搜索、遺体の搜索・処理及び埋葬、応急仮設住宅の建設及び修理、応急教育・保育、災害相談などを実施する。



### 1. ごみ・し尿処理対策

#### 【計画の方針】

災害時には、住居又はその周辺に運ばれた土石、倒木等や、家屋の倒壊、火災等により、大量の災害廃棄物の発生が予想される。また、被災を免れた各家庭や電気や上下水道の機能が停止した避難所から発生するし尿は大変な処理量になることが予想される。このため、被災地における塵芥の収集及びし尿のくみ取り業務を適切に実施し、環境衛生の万全を期する。

なお、被災地におけるごみ及びし尿の処理は、地域住民及び西紋別地区環境衛生施設組合の協力を得て、市（避難衛生部清掃班）が行うものとするが、被害が甚大で市のみで処理することが困難な場合は、道及び近隣市町村に応援を求め実施するものとする。

#### 【計画の内容】

##### 1. ごみ、障害物等の処理

###### (1) ごみ処理の実施

###### ① ごみ処理施設等の応急復旧

平常時からごみ処理施設の管理を行い、被害が生じた場合は迅速に応急復旧を図る。

###### ② ごみの収集

ごみの収集は、市の清掃班により実施するものとし、市のみで処理することが困難な場合は、近接市町村及び道に応援を求め実施する。

###### ③ 障害物除去の動員

市職員、消防団員等が行い、状況により区域住民及び市内建設業者等を動員する。

④ 機械器具の調達

市が保有する清掃車又は建設機械等を使用するが、不足又は困難な場合は市内の民間業者等から調達し、それでも不足する場合は道に応援を要請する。

(2) 集積場所

障害物は、住民の日常生活に支障のない次のような場所に一時的に集積する。

① 廃棄するものは、市有地、その他廃棄に適当な場所

② 保管するものは、その保管する工作物に対応する適当な場所

(3) 避難所への簡易焼却炉の設置

避難所で発生するごみの収集ができない場合は、簡易焼却炉を設置し焼却処理に努める。

2. 建築物解体廃棄物、がれき、残骸物処理

(1) がれき等の処理

① がれき等障害物の除去

破損家庭からの解体廃棄物、がれき、残骸物については、危険なもの、交通の支障となるものを優先的に解体・撤去する。

② 動 員

市職員、消防団員等が行い、状況により区域住民及び市内建設業者等を動員する。

(2) 中間処理施設、最終処分場及び仮置用空き地の確保

破損家屋からの解体廃棄物、がれき残骸物の処理には長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに、仮置場を確保する。また、粉碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

(3) 被災建築物の解体に伴うアスベスト対策

破壊家屋の解体に当たっては、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際しては、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。

3. し尿処理

(1) し尿の円滑な処理

① し尿処理施設の復旧

し尿処理施設が被災したときは、衛生的な処理のため施設の速やかな復旧に努める。

② 収集・運搬

し尿処理班を編成し、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

収集順位は、避難所等緊急汲取りを必要とする所から優先的に実施する。被災地域の完全収集に努めるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の20~30%程度の収集を全戸に実施し、各戸のトイレ使用を早急に可能にする。

③ 終末処理

災害の規模が大きくて処理能力を超えるときは、一時貯留し、後日消化槽で処理する。また、環境衛生上支障のない範囲で簡易処理場を設置する。

④ 収集が不可能な地域

収集が不可能な地域については、ドラム缶、樽等を各戸に配布し、災害の状況により野外仮設（簡易）トイレを環境衛生上支障のない場所に設置するものとする。

⑤ 雪害時の処理対策

雪害時における処理対策のため、器具の確保に努める。

(2) 避難所等への仮設（簡易）トイレの設置

下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。

仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、衛生上十分配慮する。

(3) 広域的な支援・協力要請

し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、近隣町村、道に対して広域的な支援の要請を行う。

## 2 . 防 疫 対 策

### 【計画の方針】

災害時における被災地の感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため、市長（保健班）は、知事の指導、指示に基づき、関係機関と密接に連携しながら速やかに防疫活動を実施する。

なお、災害による被害が甚大で、防疫の実施が困難なときは、知事の応援を得て実施する。

### 【計画の内容】

(1) 災害時防疫対策体制

① 市災害時防疫組織の設置

保健センターは感染症予防委員を選任して防疫班を編成し、管内の防疫活動を行う。

防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名で編成する。

② 防疫資材の確保

ア. 防疫用機器

市保有の防疫用機器を使用し、不足する場合は関係機関等から借用するものとする。

イ. 防疫用薬品の調達

防疫実施のために必要な薬品の調達は、取扱業者、取扱品目、供給能力等を把握しておく。調達が不足又は困難なときは、市長は知事に調達のあっせんを要請する。

(2) 防疫の方法

① 防疫班の消毒活動

市長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号 以下「感染症法」という。）第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条の規定及び平成16年1月30日、健医感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

ア. 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。

イ. 避難所の便所その他の不潔な場所の消毒は1日1回以上行う。

ウ. 井戸の消毒は、井戸水1㎡当たり20ccの次亜塩素酸ソーダ溶液（10%）を投入し、十分攪拌した後2時間以上放置させる。汚水が直接入った場合、又はウイルスに汚染されたおそれ強いときは、消毒、井戸替えを施さなければ使用させないものとする。

エ. 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗設備の設置、床下の湿潤の程度に応じて所要石灰の散布等、衛生上の指導を行う。

② ねずみ族、昆虫等の駆除

市長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

③ 臨時の予防接種

感染症予防上必要なときは、知事の指示を受け対象者の範囲及び期日等を指定して予防接種を実施する。

(3) 患者等に対する措置

市長は、感染症患者又は病原保有者が発生したときは、感染症法に基づき、速やかに紋別保健所と連携して対応するものとする。

所 在 等	名 称	ベッド数	電話番号
紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院	第二種感染症指定医療機関	4床	0158-24-3111

(4) 避難所等の防疫指導

市長は、避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

① 健康調査等

避難所等の管理者、市内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

② 清潔方法、消毒方法の実施等

保健所等の指導の下、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

③ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させるものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃棄物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

④ 飲料水の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

### 3 . 遺 体 の 捜 索 、 処 理 及 び 埋 葬

#### 【計画の方針】

市は、災害により被災し、死亡者が発生したときは、警察、医師会、日赤道支部等と緊密な連携を取りつつ、遺体の捜索、処理、埋葬の各段階において遅滞なく処理する。

また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより人心の安定を図る。

なお、災害救助法が適用されたときは、市長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤北海道支部が行う。

#### 【計画の内容】

#### (1) 遺体の捜索

- ① 市は、災害で被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者の捜索を行う。この場合、警察官、消防機関、海上保安官、自衛隊等の協力を要請し、緊密な連携を取ることにする。市が実施する遺体の捜索に当たっては、警察と協力し、行方不明者の届け出の受理と関係情報の入手に努める。

##### ア. 捜索隊

遺体の捜索は市職員並びに警察官により捜索隊を編成し、捜索状況に応じて消防職員、消防団員及び地域の住民、関係者等の応援協力を求め実施するものとする。

##### イ. 捜索用機械器具

捜索活動に必要な車両等機械器具等必要に応じて関係機関に要請し調達する。

#### (2) 遺体の処理

市は、災害による死亡者について、社会混乱のため遺族等が遺体処理を行えないとき、次の範囲内において遺体に関する処理を行う。

なお、大規模な災害により遺体の搬送車、棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに情報を収集し、調達する。

- ① 可能な限り屋内の広い場所を確保し、医師会の協力を得て遺体の検案を行う。  
なお、警察官、海上保安官（海上遺体）は検死その他の所要の処理を行う。
- ② 埋葬業者の実態を把握し、多数の遺体にともなう棺の確保に努める。
- ③ 検案、検死を終えた遺体を警察、消防の協力を得て収容、引き渡しに当たる。
- ④ 遺体の安置所は、被災現場付近の寺院、公共建築物等の適当な場所とする。ただし、適当な建築物がない場合は、天幕、幕張り等の設備を設ける。
- ⑤ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材の調達・確保に努める。
- ⑥ 遺体処理表及び遺留品処理表を作成の上、遺体を納棺し、更に、献花の上、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に添付する。

#### (3) 身元不明の取扱い

身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影し、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

#### (4) 遺体の埋葬

災害による犠牲者の遺体の埋葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続を完了のうえ速やかに実施する。なお、正規の手続きを経ていると、公衆衛生上問題が発生すると認められる場合、市は手続きの特例的な取扱いについて道を通じて厚生労働省と協議する。

また、遺体の埋葬を行う者がいないとき、又は判明しないときは市長が行う。

##### ① 死亡者数の確認

市は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

② 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。

なお、埋葬費、火葬費、棺、骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

③ 実施方法

ア. 埋葬の方法は土葬又は火葬とする。

イ. 漂着遺体

被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない遺体の埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

ウ. 事故死等の遺体については警察官から引き継ぎを受けた後埋葬するものとし、身元不明の遺体は警察官等関係機関と連絡の下で行うものとする。

エ. 埋葬施設

遺体の埋葬所は、市内の墓地とし、不足若しくは困難な場合は近隣施設に協力を要請又は臨時に設ける施設で実施する。

④ 費用及び期間等

遺体の捜索、処理、埋葬に関する費用の算出及び実施期間等は、災害救助法を準用する。

(資料編参照)

⑤ 死亡獣畜処理

ア. 死亡獣畜処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明又は処理が困難なときは、市長が実施する。

イ. 死亡獣畜処理を行う場合は、公衆衛生上必要な基準に適合するように措置を講じる。

ウ. 許可申請に当たっては獣医師の死亡診断書又は検案書等を添付するものとする。



## 4 . 住 宅 対 策

### 【計画の方針】

災害により住宅が滅失又は破損した世帯に対して、応急仮設住宅を建設又は破損住宅の応急修理を実施することは、被災者の生活の早期安定を図る上で極めて重要である。

そのため災害時の住宅対策計画を確立し、それに基づいて応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。応急仮設住宅の供与及び住宅応急修理は市長が実施し、災害救助法が適用されたときは、知事の委任により市長が行うものとする。

### 【計画の内容】

#### (1) 家屋の被災状況調査

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な被害状況を調査する。

#### (2) 既存住宅の利用

##### ① 市で管理する住宅の利用

市は、公営住宅及び職員住宅等、町で管理する住宅の確保に努めるとともに、道及び他市町村等に空室の提供を依頼し、被災者に供給する。

##### ② 民間賃貸住宅の利用

市は、道と連携して関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、借り上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

#### (3) 応急仮設住宅の建設

市は、災害のため住宅が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要により応急仮設住宅を建設する。

#### (4) 住宅の応急修理

##### ① 応急修理を受ける者

- ア. 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
- イ. 自らの資力で応急修理ができない者であること。

##### ② 応急修理実施の方法

応急修理は応急仮設住宅の建設に準じて行う。

##### ③ 修理戸数

- ア. 限度戸数は、市町村ごとの半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。
- イ. 災害の状況により必要があれば、例外的措置として、厚生労働大臣の承認を得て修理戸数の限度を引き上げることがある。

##### ④ 修理の範囲及び費用

- ア. 居室、炊事場及び便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
- イ. 応急修理に要する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(5) 災害公営住宅の建設

- ① 大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に、低所得被災世帯のため、国庫から補助(割当)を受けて、災害公営住宅を建設又は買い取り若しくは借り上げて入居させるものとする

ア. 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が 500戸以上のとき  
(イ) 紋別市の区域内の滅失戸数が 200戸以上のとき  
(ウ) 滅失戸数が紋別市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ. 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が 200戸以上のとき  
(イ) 滅失戸数が紋別市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

- ② 建設及び管理者

災害公営住宅は市が建設等を行い、管理するものとする。ただし、知事が道において建設する必要を認めたときは道が建設し、建設後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設市町村に譲渡し、管理は建設地市町村が行うものとする。

- ③ 建設管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア. 入居の条件

- (ア) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること  
(イ) 当該災害発生後3ケ年間は公営住宅法施行令第65条第5項第2号に規定する月収以下の世帯であること。  
(ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。  
(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

イ. 規格構造

住宅1戸の床面積の合計が「19㎡以上75㎡以下」とし、再度の被災を防止する構造とする。

ウ. 建設年度、国庫補助

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

国庫補助は標準建設費の2/3(借り上げは1/2)。ただし、激甚災害の場合は3/4(借り上げは1/2)

- ④ 資材の斡旋、調達

市町村長は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

## 5 . 文 教 対 策

### 【計画の方針】

小・中学校などの文教施設では、災害発生時の児童・生徒の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急教育活動の確保を図る。

### 【計画の内容】

#### (1) 実施責任者

- ① 小・中学校における応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、教育委員会（担当学校教育班）が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任により市長が行う。
- ② 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行う。
- ③ 学校法人にあつては、この計画に準じ、応急対策を実施するよう努めるものとする。

#### (2) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では日ごろから災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

#### (3) 児童生徒の安全確保

##### ① 在校中の安全確保

児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動が取られるよう防災訓練等の実施に努める。

##### ② 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集や伝達、児童生徒等の誘導、保護者との連携などの方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険回避の方法等について計画を樹立し、教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

#### (4) 応急教育対策

##### ① 休校措置

###### ア. 登校前の措置

登校前に、休校措置を決定したときは、直ちに広報者、ラジオ、テレビ等を利用し、児童生徒に周知徹底を図る。

###### イ. 授業開始後の措置

災害が発生し、又は予想される気象条件となったときは、各学校長及び教育対策部の指示により必要に応じて休校措置を取る。児童生徒を帰宅させる場合は、教師が付き添うなど児童生徒の保護に留意する。

##### ② 施設の確保

ア. 校舎の一部が使用不能となった場合は特別教室、屋内運動場、講堂等を利用する。

イ. 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合は、公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用する。

ウ. 上記において施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建築を検討する。

##### ③ 教職員の確保

被災学校の応急教育活動が、当該学校のみで実施が困難な場合は、教育委員会に報告し、教育委員会は網走地方局と連絡を密にして、近隣学校の教職員を動員配置する。

- ④ 学校給食の処置  
給食施設が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。  
なお、衛生管理には特に注意を配り、食中毒などの事故の防止に努める。
- ⑤ 応急の教育の要領
  - ア. 災害状況に応じた「特別教育計画」を立て、できる限り授業の確保に努める。
  - イ. 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
    - a. 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容程度が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
    - b. 公民館等を教育活動の場として利用する場合は、児童生徒の安全確保に留意する。
    - c. 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全を遺漏のないよう指導する（集団登下校の実施並びに地域住民、関係機関、団体及び父母の協力を得るようにする）。
    - d. 学校が避難所に充当された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
    - e. 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- ⑥ 学校が避難所として使用される場合
  - ア. 校長等は、学校等の管理に必要な職員を確保するとともに、避難所の開設等災害対策に協力するなど万全の態勢を確立する。
  - イ. 医薬品等の確保  
学校においては、当面（おおむね2～3日）の医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材の確保に努め、災害に備える。
  - ウ. 管理諸室の確保等  
学校機能の早期回復を期するため、校長室、職員室等の管理諸室を確保するとともに、住民への提供については、屋外運動場、体育館等、あらかじめ定めておいた使用優先順位により対応する。
  - エ. 応急措置・感染症対策  
教職員等はけが人の手当て、心肺蘇生法等を施し、医師に引き継ぐまで応急手当をする。また、患者の収容施設の確保や救急医療施設、救急医薬品の確保に努める。
  - オ. 臨時健康診断  
学校医との連携を密にして必要に応じて臨時健康診断を行う。
  - カ. 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再会を期する。
- (5) 学用品の調達及び支給  
学用品を失ったり損傷して、就学上支障のある児童生徒（私立学校を含む）に対して市長が支給する。災害救助法の適用を受けた場合は、市長が知事の委任を受けて支給する。

## 6 . 応 急 福 祉 対 策

### 【計画の方針】

災害により福祉施設が被災し、通常の福祉を行うことができない場合は、応急福祉及び保育用品の給与を実施し、福祉の確保を図る。市立福祉施設の応急対策は市長が実施し、社会福祉法人等が設置する施設は、設置者が主体となり関係機関の協力を得て行うものとする。

### 【計画の内容】

#### (1) 報告及び連絡

- ① 施設長は、災害時には直ちに入所者等の安全確認を行うとともに、施設設備の損壊状況等を調査し、速やかに災害対策本部に報告する。
- ② 災害対策本部は災害拡大のおそれがあるときは、必要な情報を連絡するとともに、適切な措置等の指示を行う。

#### (2) 避難措置

- ① 避難は、市長の指示を原則とするが、緊急を要する場合又は必要と認める場合は、施設長が実施し、この場合直ちに市長に報告する。
- ② 避難誘導は、災害の状況を調査把握の上、避難経路及び場所を選定し保護者、地域住民等に協力を求め安全に実施する。

#### (3) 入所者の引継

- ① 施設長は災害が発生した場合は、保護者等へ入所者の状況を連絡する。
- ② 入所者の保護者への引継ぎは、保護者が直接に施設又は避難所へ引き取りにきた場合のみ行う。

#### (4) 保育用品及び給食の確保

- ① 保育用品の給与は、被災して保育用品を損失又はき損し、保育上支障のある幼児に行う。その場合の実施基準は、前項「文教対策計画」の学用品の給与に準じる。
- ② 調理施設が被災した場合は、速やかに応急修復するとともに食糧を調達し、保育給食の確保に努める。

#### (5) 代替施設の確保

福祉施設が被災した場合は、応急福祉を実施するため次の措置を取る。

#### (6) 福祉施設

社会福祉法人等が設置する施設の災害応急対策は、前記市有施設の実施方法に準ずるものとする。本市の福祉施設については資料編（11.福祉施設一覧）を参照のこと。

#### 代 替 施 設 の 確 保

	被害の程度	応急福祉施設の予定場所
1	施設の一部が被災したとき	・ 残余施設を利用する。
2	施設の全部が被災状態にあり機能しなくなったとき	・ 公共施設、公共的施設を利用する。
3	特定の区域全体に大きな被害があったとき	・ 被害僅少の公共施設、公共的施設を利用する。 ・ 応急施設を設置する。 ・ 被害僅少の民間施設を借り上げる。
4	市の大部分に被害を受けたとき	・ 3に準じる。

## 7 . 災 害 相 談 窓 口 の 開 設

### 【計画の方針】

災害発生後、精神的に不安な状態にある住民に対しては、その不安を解消するための様々なサービスが必要となる。被災者又は関係者からの相談、要望、苦情等に関する広聴活動を関係防災機関とともに展開し、被害の実情にあったきめ細かな災害応急対策を実施する。

### 【計画の内容】

#### (1) 被災者の要望の把握

市は、被災者の要望把握を行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、被災者の要望を集約する。

#### (2) 被災地及び避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係各課に連絡して早期解決に向けて努力する。

#### (3) 各種相談窓口の設置

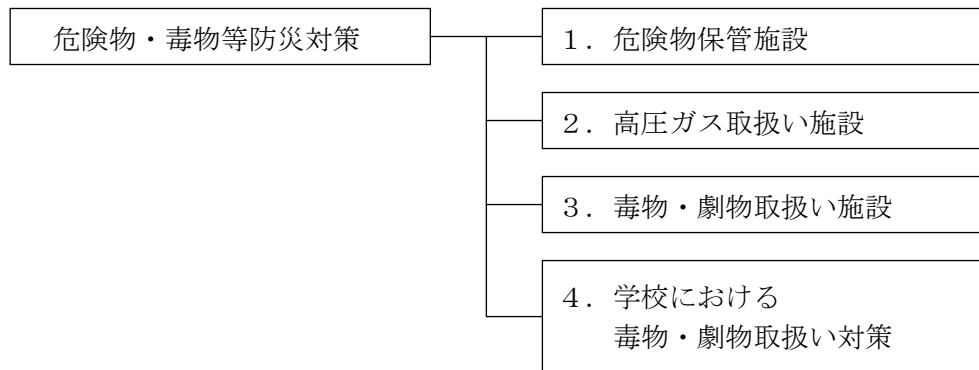
被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置するが、専門的な内容も多いため関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

- ① 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- ② 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- ③ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- ④ 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- ⑤ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- ⑥ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
- ⑦ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ⑧ 消費（物価、必需品の入手法等）
- ⑨ 教育（学校）
- ⑩ 福祉（身体障害者、高齢者、児童等）
- ⑪ 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- ⑫ 廃棄物（ごみ、瓦礫、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- ⑬ 金融（生活資金の融資等）
- ⑭ 税の減免
- ⑮ ライフライン復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話及び交通関係）

#### (4) 避難所等に相談所が設置されないときは、各避難所の責任者が相談等に応ずる。

## 第 1 3 章 危 険 物 ・ 毒 物 等 防 災 対 策

石油、火薬、高圧ガス等の危険物、化学薬品その他有毒物等が貯蔵されている施設自体から災害が発生したときはもちろん、大規模な地震や延焼火災等の災害により、二次的な災害が発生したときには、施設の従業員だけでなく、周辺地区一帯の住民にも大きな影響を与える。そのため、関係法令等に基づく危険物の特性に応じた防災計画を中心とした応急措置・対策を講じ、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないようにする必要がある。



### 1 . 危 険 物 保 管 施 設

#### 【計画の方針】

危険物保管施設で火災、漏えいが発生した場合、その性質上大災害に発展する危険性が大きく、従業員はもとより地域住民に対しても、大きな被害を与えるおそれがあるため、迅速な措置を要する。

これらの施設については、関係法令に基づき予防規定等が定められ、防災体制が強化されているが、災害時における被害を最小限に押さえるため、関係機関相互の密接な連携の下に、災害の種類、規模、態様に応じた適格な応急対策を実施する。

#### 【計画の内容】

- (1) 危険物施設の管理者は、予防規定等に基づき火災、流出の災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合には、直ちに危険物の取扱い作業を中止し、初期消火活動、危険物の流出防止の対策を講じるとともに、速やかに消防に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急措置を行うものとする。
- (2) 危険物施設の管理者は、状況に応じ消防機関等関係機関と密接な連携を図り、危険物の回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止するものとする。
- (3) 市は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、警察、消防等関係機関と連携を図り、周辺住民の避難誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行う。

## 2 . 高 圧 ガ ス 取 扱 い 施 設

### 【計画の方針】

高圧ガス製造所及び消費事業所、高圧ガス等取扱い施設等は、災害で高圧ガス施設が破損し、爆発、火災その他の二次災害を引き起こし、又は多大な被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに消防等へ通報し、危害予防規定に基づき応急措置を行い、被害の拡大を防止する。

### 【計画の内容】

- (1) 高圧ガス等取扱い施設等は、施設が破損し多大な被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに消防等へ通報する。
- (2) 被害拡大のおそれがあるときは、市、警察、消防等関係機関は直ちに周辺住民に広報を行い、避難誘導、周辺地域の立入の禁止を実施し、被害を最小限にとどめるよう措置する。

## 3 . 毒 物 ・ 劇 物 取 扱 い 施 設

### 【計画の方針】

毒物・劇物の保管施設が災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散し、流出又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、施設の責任者は危害を防止するための必要な措置を行うとともに、保健所、消防、警察に通報するものとする。

### 【計画の内容】

- (1) 市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示を行う。
- (2) 市は、流出状況について速やかに広報活動を行い関係住民に注意を与える。また、飲料水等に危険を及ぼす場合には、下流区域の各機関に直ちに連絡する。
- (3) 施設の管理者は、警察、消防と連携し、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

## 4 . 学 校 に お け る 毒 物 ・ 劇 物 取 扱 い 対 策

### 【計画の方針】

化学薬品等毒物・劇物を取扱う学校が被災した場合、二次災害の防止を図るため、応急対策を講じる。特に被害の拡大が予想される場合は、専門技術者の応援を求めるとともに、生徒及び周辺住民の避難など、迅速かつ適切な措置を実行する。

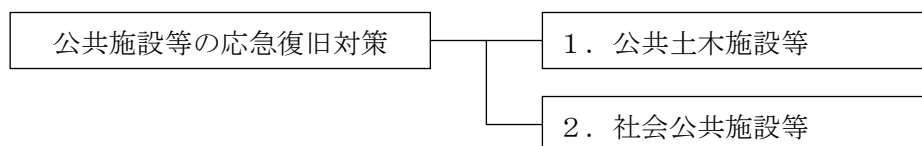
### 【計画の内容】

- (1) 毒物・劇物の散逸、飛散、流出、混合の防止に努める。
- (2) 毒物・劇物の保管場所に近付く者がいないよう、ロープ張りや立て看板の設置等、注意を喚起する措置を取る。
- (3) 職員等の身の安全が確保できる範囲で、初期消火活動を行う。



## 第 1 4 章 公 共 施 設 等 の 応 急 復 旧 対 策

公共土木施設は社会活動を営む上で重要な役割を担っているため、災害により破損した場合は、施設の管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講ずる必要がある。また、医療施設、社会福祉施設等の社会公共施設等が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされるため、迅速、的確な応急復旧措置を取り、被害の軽減を図らなければならない。



### 1 . 公 共 土 木 施 設 等

#### 【計画の方針】

公共土木施設が被災した場合、施設の管理者は速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講ずる。

また、迅速な応急復旧を行う上で、復旧活動拠点や資機材の計画的配置が必要であることから、その整備促進に努める。

#### 【計画の内容】

##### (1) 応急復旧の役割分担

応急復旧は、基本的に各施設の管理者が施設の復旧を行う。

また、公共土木施設のない地区での土砂災害等の復旧活動や人命救助のための崩壊土砂の除去は原則として市が行う。

##### (2) 復旧のための人員、資機材の確保

###### ① 人員の確保

各管理者は、復旧活動が円滑に実施されるよう各路線、各地区ごとにあらかじめ作業分担を決めておく。また、建設業協会等の応援を必要とする場合は、あらかじめ「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、これに基づき応急復旧を実施する。

###### ② 建設機械の確保

各管理者は、災害時の復旧作業に対応するため、毎年、建設機械の保有量を把握するとともに、機械の使用に当たっては、あらかじめ「災害時における資機材の使用に関する協定」を締結し、これに基づき行う。

###### ③ 資材の確保

各管理者は、災害時の復旧作業に対応するため、毎年、市所有の復旧用資材の備蓄状況を把握するとともに、建設資材業者の復旧用資材の最低在庫保有量を把握する。

また、資材業者所有の資材を使用するに当たっては、あらかじめ「災害時における資機材の使用に関する協定」を締結し、これに基づき行う。

(3) 公共土木施設等の障害物の除去

災害時に発生した道路、河川等の障害物を除去することにより、住民の日常生活や業務活動を確保することを目的とする。

① 実施機関

- ア. 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、市が行う。
- イ. 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。
- ウ. 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は市が行うものとし、市のみで実施困難のときは、道に対し応援協力を要請する。
- エ. その他、施設、敷地内の障害物の除去は、これらの所有者又は管理者が行う。

② 障害物除去を必要とする場合

災害時における障害物（工作物を含む）除去を必要とする場合の対象は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ. 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ. 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ. その他、公共的立場から除去を必要とする場合

③ 障害物除去の方法

- ア. 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者の協力を得て、速やかに行う。
- イ. 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の生じないよう配慮し行う。

④ 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積破棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- ア. 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所とする。
- イ. 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- ウ. 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所
- エ. 広域避難地として指定された場所以外の場所

⑤ 除去に必要な機械、器具の整備等

- ア. 障害物の規模及び範囲により、それぞれ対策を立てることとする。
- イ. 比較的小規模なものについては、各管理者において処理し、大規模なものについては建設業者等の協力を得ながら、おおむね次により実施する。

(7) 建設業会等との提携

建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供については、あらかじめ建設業協会と協定を締結し、これに基づき確保する。

(イ) 資機材の生産、販売業者との提携

応急復旧のため必要となる資機材については、あらかじめその生産及び販売業者との協定を締結し、これに基づき確保する。

(4) 復旧活動拠点、資機材の計画的配置

災害応急対策活動を、迅速かつ円滑に実施するために復旧活動拠点及び資機材の計画的配置に努める。

(5) 施設ごとの応急復旧活動

① 道 路

災害により被災した道路、橋梁については、迅速に応急復旧対策を実施し、緊急交通路を確保する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア. 緊急通行確保路線

イ. 一般道路で道路の埋没、決壊等により二次災害を生じるおそれがあるもの。

② 河 川

災害により堤防等、河川管理施設が被災した場合は、速やかに施設の復旧に努める。

特に、公共の安全確保上、緊急の復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア. 堤防・護岸・天然河岸の決壊等で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。

イ. 堤防・護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの。

ウ. 河川の埋そくで水の流れを著しく阻害するもの。

エ. 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害を生じるおそれがあるもの。

③ 港 湾

施設の全壊若しくは水没又は埋没でこれを放置したとき、特に人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事等の必要な措置を実施する。

④ 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

災害で管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア. 砂防施設

(ア) 砂防ダム、床固工、護岸、堤防、山腹施設又は天然河岸の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

(イ) 流路工若しくは床固定工の埋そく、又は天然河岸の埋そくでこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

イ. 地すべり防止施設

施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没でこれを放置したとき、著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ. 急傾斜地崩壊防止施設

擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害を生じるおそれがあるもの

⑤ 治山施設

地震や風水害などに起因する土砂災害等により治山施設（えん堤、床固、護岸等）が被害を受けた場合は、被害状況を早急に把握するとともに、施設の機能の早期確保のための緊急復旧的な措置を講じ、二次災害の防止に努める。

⑥ 農業用排水施設

ため池堤体の決壊、山腹水路の溢水、排水機場ポンプ施設の損傷等、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。

## 2 . 社 会 公 共 施 設 等

### 【計画の方針】

災害発生により被災した医療施設、社会福祉施設等については、迅速、的確な応急復旧措置を取り、被害の軽減を図る。

### 【計画の内容】

(1) 社会福祉施設

被害状況を調査し、施設設置者に対し、復旧計画の策定等を指導するとともに、早期復旧に努める。

(2) 学校教育施設等

① 学校教育施設

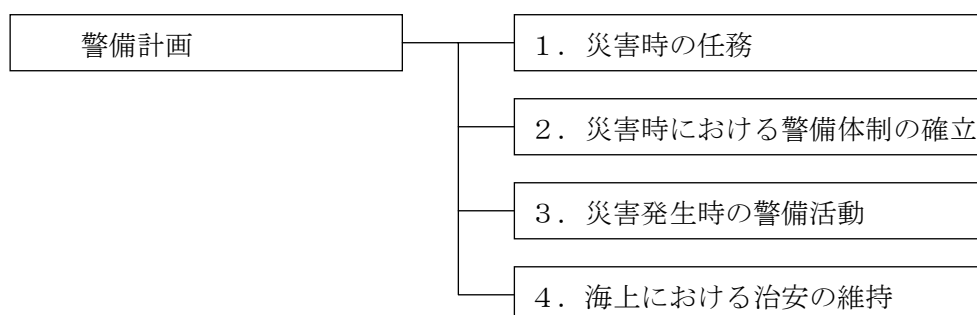
道との協議の上、速やかに復旧工事を行う。

② 社会教育施設

被害状況調査を実施し、道との協議のうえ復旧計画を策定し、当該復旧計画に基づいて速やかに復旧工事を行う。

# 第 1 5 章 災 害 警 備 活 動

警察は、災害時には防災関係機関との緊密に連携して災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めることとなっている。



## 1 . 災 害 時 の 任 務

### 【計画の方針】

警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害の発生防御・拡大防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地の社会秩序の維持に当たることを任務とする。

## 2 . 災 害 時 に お け る 警 備 体 制 の 確 立

### 【計画の方針】

北海道警察本部長又は北見方面本部長の発令により警備体制に入るが、警察署長は情勢に応じて必要と認めたときは、本部長からの発令を待つことなく、必要な警備体制を取る。

### 【計画の内容】

#### (1) 警備体制の種類

- ① 準備体制； 気象警報等により災害の発生が予想され、かつ、発生までには相当の時間的余裕がある場合
- ② 警戒体制； 管内に暴風雨、暴風雪、大雨、暴風、火災等の警報が発せられる等、洪水、大火災等による被害の発生が予想される場合
- ③ 非常体制； 管内に災害が発生した場合、又は発生しようとする場合

#### (2) 地震、津波が発生した場合の警備体制

地震、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その災害の規模、様態に応じて、別に定めるところにより災害警備本部等を設置し、早期に警備体制を確立する。

#### (3) 災害警備本部

非常体制が発令された場合又は警察署長が自ら非常体制を取った場合には、直ちに災害警備本部を設置するものとする。

#### (4) 警戒体制の解除

警察署長は、気象情報の変化又は危険状態に応じ、あるいは災害対策の応急措置が完了した場合には、その事態に応じ逐次警備体制の切替又は解除を発令するものとする。

### 3 . 災 害 時 の 警 備 活 動

#### 【計画の方針】

災害時における災害警備活動は次のとおりである。

#### 【計画の内容】

##### (1) 情報の収集・伝達

災害警備活動に必要な情報を収集し、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達する。

##### (2) 避難の指示等

- ① 災害対策基本法等の規定に基づき、避難の指示又は勧告を行うとともに、紋別市地域防災計画の定める避難先を示すものとする。

この場合、状況の許す限り、次に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

ア. 避難すべき時期

ウ. 避難先における給食、休養の状況

イ. 避難すべき理由

エ. 避難後の財産保護措置

- ② 住民の避難に当たっては、市、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールの強化、定期的な巡回を行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

##### (3) 広 報

地震、津波等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

##### (4) 救助に関する事項

災害救助の責任を有する知事、市長等と協力して、被災者の救出、救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。

### 4 . 海 上 に お け る 治 安 の 維 持

#### 【計画の方針】

海上保安部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

#### 【計画の内容】

- (1) 巡視船艇を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防、取締を行う。
- (2) 巡視船艇で警戒区域（災害対策基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

## 第3編 災害復旧計画





# 第 1 章 公 共 施 設 の 災 害 復 旧 計 画

道路、河川等の公共土木施設や上下水道は、生活を営むうえで極めて重要な役割を果たしている。応急復旧の実施に当たっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため、迅速、適切な対策を講ずる必要がある。

公共施設等の災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に実施することが重要である。

公共施設の災害復旧計画

1. 災害復旧事業計画の策定等

## 1. 災 害 復 旧 事 業 計 画 の 策 定 等

### 【計画の方針】

復旧対策の実施に当たっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧にとどまらず、将来の災害の備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講じる等、適切な復旧対策を実施する。

公共土木施設の災害を早期に復旧するため、的確に被害状況を把握するとともに、災害復旧関係法令等に定められた一連の業務に基づき、速やかに復旧計画を策定し、災害査定を受け、早期に業務実施できるよう努める。

### 【計画の内容】

#### (1) 災害復旧事業計画の作成と実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、道、市、指定公共機関、指定地方公共機関は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について必要な措置を取り、復旧事業計画を速やかに作成する。

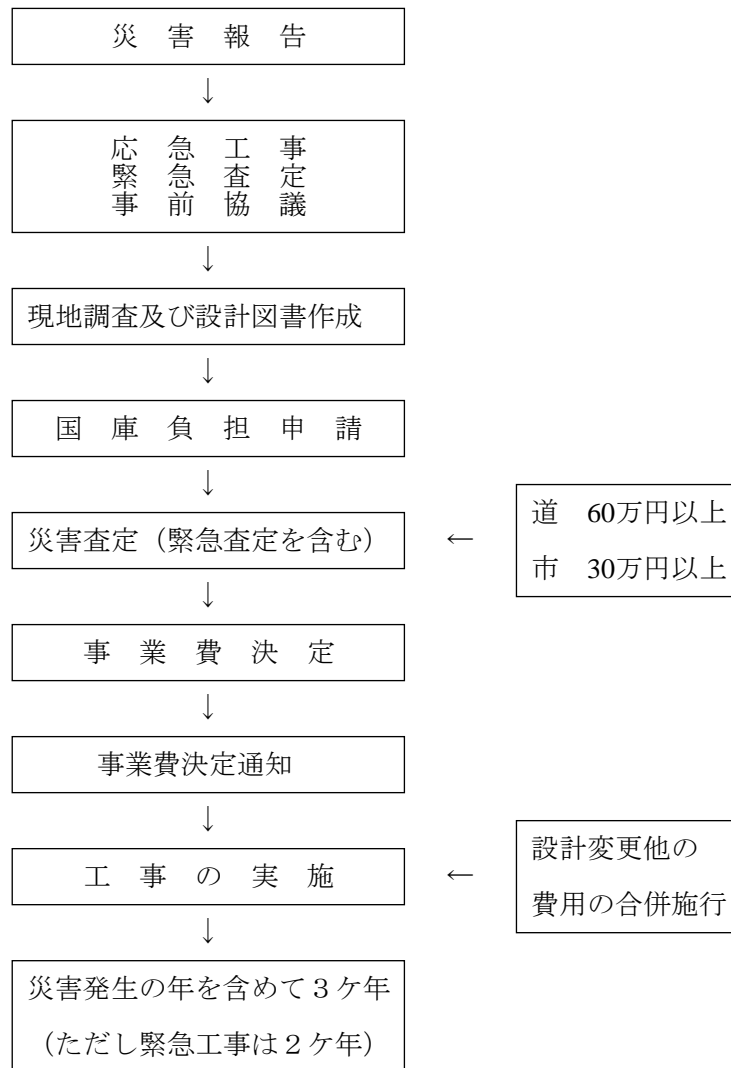
#### (2) 災害復旧事業計画の概要

##### ① 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア. 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ. 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- ウ. 砂防設備災害復旧事業計画
- エ. 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- オ. 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- カ. 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ. 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ク. 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- ケ. 下水道災害復旧事業計画
- コ. 公園公共土木施設災害復旧事業計画

- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
  - ③ 都市施設災害復旧事業計画
  - ④ 上・下水道災害復旧事業計画
  - ⑤ 住宅災害復旧事業計画
  - ⑥ 空港施設災害復旧事業計画
  - ⑦ 社会福祉施設災害復旧事業計画
  - ⑧ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
  - ⑨ 学校教育施設災害復旧事業計画
  - ⑩ 社会教育施設災害復旧事業計画
  - ⑪ その他災害復旧事業計画
- (3) 災害査定の促進
- 復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、道と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。
- また、被災施設の被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。
- (4) 復旧事業の促進
- 復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。
- (5) 公共土木施設災害復旧（河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）の取扱手続きは、次図のとおりである。
- (6) 復旧事業の促進
- 現在は、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則、国庫負担法事務取扱要領、同査定方針により運営され、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。
- なお、事業別の国庫負担及び補助金については、第3章「激甚災害の指定」参照。

# 災害復旧事業の流れ

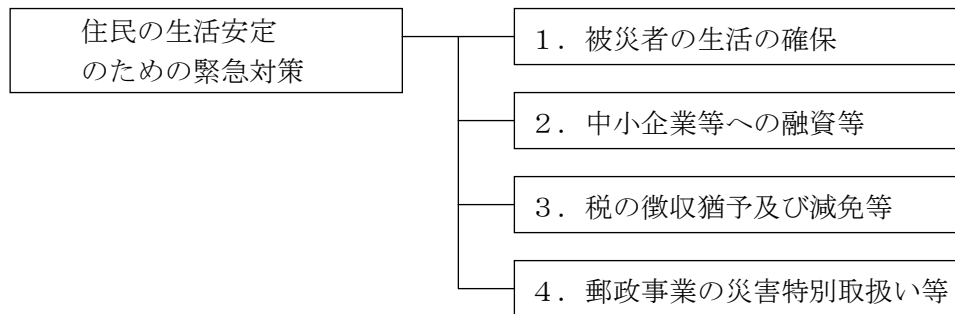




## 第 2 章 住民の生活安定のための緊急対策

大規模な災害時には、最悪の場合、多くの住民が負傷したり、住宅や家財等を失い、また水道、電気、ガス、電話等の生活を支える基本的サービス機能がストップする事態も重なり、かなりの社会的混乱状態に陥ることが考えられる。

これらの混乱を速やかに收拾し、いつときも早く市の復旧活動を実施していくためには、関係機関等と協力し、住民の生活安定のための緊急対策を講じ、精神的に不安定状態にある住民に対して市役所の機構が機能していることを知らせると同時に、資金の支給・貸付け、融資など必要とされる援助を行い、社会秩序の早期回復を図ることが重要である。



### 1 . 被災者の生活の確保

#### 【計画の方針】

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに立ち直ることができるよう、被災者に対する災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金等の支給、また、災害援護資金、世帯厚生資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付けを実施するとともに、被災による離職者に対する職業のあっせんなどを実施する。

#### 【計画の内容】

##### (1) 被災者の生活の保障

###### ① 災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく資金の支給・貸付等には3種類あり、制度の概要は次頁に示すとおりである。

###### ② 民生関係資金の貸付け等

道は、被災市町村と緊密な連絡の下に、災害援護資金、世帯厚生資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

##### (2) 失業者（休業者）の生活安定対策等

###### ① 雇用保健の求職者給付の支給に関する特例措置

###### ② 労働保険料の納付期限の延長措置

###### ③ 被災者に対する就職あっせん及び職業訓練対策

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の制度の概要

区 分	概 要	根 拠
(1) 災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村が、国・道・市町村(1/2、1/4、1/4)の三者の負担の下に 500万円以内の災害弔慰金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律 第3条
(2) 災害障害見舞金の支給	自然災害により、精神又は身体に障害を受けた者に対して、国・道・市町村 (1/2、1/4、1/4)の三者の負担の下に 250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律 第8条
(3) 災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の建て直しを目的とした貸付制度	災害弔慰金の支給等に関する法律 第10条

## 2 . 中 小 企 業 等 へ の 融 資 等

### 【計画の方針】

災害により被害を受けた中小企業、農林漁業者を支援し、復旧を促進し、生産力の維持と事業経営の安定を図るため、各種の融資手続きを行う。

### 【計画の内容】

災害により被災した中小企業の再建、農林漁業の維持、住宅建設の復旧に関する資金及び事業費等の融資が迅速かつ円滑に交付されるように道、国等に要望し、市は被災者に対し融資等の周知を行うとともに促進及び指導を行う。

## 3 . 税 の 徴 収 猶 予 及 び 減 免 等

### 【計画の方針】

国及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 4 . 郵 政 事 業 の 災 害 特 別 取 扱 い 等

### 【計画の方針】

被害状況及び被災地の実情に応じて、郵便関係、郵便貯金、郵便為替及び郵便振替関係等便郵政事業にかかる災害特別事務扱い並びに援護対策を実施できるよう道を通じて依頼する。

### 【計画の内容】

#### (1) 郵便関係

##### ① 郵便はがき等の無償交付

一世帯につき、通常はがき5枚、郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、無償交付するときは、交付期間及び交付事務を取扱う支店及び郵便局を公示する。

##### ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。取扱局は原則として災害救助法が適用された市町村内に所在する支店及び郵便局とする。

##### ③ 被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用物資を内容とする災害時の救助用ゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する（この取扱いは地方公共団体等から郵便事業（株）へ申請を行った場合に限る。）。

#### (2) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替関係

郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、郵便貯金、郵便為替、郵便振替に関し、非常払渡し及び非常貸付け又は料金免除の措置をする。

なお、印章を紛失した場合には、拇印の使用を認める。

#### (3) 簡易保険及び（株）かんぽ生命保険の生命保険関係

災害時において、災害救助法が適用になった場合、（株）かんぽ生命保険は郵便局の窓口において次の取扱いを行う。

##### ① 保険料の払い込み猶予期間の延伸

契約者から保険料の払い込み猶予の申し出を受けたときは、保険料の払い込み猶予期間を延伸する（最大6か月）。

##### ② 契約者による基本契約及び特約の解除の非常取扱い

印章を紛失したときは、拇印での手続きを行い、保険証書（券）が提出できない場合でも契約内容の確認ができるときは、解除する。

##### ③ 前納払込の取消による保険料の還付・払込猶予金に代える保険金額の減額変更の非常時取扱い

印章を紛失したときは、拇印での手続きを行う。

##### ④ 保険金等・普通貸付金・基本契約及び特約の解約還付金（返戻金）・契約者配当金の非常即時払い

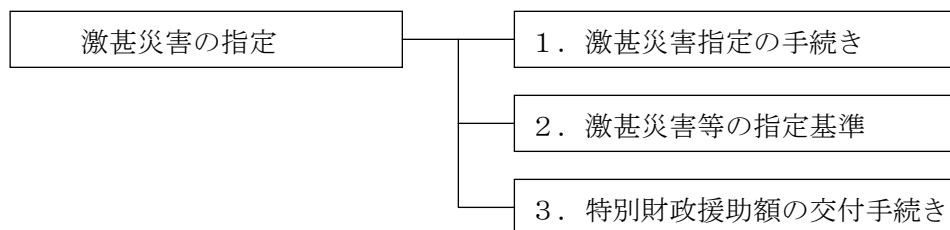
印章を紛失したときは、拇印での手続きを行い、保険証書（券）が提出できない場合は、保証書の提出により非常時払いを行う。





## 第 3 章 激 甚 災 害 の 指 定

大規模な災害が発生した場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めることが重要である。



### 1 . 激 甚 災 害 指 定 の 手 続 き

#### 【計画の方針】

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

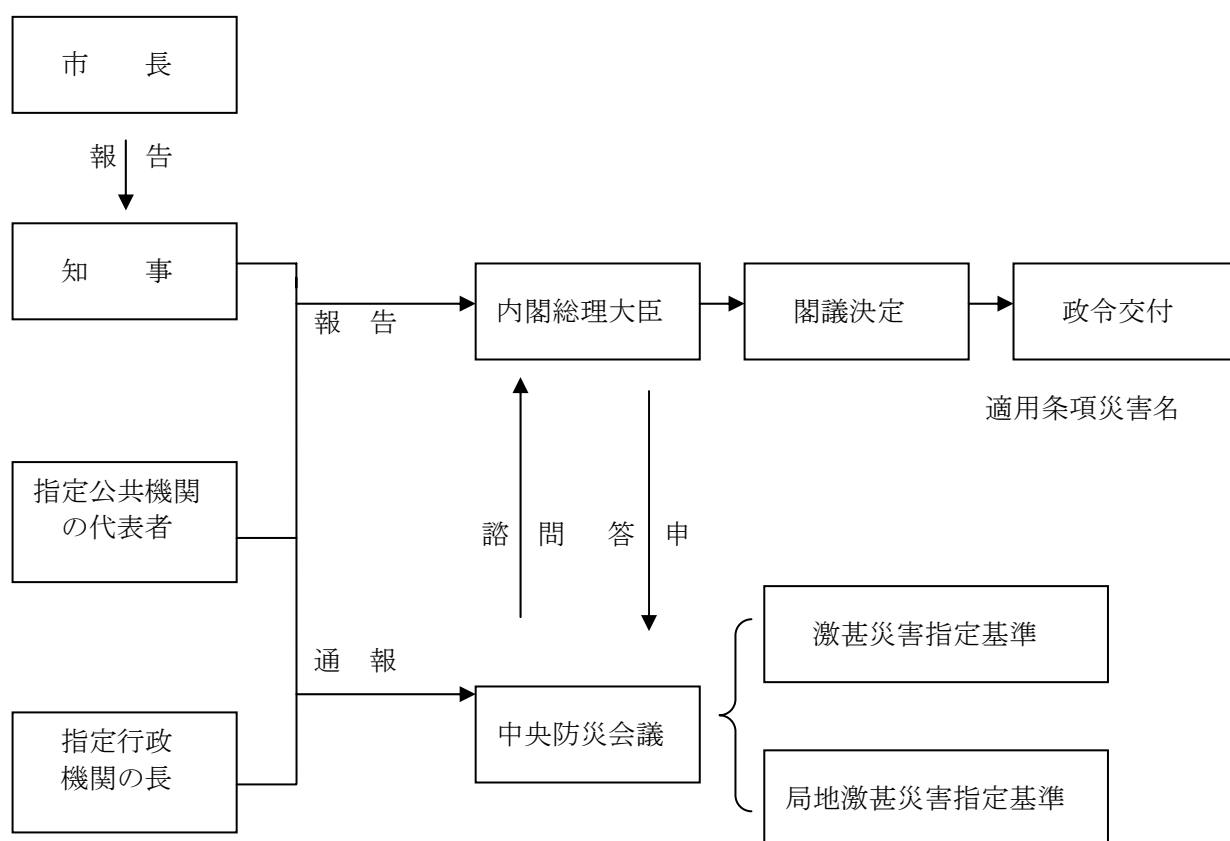
この手続きを図示すると次頁のとおりとなる。

#### 【計画の内容】

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況を知事に報告する。
- (2) 知事は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる災害について、関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- (3) 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。
- (4) 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することとなっている。

## 激甚災害指定の手続き



## 2 . 激 甚 災 害 等 の 指 定 基 準

### 【激甚災害指定基準】

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第2章 (公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込み額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税 収入総額のおおむね 0.5% (B基準) 事業費査定見込み額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収 入総額のおおむね 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年 度の標準税収入総額の25% 2 一の都道府県の区域内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県の区域内の当該年度の標準税収入総額の5%

<p>激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 一の都道府県の区域内における事業費の査定見込額&gt;当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%</p> <p>2 一の都道府県の区域内における事業費の査定見込額&gt;おおむね10億円</p>
<p>激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次の要件のいずれかに該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。</p> <p>1 法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>2 「農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%」であるため法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>激甚法第8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その災害の態様から次の基準によりがいと認められるものについては、災害の発生の都度、その被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%</p> <p>(B基準) 「農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%」 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者数&gt;当該都市都道府県の農業を主業とする者の数のおおむね3%</p>
<p>激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害額</p> <p>(B基準) 林業被害見込額&gt;当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね1.5% かつ、次のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 一の都道府県の区域内の林業被害見込額&gt;当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の60%</p> <p>2 一の都道府県の区域内の林業被害見込額&gt;当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね1%</p>
<p>激甚法第12条、第13条及び第15条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推定額(第二次産業及び第三次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ)のおおむね0.2%</p> <p>(B基準) 「中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推定額のおおむね0.06%」 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額&gt;当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2% ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置を講ずることがある。</p>

<p>激甚法第16条 （公立社会教育施設 災害復旧事業に対す る補助）、第17条 （私立学校施設災害 復旧事業に対する補 助）、第19条（市町 村が施行する感染症 予防事業に関する負 担の特例）</p>	<p>法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は、当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>激甚法第22条 （り災者公営住宅建 設事業に対する補助 の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 （A基準） 減失住宅戸数<math>\geq</math>被災地全域でおおむね4,000戸 （B基準） 次の要件のいずれかに該当する災害 ただし、災害の場合の被災地全域の減失戸数は、被害の事情に応じ特例的措置を講ずることがある。 1 「当該災害による住宅の減失戸数<math>\geq</math>被災地全域でおおむね2,000戸」かつ住宅の減失個数が次のいずれかに該当するもの （1） 一市町村の区域内で200戸以上 （2） 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上 2 「当該災害による住宅の減失戸数<math>\geq</math>被災地全域でおおむね1,200戸」かつ減失住宅戸数が次のいずれかに該当するもの （1） 一市町村の区域内で400戸以上 （2） 一市町村の区域内の住宅戸数の2割以上</p>
<p>激甚法第24条 （小災害債に係る元 利償還金の基準財政 需要額への算入等）</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては、法第2章の措置が適用される災害について適用 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては、法第5条の措置が適用される災害について適用</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</p>

【局地激甚災害指定基準】

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局 地 激 甚 災 害 指 定 基 準	適 用 す べ き 措 置
<p>1 公共施設災害関係（次のいずれかに該当する場合）</p> <p>① 「当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3～第14号の事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税収入」に該当する市町村（当該査定事業費が1,000万円未満は除く）が1以上ある災害</p> <p>ただし、その該当する市町村ごとの当該査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額から見て、①に掲げる災害が明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数が、おおむね十未満のものを除く）</p>	<p>1 左の市町村の区域内における左に掲げる災害については、法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害により、その費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについては、法第2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係（次のいずれかに該当する場合）</p> <p>① 「当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（法第5条大項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10%」に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。</p> <p>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額から見て、①に掲げる災害が明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数が、おおむね十未満のものを除く）</p>	<p>左の市町村の区域内における左に掲げる災害については、法第5条、第6条及び法第24条第2項から第4項までの措置</p>
<p>3 森林災害関係</p> <p>「当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5」</p> <p>ただし、当該林業被害見込額が当該年度全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の0.05%未満の場合を除く。</p> <p>かつ、大火による災害にあつては、「当該災害に係る要復旧見込面積＞おおむね300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る）のおおむね25%」の市町村が1以上ある災害</p>	<p>左の市町村の区域内における左に掲げる災害については、法第11条の2の措置</p>
<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>「当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%」に該当する市町村（当該被害額が1,000万円未満のものは除く）が1以上ある災害</p> <p>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内における左に掲げる災害については、法第12条、第13条及び第15条の措置</p>

### 3. 特別財政援助額の交付手続き

#### 【計画の方針】

市本部長は、激甚災害指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、道関係部局に提出する。

#### 【計画の内容】

激甚災害に定められている措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	公共土木施設災害復旧事業 公共土木施設災害関連事業 公立学校施設災害復旧事業 公営住宅等災害復旧事業 生活保護施設災害復旧事業 児童福祉施設災害復旧事業 老人福祉施設災害復旧事業 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 知的障害者援護施設災害復旧事業 婦人保護施設災害復旧事業 感染症指定医療機関等災害復旧事業 感染症予防事業 堆積土砂排除事業 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 森林災害復旧事業に対する補助 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 水防資材費の補助の特例 雇用保険法による求職者給付に関する特例